

第六十一回
参議院
地方行政委員会
會議録第八号

(一七三)

昭和四十四年四月八日(火曜日)
午後一時二十五分開会

委員の異動

四月八日

辞任

小枝 一雄君
小林 武治君

補欠選任

渡辺一太郎君
鹿島 俊雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

内藤三郎君
熊谷太三郎君
吉武 恵市君
林 虎雄君
原田 立君

委員

鹿島 俊雄君
小林 武治君
鈴木 省吾君
船田 謙君
増田 盛君
安田 隆明君
山崎 竜男君
若林 正武君
渡辺一太郎君
竹田 四郎君
千葉千代世君
松澤 兼人君
和田 静夫君
阿部 憲一君
山田 勇君

國務大臣

自治大臣

野田 武夫君

政府委員

自治政務次官

砂田 重民君

事務局側

自治省税務局長 松島 五郎君
常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員

自治省税務局府 森岡 敏君
県税課長 高橋 睦男君
自治省税務局市 町村税課長

本日の会議に付した案件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○竹田四郎君 電気ガス税についてお尋ねをしたと思います。今回の免税点の引き上げで、電気については四百円から五百円ですか、それからガスについては八百円から千円に上げるそうです。電気のほうは八百円だけしか上げてない。ガスのほうは二百円上げられた。どうして電気とガスとでそのように差をつけて上げられたのか、その点の根拠について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 電気ガス税の現在の免税点は、電気が四百円、ガスが八百円でございます。そこで、それぞれ百円、二百円上げる。現在大体二対一の割合になっておりますので、同じような割合になるように引き上げをした、こういうことでございます。

○竹田四郎君 かつては、この間にこんなに大きな差額がはしかなかったと思うのですが、いま片

方が八百円、片方が四百円、だから、その上げる割合が同じだと、こういうあり方は、いつからそういうふうになったのですか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、かつては電気とガスの免税点にあまり大きな開きがあったのでございまして、ガスにつきましても御承知のとおり、プロパンガスとの競合の問題がございまして、プロパンガスにつきましても、ボンベでもって供給されます関係上課税されていまいという問題がございまして、それとの均衡上、ガスの免税点をかなり引き上げてきたと、こういうことでございまして。

○竹田四郎君 均衡上というのはいさういことですか、具体的にその内容は。

○政府委員(松島五郎君) いま申し上げましたように、プロパンガスにつきましては電気ガス税が課税されておられませんので、それとの均衡上、都市ガスについても引き上げをしてきたと、こういうことでございまして。

○竹田四郎君 片方はかかつていない。これは前からかかつていないわけでありまして。今回に限ってかからなくなったわけではないと思うんですが、そういふ、もう少し具体的に、なぜプロパンとの均衡上という、数字的な基礎がおそらくおありだろと思ひますので、それを教えていただきたい。

○政府委員(松島五郎君) 電気ガス税の免税点は、昭和三十六年ごろは三百円、それぞれ同じでございました。四十一年に電気が四百円、ガスが五百円、四十二年に電気が四百円据え置きで、ガスが七百円、四十三年にも電気が据え置きで、ガスが八百円、こうなつてまいりましたが、これは最近におきますプロパンガスの普及が御承知のとおり非常に勢いで進んでまいりましたので、そのプロパンガスの普及の状況等を見まして、それと

の均衡上いま申し上げましたようにガスの免税点を引き上げた、こういうわけでございまして。

○竹田四郎君 どうもその辺がよくわからないのですが、具体的にどういふような普及の状況になったからさういふような差をつけてきたのか、もう少し何か根拠があると思ひます。ただ片方が普及をしたとか、あるいはプロパンガスとの均衡というだけでは、どうもよくわからないわけですね。その辺のもう少し明確な根拠をお示しいただかなければならないのです。

○政府委員(松島五郎君) 三十九年から四十一年の資料をただいま持っておりますけれども、全世帯に占めます都市ガスとLPガスの普及状況でございますが、三十九年当時は、全世帯に占めます、都市ガスが二七・四％、LPガスが四五・九％、その後昭和四十一年になりますと、都市ガスのほうは三〇・六％、約三％の普及率の増加でございますが、LPガスのほうは五二・六％、約七％の増加というふうなことになるのでございまして、特に最近におきますLPガスの普及状況が非常に進んでおる、こういうこと、並びに大体現在LPガスの家庭消費の状況を見ますと、千円どまりになっているのが多いようございまして、そういう点を考慮いたしまして、免税点を引き上げたわけでございまして。

○竹田四郎君 そうすると、いまのお話ですと、LPガスを使っている平均的な消費量の金額が千円だから、それにしたのだ、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(松島五郎君) LPガスの平均と申しますより、大体千円というあたりが、ほぼ何と申しますか高い水準のところであるというふうに考えております。

○竹田四郎君 そうしますと、そういうLPガスと都市ガスとの大体の使用の最高の付近というの

がこの免税点の限度になっておる、こういうふうなお話だろと思うのですけれども、そうしますと、ガスのほうは使用の大体最高限度、電気のほうはおそらく最高限度は五百円ということではなからうと思うのです。総理府の発表しております家計費の調査を見ましても、大体全国平均でも千円程度の電気代は払っているわけです。これは七大都市だけでなしに、町村あたりでも最近は一千万くらいになっておるわけです。で、むしろそういう意味では電気のほうが、これはもうほとんど全国各地域ともおそろく電気のないところはない、うしろもいないという状態ではなからうかと思うのですが、そういう中で、電気のほうが使用の最高限度ではなくて、むしろ私の調べた範囲では半分ぐらい、こういうことになっておりますが、ガスのほうは使用の最高限度、非常なアンバランスがあると思うのですが、これはどういうわけですか。

○政府委員(松島五郎君) プロパンガスとの関係がございまして、プロパンガスは御承知のとおり課税されておられますので、同じようなものを使用するガスにつきまして、一方は使っておるものの種類によって違ふということも、同じ内容のものでありながら使っておるものによって、LPであるかあるいは都市ガスであるかによって課税される、されないという問題をなるべく避けたい、こういうことで、ガスに対する免税点はかなり引き上げてまいっておりますことは御指摘のとおりでございます。その辺に、片っ方に同じようなもので課税されてないものがあるかないかというところから判断をいたしておるわけでございまして、電気とはそこところ違ふということでございます。

○竹田四郎君 電気ガス税は、これは池田内閣の当時も今日の佐藤総理も、これはもう悪税だと、こういうふうに言われて、いつまでもこういうものを取っておるのは筋ではない、こういうふうに明言をずっとされておるわけです。そう考えてみますと、電気の場合には、最近の家庭電化等々によって非常に電気の使用量というものがふえて

きておるはずなんです。また電気会社も当然電気の使用量をふやすということを考えているわけでありまして、もうほとんどの家庭が、さつき申しましたように千円以上使っておる。電気は御承知のようにならざるを得ない。そういう意味では、政府のほうは、電気はどのくらい使うのが国民生活の観点から必要最低限度とか、何かそういうものがあるにあって五百円という金額にしたのかどうか伺いたい。

○政府委員(松島五郎君) 電気は免税点の五百円は、昭和四十三年度の総需用家数二千四百九十五万五千世帯に對しまして、免税点以下に該当する世帯が二百七十七万七千世帯ございまして、その割合が一割というところになっております。その後この一年半の間に電気は使用量がふえてきておりますので、現在の免税点のままにしておきますと、免税点に該当します戸数は九・七割に下がるというところが予想されますので、少なくとも現行の免税点対象戸数程度の割合は維持していきたいというところを考へまして、五百円といたしたものでございまして、もちろんその結果一三割ということになります。正確に一三割、去年と同じというわけではございませんが、これは免税点を、六十円とか七十円というわけにもまいりませんので、五百円と、百円丸く引き上げました結果でございます。

○竹田四郎君 大臣にお伺いしたいのですが、電気ガス税は悪税だと言いつつながら、ガスについてはそういうように使用の最高限度、これも先ほどの御説明で、都市ガスとLPGとの格差の問題でございまして、しかし電気にいたしまして、これは私は、かなり今日電気なしには生活できない必要な最低限度とは言えないでしようけれども、ある金額まではもう必要最低限度だと、こういうふうにも思ふのです。そういうところに、総理府の家計費調査の中で、電気の使用料が平均千円以上、こういう数字が出ておるわけでありまして、これは平均ですから、それに対してその半分しか免税点がないというところは、これは悪税の悪税たるゆ

えんのものをも最もよく私は象徴しておると思うのです。どうでしょうか。これがかなり私はひどい大衆負担になっておると思うのですけれども、大臣どういうふうにお考えですか。

○國務大臣(野田武夫君) 電気ガス税は従来から、竹田さんのお話のとおりいろいろの批判がございまして、電気ガス税は地方財政の相当な部分を占めておることも御存じのとおりであります。しかし、地方財政のために悪い税は、これはやはりできるだけ緩和していく、これは当然な話だと思ひます。そこで、今回の税制改革でもやはり電気ガス税を取り上げておるのでございまして、お示しの電気は百円引き上げて五百円、これが結局免税点をこれだけ引き上げて、その対象戸数は大体一三割と、こういうわけですが、私もこれをもって足れりと思つておりました。一応この電気ガス税はいま事務局から御説明いたしたような基準でやつておりましたが、これは当然ひとつ将来においてはもう少し積極的な考え方をもちつて電気ガス税を取り扱わなくてはならぬということをお私自身は深く感じております。しかし、とりあえず本年度の改正で幾分でも緩和していきたいということで、免税点をきめておるのでございます。いま申し上げますとおり、将来においてはさらに再検討を加えて、もう少し免税点を引き上げる、またその他の税源その他についても検討してまいりたいと、こう考えております。

○竹田四郎君 これはいまのお話ですと、悪いから将来再検討をしようというのですが、本年度の電気ガス税の財政計画で見ますと、市町村の税収は大体八百十億くらいにすぎないと思うのです。八百十億ということになりますと、これは大蔵大臣と自治大臣と二人の間で話をきめられた交付税の六百九十億というものと考へてみると、大体ほとんどになるわけですね。だから、いまだどうもこれはすぐにはできないんだというふうにおっしゃられるわけなんです。これは廃止に踏み切つても、六百九十億というものを地方財源として確保すれば大体ほとんどになるわけですね。一

気に廃止ができる、こういうふうな考えられるわけなんです。なぜそういうような点を特に自治大臣は大蔵大臣にも強く主張して、国へ貸してやるといふような形ではなしに、少なくとも廃止というものをもう少し明確にお出しにならなかつたか、その理由をお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(松島五郎君) 六百九十億の問題は、大臣からもお話があると思ひますけれども、昭和四十三年度の補正分を見合ひに繰り越したものでございまして、必ずしも昭和四十四年度の財源全体をそれによって減少させるものではないと考へておるわけでございまして。また、その問題を別にいたしまして、電気ガス税をかりにお話のように全廃をしたいと思います。それは単に四十四年度の問題にとどまらず、今後永久にそれだけの財源というものが得られないという結果になるわけでございます。いまの六百九十億は、かりに問題といたしましても四十四年度だけの問題でございまして、そのことが直ちに電気ガス税を全廃できるということにはならぬのじゃないかというふうな考へておるわけでございまして。

○竹田四郎君 局長のお話は非常に私は不可解だと思ふのです。とにかく総理大臣がこの電気ガス税は悪税なんだ、だからこれは撤廃していくのが筋なんだ、電気ガス税の話が出るたびにそういう答弁があるわけですね。一方には、そういう話があつても、実際事務を担当する局長がそんなことはできないのだと言ふことは、どうもちよつと私もふに落ちないのですが、もちろん四十三年度の六百九十億が直ちに四十四年度に使えないというところは私も知つておるわけです。それならばそれで、四十五年度からひとつ全廃しよう、これとしてはこういう措置でかへんしてくれ、何らかそれについて説明があつてもいいはずだと思ふ。そういう説明がないで、そんなことはできません、六百九十億は来年度だけで、その次はどうなるかわかりません、こういう形では、電気ガス税も廃止の方向にあるのじゃないかと、存続の方向にあるのじゃないかと考へられないのですが、どうで

すか。

○政府委員(松島五郎君) 大臣からお話がございましたように、電気ガス税についてはなお負担の軽減、合理化をはかるべき面はあろうかと存じますけれども、私どもといたしましては、この段階で廃止をするという考え方を持っておりません。

○竹田四郎君 もう一つ、電気ガス税を見ますと、かなり多くの企業に対して非課税措置をやっておりますが、電気ガス税の非課税分はことしは幾らになりますか。

○政府委員(松島五郎君) いわゆる産業用非課税と申しますか、そういうものが二百三十五億円ございます。

○竹田四郎君 二百三十五億円というものが一方企業のほうでは減免になっておる——ちよつと、いまの二百三十五億円というのは、昨年度よりも約二十億程度ふえるのですか。もつとふえるのじゃないですか。

○政府委員(松島五郎君) いま申し上げましたのは全く非課税になっておりますものの産業用の分でございます。そのほかに一般用の免税分というものがございます。たとえば街路灯でございますとか、そういったものに免税をいたしておりますが、その分が九億円、なお一般用の減税分として、ガスにつきまして二十億円別でございます。そのほかに産業用でも用途免税分というのがございます。電気会社が発電用に使用します電気とか、あるいは農業用の電気でございますとか、そういったものが別に免税になったものがございます。そのほかに、ただいま御審議をいただいております税法でも、綿糸、綿織物等の関係で税率を軽減しているものがございます。それが十六億でございます。そういったものを合わせますと、電気では三百二十二億円、ガスでは二十五億円、合わせまして三百四十七億円が免税ないしは軽減になっておる、こういうことでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、この三百四十七億の中には、たとえば街路灯みたいに、ある程度は減免しなければならぬものもございすけれども、

も、先ほど申しましたように、企業免税というものが二百三十五億の中にあるわけです。そういういたしますと、企業に対しては非常な免税がされておる。しかし一般の家庭には、先ほど申しましたように平均使用料のたつた半分以上が免税になっていない。これはかなり不公平な措置じゃないかと思ひます。こういう不公平な措置があるからこそ、この電気ガス税というものが悪税だと言われおる私は大きなやんじやないか。公平に取られておるといふことであれば、それはある程度議論も成り立つわけでありまして、そういう意味で、非常に企業に有利には税率緩和あるいは免税、そういう措置をされておりますが、しからば、そういう措置をしていく企業の種類といふんです、あるいは製造品目といふのかよくわかりませんが、ある品目といふんです、それは大体どのくらいの業種といふんですか、品目といふんですか、どのくらいにわたっているんですか。

○政府委員(松島五郎君) 現在産業用の電気の非課税等につきましては、非常にこまかく区分をいたしましたので、数はかなり多くなっております。たとえば鉄につきまして、鉄鉱、砂鉄、純鉄、鋼塊、鋼材、合金鉄、鋳鉄鋼、可鍛鉄、鉄、純鉄、電解鉄といふふうに同じ鉄でも幾つかに区分をしておりますので、数はかなり多くなっておりますが、それらの数を全部合計いたしますと二百二十八品目となっております。

○竹田四郎君 たとえばいま一番最初におあげになりました鉄、これは具体的にどういうところですか、使用電気は免税措置になっておるわけですか。

○政府委員(松島五郎君) 鉄鉱、砂鉄等につきましては採掘の段階についての免税でございます。それから鉄塊、鋼塊、鋼材等につきましてはそれぞれ製造工程におきまして使用する電気の免税でございます。

○竹田四郎君 いま鉄鋼関係のお話があったわけですが、最近八幡、富士鋼鉄の合併などがありますけれども、こういう中で論議されているところを見ますと、こういうものについて減税、免税

されてきたという事は、おそらく輸出あるいは国内におけるところの鉄鋼価格を上げさせない、そういうような観点からおそらく免税にしているんだらうと思ふんですけれども、現実には、日本の鉄鋼というものは実際相場から見しても非常に安い、しかも、最近の話では非常に輸出も伸びておる。こういう事態の中で、さらに電気、これも免税措置を相変わらずやっております。なるほど戦後の荒廃した時期で、鉄鋼が非常に不足していた時期というならば、あるいはそうした措置というやうなものがある程度理解ができるわけです。今日において鉄鋼というのは世界で一番日本が生産性が高い、しかも値段も安い、こういうものについてまでもいつまでも地方税が——片方では地方財政が苦しい、こういうことを言いながらいつまでもいつまでも整理をしない、これはまことに不公平な措置ではないかと思ふんですけれども、そういう意味で、二百二十八品目について一体どのように洗い直したのか、どのように再検討したのか、そして残した理由はどのようなものかというのを実は一つ一つ聞きたいわけでありまして、いまの鉄鋼関係の問題についてどのように洗い直し、具体的にどういふ事情があるからそれを相変わらず非課税措置にしておいたのか、その点をひとつ、最近検討されておるのだらうと思ひますから、明確に聞いておきます。

○政府委員(松島五郎君) 産業用電気の非課税につきましてはいろいろ考え方のあるところでございます。電気ガス税は消費税であるから、消費段階において課税すべきであつて、製品の中に、何と申しますか、組み込まれていく原料段階に課税をすべきでないんだという、こういう議論もございします。おそらく現在の電気ガス税がこういう産業関係のものに非課税になってまいりました経緯はそこにあつたと私は理解をいたしておられます。そういうことでございますので、一体それではどの程度までの電気の使用量といふものを持つような産業について非課税とすべきかということ

が長い間論議されてまいりました。税制調査会等

におきましていろいろ論議をいたいただきました結果、製品コストの中で五%以上電気料金が占めるものを非課税にするという取り扱いにしておるのでございます。なお、しかもその製品が、重要基幹産業または新規重要産業であるという二つの点から整理をしていくべきだということ、今日まで進んでおりました、いままでも何回も関係方面から資料を徴しまして、そういった電気料金の製品コストの中に占める割合はどうなつておるかということも調べながら整理を進めてきておりますけれども、いつも御指摘をいただいておりますが、その後整理されたものはごくわずかでございまして、依然として残っているものが多い、あるいは追加されているものが多いという事は事実でございます。それは、いま申し上げましたような基準から申しますと、現段階において直ちに落とすということが困難であるということからでございます。

○竹田四郎君 私は、地方財政が非常に豊かで、金がほんとうの意味であり余つておる、どうにもあり余つて使ひようがない、こういう段階でありますれば、私は当然の意味ではそういう御趣旨のこともわかるつもりですけれども、現実には、この前本会議でも述べましたように、地域におけるところの行政水準といふものは非常に低いわけですから、こういう中で、こちらのほうだけ非課税措置をする、一般の大衆は千円もかかっているのにその半分しか免税されない、こういうようなことは、私は地方財政といふのは少なくとももう少し住民の立場に立つべきであらうと思ふんです。こういう形が進めば進むほど、最近の地方財政は企業の下請になつておるんだとか、こういう批判を私はますます受けるやうになるのではないかと思ふんです。先ほど鉄鋼の例で五%の電気代がかかるというんですが、五%電気代がかかると鉄鋼の値段は、たとえば厚板なり何なりでけつこうですが、一体どれだけ上がるんですか。

○説明員(森岡敬君) ただいまお話し、電気料金の中での電気ガス税を非課税から課税にしたら

製品原価にどういうふうにはね返るか、この辺の計算は実は私もちよつとできておりませんが、いま局長から申しました製造原価の中で占める電気料金のウェート、これは鉄鋼で申しますと一・一％ということになっております。先ほど申しました鉄鋼以外のものにつきましてはそれぞれば若干違ひますけれども、たとえば合金鉄などばかり使いますので二六・一％でございまして、あるいは純鉄などは二〇・一％、しかし鋳鋼といふふうなものになりますとやや低くなりまして六・七％というふうに、製品ごとに若干の差がある、こういうことでございます。

○竹田四郎君 そのことは三十七年の一月の五日に通産省の企業局長と税務局長との覚え書きですか、これについて五％ということをおそらくおきめになったのだらうと、こういうふうに思いますが、これは実は七年も前のことでありまして、その後日本の企業の生産性というものは非常に上がっているはずで、ですから、私は当然いまの鉄鋼ならば鉄鋼一つの問題を取り上げて、非常に能力が上っている、しかもコストダウンしている、こういう企業であらうと思う。こういう企業については、こういう三十七年当時、その当時でも私は五％という点はかなり問題があるうと思ふのです。いまはもっともとそうした意味では生産性が上がっているわけでありまして、私は、この三十七年の一月五日の覚え書きというのは当然訂正をすべきである、改正をすべきであると思うのです。もう少し具体的に二百八十一品目についてもとよく検討をしてみる、こういうことが私は必要だらうと思うのです。この点、局長はどうですか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘の問題は二つあると思ふ。一つは、この基準を前提として、現在非課税になっているものがはたしてこの基準に合っているかどうかというのを検討するといふ問題、これは毎度やってくるつもりでございします。もう一つは、この基準そのものが今日において適当であるかどうかというのを検討する

という問題があると思ふ。私も、前者のみならず、後者についてもいろいろ検討を続けておりますけれども、ともかく製品コストの中に五％を占めているというものを非課税にするかどうかという問題はなかなかむずかしい問題でございまして、今日ではそれが、一つの申し合ひのようなものではございしますけれども、一つの基準のように固定化されてきているところから、この基準そのものを改変するというところについては、かなりの抵抗がございまして、今日もなかなか問題が進んでないといふことでございしますが、御指摘のとおり、世の中が刻々と変わっておりますので、これらの点も含めて今後検討をしてまいりたいと思つております。

○竹田四郎君 検討すると、口ではそうおっしゃいますが、片方ではこれは非常に抵抗がある、こういうおっしゃり方だと思ふのです。こういう企業の使つてゐる電気料金、さっきのような鉄鋼の使つてゐる電気料金というのは、おそらくわれわれが使つてゐる電気料金よりも非常に安いと思ふ。おそらくキロワットに直せば五円か六円という状態だと思ふのです。で、われわれの電気料金というのは大体十五、六円から十七、八円になつてゐます。それで、同じように金額で五％、こういう金額で割合を出すといふのは、これは私は、どうも企業にますますサービスを与えることになるのじゃないか。先ほどの二百三十五億、これをわれわれが普通使う電気料金で計算すると、おそらくこの三倍くらいになつてくるのじゃないか。これはどのくらいになつてくるのじゃないか。使つて電気料金で直すと、二百三十五億といふのは。

○説明員(高橋隆男君) 昭和四十二年の実績で電力消費量と電気料金収入を比べますと、われわれ一般家庭で使われている従量電灯でございまして、キロワットアワー十二円二十四銭といふことと、キロワットアワー三円八十二銭といふことになりまして、大体四倍くらい金額になると思ひま

す。

○竹田四郎君 そう考えますと、二百三十五億といふものの四倍ですから一千億近く片方には免税をしてゐる、こういうことになりませんか。そういたしますと、私は、そういう面から見ると、これはなおさら電気に対する税金といふのはたいへん不公平だといふことになつてゐると思ひます。そういう点でどうなんですか。これは大臣にお聞きしたいと思ふのです。来年度はどうしますか。

○国務大臣(野田武夫君) 私は先般も委員会でお答えいたしました。これは、特にいま御指摘の非課税品目でございますが、これはいま税務局長からもお答えしましたとおり、はたしてこの多数の品目の検討が正確にできているかどうかといふことになる、必ずしも完全な検討がなされてない点があるんじゃないか。それから、いま御指摘になりましたように、一般消費と大口消費の電力料金の差なんといふものを勘案いたしますと、これは当然ひとつ洗ひ直してみなければならぬ、こう思ひます。そこで、いまの申し合ひが三十七年か七年といふことでございしますので、相当その間の時間的な意味におきまして、生産技術が相当革新されてゐるのじゃないか。この技術面の問題、それからいまの経済の推移といふようなもの、を勘案いたしますと、そういうものを手直しする必要があります。来年度にあたりましては、相当そういう点を準備いたしまして検討したい、こう思つております。

○竹田四郎君 まあ来年は検討するといふことでありますから、来年を見ざるを得ないと思ひますけれども、そういう意味では私は非常に不公平きわまつたと思ふのです。金額ではなるほどそうだけれども、実際の電気の使用量からいけば、ほんとうにこのまけた分だけで実際の電気ガス税全部出てしまふ。もうほんとうに国民の大衆負担といふことしかこの問題では言えないと思ふのです。そういう点で、これはひとつ早急に検討をしていただいて、来年度はひとつ全廃できるような財政措

置をとつていただきたいと思ひます。

もう一つこの際聞いておきたいわけですが、法文は忘れましたが、電気についてみなす使用といふのがありますね。たとえばアパートなんかでメーターが一つある、何人かにその部屋を貸してゐる、こういう場合に、何世帯であらうか、それは部屋を貸した人、貸主の使用とみなされる。こういう形で電気ガス税を取るといふのがあつたと思ふのです。最近の公団なんかのアパートではおそらくかなり各戸ごとのメーターがついてゐるだらうと思ふのです。一個しかついていないといふところでは、実際は貸主が使用したもののみならず、結局普通ならば電気について各世帯五百円ずつ免税点がある。しかしこの場合には、ただ一軒しか免税点がない。ほかの者はかなり税金を取られる。こういうふうになる規定だらうと思ふのです。その点はどうかなんですか。割つてやつていくのですか、どういたしますか、そのときの税金の計算は。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のようにメーターが一つであるといふような場合に、事実問題として、だれがどのくらいお使いになつたか区分することができませんので、貸主が使用したものと課税する、こういうことになつております。

○竹田四郎君 そういうことで、片方では免税点を引き上げるといふ形でやつてゐるけれども、私は実際上は非常に不公平だと思ふのです。不公平だとは思ひませんが、たとえば、五軒入つておつてメーターが一つであるという場合には、五世帯いるのだから、五世帯いれば、免税点五百円の五倍の二千五百円免税して、その上にかけていく、こういうのが当然あたりまえだと思ふのです。どうなんでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 厳密にいいまして、それだけが御使用になつた電気量に応じて課税することが一番公平であらうと思ひます。いまのような場合は、なるほど御指摘のとおり不公平な面も

ございますが、逆に申しまして、ある一人の人がよけい使つて、ある一人の人が使わなかつたにもかかわらず、使わな人も免税になるという場合も出てくるわけでございまして、まあやはり問題はメーターが各戸につくということが望ましいという点ではなからうかというふうに考えております。

○竹田四郎君　そういうふうなみなす使用でとられている世帯というのはおおよそどのくらいありますか。計算したことがありますか。

○政府委員(松島五郎君)　実はそのメーターそのものが一つになっておりますものから、統計上そのメーターで何人お使いになつてゐるかということがわからないというのが現状でございます。

○竹田四郎君　まあ大体こういうところは、おそらく電気の使用量というのは、一般の家庭、あるいはまあ公団なんかのアパートよりもおそろく使用量は少ないと思うのです。そういうものに税をたくさんぶつかけるといふのはまさにぶつかりだ、こう言わざるを得ないと思うのですが、この辺どうですか。何かの形で改正をする意思があるかないか。

○政府委員(松島五郎君)　現在の規定がわざわざこういうふうに入つておりますにつきましても、やはり実際問題として区分ができないといふところから起きてきたものと考えます。御指摘のような問題もございまして、私もいまして、検討はいたしたいと思ひますけれども、いまここで直ちに来年度改正をするということをお答えする段階ではございませんので、そこは御了承いただきたいと思ひます。

○竹田四郎君　そういう意味で、いまのみなす使用といふのは非常に不公平だし、大体近代的なアパートなら別々にあるわけですから、どっちかというと半分くらい家がつぶれかかっているようなところに住んでいる人が比較的多いだろうと思ひます、このみなす使用の場合は、だから、これはひ

とつある地域においてそういうものを実態調査をしていただいて、これはさつそくに負担の公平という立場から、この点もひとつ、電気ガス税を来年度全廃してしまへばもうそういう必要はありませんけれども、しかし実際どのくらいこの税金を余分に取つていたかという資料になると思ひます。そういう意味ではぜひこの点は十分御調査の上ひとつ善処をされたいと思ひわけであります。

その次に、やはり非課税措置についてお伺ひしたいと思ひますが、私のほうで調べた点で申し上げますと、租税特別措置によつて国のほうが減税をされる、それが地方税にはね返つてきまして地方税の減収額になるものが、まあ千八百九億くらいあるというふうに出ております。また同時に、地方税におけるさつそきの電気の例をはじめとして、固定資産税、そうしたものでの非課税というものが千三百三十二億、これだけありまして、合計二千二百億程度が、国の措置あるいは地方の措置でそれだけ地方税収を少なくしてゐるということになるわけでありまして、本年は四十三年に比べて約四百八十億くらい軽減されておるといふ数字が私のほうには出ておりますが、大体そんなところでしょうか。どうですか。

○政府委員(松島五郎君)　大体お話のとおりでございます。

○竹田四郎君　これは全部が全部はずすというわけにはおそろくいかないものだろうと思ひますが、それにしても、両方で二千億からのものが非課税措置になつてゐるというのはいさや問題があるのじゃないか。特に自主税源を確保しろとか、あるいは都市税源の拡充を強化しろ、そういうふうにかましくいわれているときに、こんな多額の金が非課税措置になつてゐるというところはわれわれもよつとふしぎでならないわけでありまして、これでも、これもたしか地方制度調査会でしたか、税制調査会でしたか、ちよつと覚えがありませんけれども、昨年の夏あたりの答申においても、た

しかこの点は、国の税金によるところの措置で地方のほうに影響を与える、そういうような関係はひとつ断ち切れというような答申が出てゐると思ひますが、その点何らかの措置をいたしまして、当然私はそういうようなものを断ち切つていくというふうなことが必要であらうと思ひますし、また地方税の非課税措置の問題、これは先ほどは電気ガス税の問題だけでありましたが、これは固定資産税等はかなり多くの非課税措置をやつてゐると思ひますが、そうしたものもこの際さつかり洗い直していくことが必要ではないかと思ひますが、まず長期税制の答申によるところの国の軽減措置が地方にはね返つていかないようにする何らかの措置が必要だと、こういう答申に対して、自治省のほうではどういふふうにお考えになつておるか、その点をまず御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松島五郎君)　国の特別措置があるべく地方税に影響しないようにすべきであるという点につきましては、私もできるだけそういう努力をいたしてゐるのでございます。しかしながら御承知のとおり、住民税にいたしましても、法人事業税にいたしましても、税務署が決定をいたしました課税所得を原則として使うといふ形になつておりますために、課税所得そのものの計算の中に取入れられませんでした特別償却とかあるいは各種割増し償却といふようなものにつきましましては、技術的にいふまでもないことであるといふことがむずかしいのでございます。そこで私どもといたしましては、そういう所得計算上の特別措置をなるべく国税で講じないようにならう、特に国税として何らかの特別措置を講ずる必要があるときは、所得計算は通常の所得計算をして、最後の段階で税額控除といふような形で処置をしてもらふといふことにならうと、その分だけ別建てになりまして、私どもとしても課税標準から除外するといふ操作がしやすいわけでございます。そこで、たとえば資本構成は正のための課税の特例でございますとか、合併助成のための課税

の特例の制度につきましては、法人税において税額控除の制度をとつて、こちらはそれを排除するという処理をいたしておるのでございます。今後もしそういう方法で、できるだけ国税の処理が地方税に自動的に及ぶといふことがないように配慮をいたしてまいりたいと思つております。

○竹田四郎君　しかし現実には、国税の措置によつて受ける地方税の減収分というものは去年よりも二百五十億くらいふえておるわけですね。毎年毎年そういう形でむしろふえておるというところは、地方の側からみればたいへんなことだらうと思ひます。だからこれはもう少し抜本的な対策で、少なくとも、ふえていくんではなくて減つていくような措置を私は何らかの形でとるべきだと思ひますが、いまお話をあつたように、税額の中で計算をしていくといふようなことでもできないわけではないわけですね。こういうものを具体的に、そのどれとどれがそういうふうな形になつておるか、これも項目ごとの非常にたくさんありまして、三十数項目くらいにわたつてそういうものがあると思ひますが、ほかのほうはそういうことはできないのですか、計算上、税制上。

○政府委員(松島五郎君)　たとえば特別償却といふような制度を国の場合にとりまして、御承知のとおり現在は特別措置といふことで減税といふことになつておりますけれども、特別償却とは、結局最初の年度に損金を多くして、あとの年度にその分だけ損金が少なくなるという意味で一種の課税の繰り延べのような制度でございます。それはそれといたしまして、実際問題としてそういう償却方法による所得計算まで変えてしまふといふことになりまして、技術的に非常にむずかしい問題がたくさんございまして、実際問題としてはなかなか実行できないという面がございまして、そこで、私も私どもはそういう何と申しますか、企業会計上やむを得ないものを除きましては、できるだけ税額控除といふような制度で先ほど申し上げましたように処理するといふことで、国税の影響

響が自動的に及ばないようにしていきたいという気持ちを持って関係当局とも協議をいたして、そういう方向で進んでおられるわけでございます。

○竹田四郎君 これは一つ一つ見ていきますと、だいぶ問題が私はあると思うんですね。たとえば利子所得あるいは配当所得、こういうようなものも、金額的に見ればとて五五百億ぐらいのはね返りになっているわけですね。これあたりは非常に私は、地方財源という立場からとてみますと、これは重大な問題だと思ふんです。その辺のことは何とか、私そんなにむずかしい問題でなからうと思ふんですが、そういう点でもう少し一つ一つ洗い直して、なるべく国税の地方へのはね返りを防いでいくような措置をとらなければならぬと思う。われわれのほうの一般の勤労者あるいは個人から取る場合には、前にはっきりと国税と地方税との関係は遮断したわけです。こつちのほうだけいつまでも遮断しないでいくというのはいふん片手落ちのことだと思ふ。この辺もいままぐぐこで回答を得るというふうなことも非常にむずかしいかろうと思ふんですが、非課税措置の問題にいたしまして、たとえば固定資産税などにおきましては全部で非常に多くの金額、四百八十億ぐらいですか、そのぐらい非課税措置になっておられるわけです。そういう点でもう少し洗い直して、来年はもう少し金額の少なくとも減っていく、こういうような実績をお示し願いたいと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘の点は、私どもも税法の改正のたびごとに心がけてきておるつもりでございますが、現実には、非課税規定の整理というよりは、すでにある非課税規定と自分のほうのものとを、非課税という方向で均衡をとれという要請が強いというのが現状でございます。したがって、新しく入るものをどうやって防ぐかというところにむしろ追われているような状況でございます。すでにあるものを整理するということはなかなか進んでいないというところは御指摘のとおりでございます。私どもも、しかしな

が常に新しいものなるべく非課税にならないようにつとめなきゃなりませんが、現在あるものもそういう意味でできるだけ整理していきたいという気持ちを持っておりまして、引き続き努力していきたいと思ひます。

○竹田四郎君 次に、国鉄納付金のことをちょっとお聞きしたいと思ふんですが、一月の六日ですか、自治大臣と大蔵大臣の間で交付税に関する覚え書き、その第五項に、国鉄の納付金については自治、運輸両大臣のきめるところによると、こういうふうなことになる、おそらく二十五億の国鉄の納付金が減額になったと思ふんですが、その根拠はどういうこととおきめになったのか、その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 国鉄納付金につきましては、かねがね国鉄当局からは廃止してもらいたいというふうな要望も出ておりましたことは御承知のとおりでございます。一方市町村側から申しますと、固定資産税にかわる重要な財源として、絶対廃止は困るという意見も強く述べられてきたことも御承知のとおりでございます。いろいろな経緯はございまして、国鉄の現在の財政の状況等も勘案いたしまして、多少の軽減をはかることにいたしたいというのが今回の改正の趣旨でございます。そのやり方としては、国鉄のみならず電電公社、専売公社の納付金は、固定資産税相当額の二分の一というところに従来からなっておりますけれども、国鉄の場合は、その二分の一をベースにいたしまして、私鉄についてとられております特例措置をもう一つ同じような形で適用してはどうか、こういうことで二十五億という軽減額を出した次第でございます。

○竹田四郎君 それは具体的にどういうことなんですか。二十五億がどういうふうにしてはじき出されたか、何か資料をいろいろ持っていていらっしゃると思うんですが、もしその資料があまりしう少しこまかくその二十五億という数字がはじき出された根拠を、もしおわかりでしたら話しても

らいたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 現在提案をしております国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正案で、それぞれ特例規定を適用することを定めておりますが、その特例規定を適用いたしますと、新規営業路線につきましては、最初の五年間は現在の二分の一であるベースをさらに三分の一にする、こういうことでございます。したがって六分の一になるわけでございます。その分で来年度の軽減額が九億六千万円ばかりになります。それから新しい車両を建設いたしました場合に、一般の私鉄は三年間二分の一にいたしてありますので、国鉄の場合は二分の一をベースにして二分の一にするということで、二億七千万円ばかりでございます。そのほか自動列車停止装置、これは五年間私鉄の場合は二分の一にいたしてありますので十分の五、二分の一の二分の一、それから河川改良及び線路の地下、高架移設に伴う新設路線の設備等、これも私鉄は五年間三分の一にいたしておりますので、二分の一掛け三分の一というようにいたしております。それから立体交差化に伴います路線設備につきましては、道路管理に負担を軽減して税額を計算することにいたしましたので、その分等がございまして、合わせまして二十五億円、こういうことになっております。

○竹田四郎君 ちょっと、ATS関係は幾らですか。

○政府委員(松島五郎君) ATSが五千万円でございます。

○竹田四郎君 河川のほうは。

○政府委員(松島五郎君) 河川改良等に伴いますものが一億でございます。それからなお評価につきましては、定率法によつて、現在までは定額法によつて評価をいたしておりますけれども、一般の資産は全部定率法によつて評価をいたしておりますので、その分が約十億ばかりでございます。

○竹田四郎君 こういう措置をとっていきまうと、これはこし限りのものではないだろうと思ひますが、来年度以降引き続いて国鉄納付金が減額

をされていくと思うのですが、こういう計算でございますと、国鉄の計画と合わせますと来年度あたりは幾らぐらいになっているのですか。

○政府委員(松島五郎君) 来年度の分が二十九億二千八百万円でございます。なお、いま申し上げました数字は、国鉄が予定をしております長期計画に基づいて投資が行なわれるというのを前提にしている数字でございますので、投資額が上下いたしますと、必ずしもこの額にぴったりと一致するということにはまいらないかもしれません。大体その前後であらうと思ひます。

○竹田四郎君 そうしますと、国鉄の第三次長期計画ですか、これが第四次に繰り変わっていくようでありまうけれども、それが進めば進むほどこの金額というのは大きくなっていく。そうすると、国鉄の納付金で具体的に市町村に入ってくる納付金は総体的にだんだん減ってくる、こういうふうな形がこで打ち出されてきたと、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○政府委員(松島五郎君) 増加する資産につきましては、いまのような措置を講ずるわけでございまして、資産の増加がなければ減額もふえないということになりまうので、昨年度に比べましては、今年特別の措置を講じたので、若干減りますけれども、今年以後だんだん減るということには必ずしもないと考えております。

○竹田四郎君 しかし、既設のものはだんだん償却していくから、減るわけでしょう。これは減らないんですか。当然いろいろな、車両にいたしましても、機関車にいたしましても、まあ土地は減らないだろうと思ふんですが、家屋にいたしましては、その他の償却資産にしても、これは減っていくわけですから、当然総体的には減ってくる。どうでしょう。

○政府委員(松島五郎君) お話しのとおり、償却が進みますと、資産がふえなければ、現状の資産を維持していく限りにおいては減ってまいりまう。ただ、現状の資産よりも多くなつていきまう分には、軽減をしながらもその全部をまけてしま

うわけではございませんので、その分だけはプラスされていく。したがって、既存の資産の減分と、軽減しながら新しい資産のふえていく分の差引きをいたしますと、全体としては若干ずつふえてまいります。本年度の収入見込み額は、軽減後で百六億ばかりでございますが、来年は百八億、再来年は百十億というふうに、少しずつふえてくるという計算でございます。

○竹田四郎君 まあ非常に国鉄が危機だということ、こういう措置をまあ半永久的にとつていかれるということですが、これは自治大臣、どうですかね、いままでに、現実の問題、私の住んでいる地域でもそうなんですけれども、たとえば通勤電車を複線化するという場合には、大体その土地を地元、まあ駅の広場なんかというのには必ず地元に出さしている。極端な場合には駅舎をつくる費用まで地元に出さしている。そのほか、国鉄の利用債を買うということはもうあたりまえで、国鉄の利用債を買わなければもうこの複線化もしなければ駅の施設もしない、こういうことがもう通常行なわれているわけですね。特に通勤の、この近郊の路線ではそういうことが行なわれているわけです。で、片方でこういうふうな形で納付金をまけてやる。相変わらず国鉄の利用債を買わなければ住民はもっとも通勤緩和をはかってもらうことはできない、この方面は、自治大臣、運輸大臣との話し合いの中で、国鉄の利用債の問題とこれとの関連というのは一切お話をしたわけですか。

○国務大臣(野田武夫君) 国鉄の財政の危機、再建計画というものが大きな問題になりました。これは実は、国鉄納付金は今年度の予算編成で起こった問題でなくて、前から大蔵省のほうも、国鉄のこれをひとつ廃止してくれ、一文も取らぬでくれという注文が長くあった。今度もその話が出てまいりましたが、特に今度は、御承知のとおり、国鉄のいわゆる再建計画というものを本格的にやる、それで協力してもらいたいということ、従来からの希望もあるから、納付金を免除してもらい

たいということ。そこで私といたしましては、国鉄の財政の危機ということはまあわかりますが、納付金を全廃するということは地方財政に影響があるから、これはお断りするということをたてまえといたしまして、大蔵大臣からの希望もありましたけれども、いま覚え書きに書いてありますとおり、じゃ、その点はもう一切大蔵省は関知しない、大蔵省は国鉄の納付金をどのくらい、これは全廃ですとすれば、財政計画の中に織り込んでいこうという、この二十五億分はもう織り込んでありますけれども、相当期待しておつたようですが、拒否してしまつたから、そこで覚え書きのとおり、国鉄、運輸大臣と私と話し合ひ、その際には、いま御指摘のありました通勤電車の場合にいろいろな現物を出すとか、あるいは利用債というものを発行するとか、これとの関連を条件付きでもつてやるということはいたいしております。それはやはり主として国鉄の再建計画の中に多少の協力と言いますか、しかしこれは限度があつて、その要望は全面的に受け入れられない。そこで、いま税務局長が申しましたとおり、いろいろな理論的根拠からいって、地方鉄道並みの取り扱いということならば筋が通る。それを、ただ国鉄が困っているから、地方財政にゆとりがあるから金をやるのではない。筋の通らないことは、こちらからいま納付金について手をつけて、何らの根拠のない納付金の削減は一切困るということ、この折衝の結果、最低限度の程度ならば、まあ私鉄と同じような取り扱いということからいけば、二十五億くらいは浮いてくるからよからうというようにいたしたわけですね。ただこの際、これは別に運輸大臣と私約束した覚えはございませんが、何とていって国鉄というものは、地方の、いわゆる地域の方々に対しては非常にこれは絶対必要な交通機関でございまして、これは決して国鉄だから地方に連帯がないというのじゃなくて、これは相当深く地域住民の生活に連帯がある。これもわれわれやっぱり考えなきゃいかぬ。やはりそのために相当利用していることは事実で

ございますから、それがばつたり行かなくなるといふ、すべての再建計画がとまつて、交通機関の問題に影響が起ること、これはやはり地方行政上から考えましても重大なことでございます。そういうこともありましたので、まあこういう最小限度の金額ならば考えようということで、この二十五億の納付金の削減をやつたと、こういうことでございまして。

○竹田四郎君 その二十五億の削減の話はよくわかるのですが、逆に、通勤電車を多くしてくれとか、複線化してくれという、もう大体その沿線の市町村に国鉄利用債を持って、こう言ってくるのが国鉄の常識ですね。貨物線なんかには幾らでも国鉄は金をかけますけれども、通勤電車というところを痛めないで沿線市町村におぼさつていく。その点は、国鉄利用債はいままでと同様に、自治大臣は片一方でこんなにまけてやつても、いまでも同じ国鉄の要求を聞け、こういうふうにおつしやられるのですか、どうなんですか。その点、これだけまけてやつたのだから、ひとつ国鉄の利用債ということでもあまり沿線の市町村に迷惑をかけるというふうなことはやめなさい、こういうふうな御意思がありますか、どうですか。

○政府委員(松島五郎君) 国鉄の利用債の地方団体引き受け等の問題につきましては、この制度ができました当時から私も、無理な押しつけのようになつた形にわたることはできるだけ避けなければならぬということで、運輸省ともいろいろ相談をいたしてきております。特に、私ちよつといまその内容をかなり昔のことではつきり覚えておりませんが、駅前広場のようなものをつくるような場合のほか、たとえば複線化でありますとか、あるいは電化でありますとかというふうなものについては、鉄道利用債の引き受けを求めないというふうな約束になつてゐるはずでございまして、ちよつといま正確にその内容を覚えておりませんが、かなり国鉄利用債につきましては、私どもとしては地方団体に押しつけるといふようなことのないよ

うに配慮をいたしてきておるつもりでございます。なお現実の問題といたしまして、二十九年から三十九年ごろまでは、かなり国鉄利用債を地方団体が引き受けておつたようでございます。その間に引き受けたものが約三十億ございまして、その後だんだん減つてきておりまして、四十一年度は四億一千三百万円、四十二年度は三億三千万円というふうになんて減つてきていっているのが現状でございます。

○竹田四郎君 まあ減つてきているのは、おそらく国鉄のほうが出さなければならぬというふうなこと、減つてきているんだらうと思ひますが、具体的に例をあげれば、私が住んでいる地域を走っている横浜線、これはいま御承知のように、相模原からあるいは町田、それから港北を通過して鶴見、川崎、東京、こちらのほうに人員輸送しているわけですね。もうこれは前々から実は四十二年一ぱいには、少なくとも原町田までは複線化するといつてゐる、そういう話だったわけですが、ところが原町田の町田市の財政事情で、利用債には応じ切れない、こういうことになつたわけですね。ですから、いつまでたつても国鉄の複線化計画というものが一向に進まない、国鉄はもう最近ではやる気がないということすらいわれておるわけですね。そうなるてみますと、片方では二十五億削減したけれども、片方では、住民のほうに對しては相変わらずラッシュの混雑を与える、こういうことじゃ困ると思ふんですね。まけるだけで、サービスは全然してくれない、この辺どうなんですか。さつき何かそういう取りきめがあるというのですけれども、その取りきめを国鉄のほうは逆に利用している、つくりたいというふうな問題があるわけですが、その辺はもう少し国鉄と自治省とで煮詰めていただかないと、実は住民として非常に迷惑をするわけですね。どうなんでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 鉄道利用債の問題につきましては、私どももこういう問題を取りきめまして、あたつて、国鉄が鉄道利用債まで引き受けさせて、なお税をまけるということを主張するのは

ても、そこの飲食は税金はかからない、こういうしかけになっている。いわばそういう何と申しますか、大衆的な飲食をする場所、ある時期たぐさん飲食をいたしまして、八百円をこえても税金はかからないようにしておこう、こういう趣旨なり結果になっている、こういうことではないか。

○竹田四郎君 そうしますと、チケットによるところの税収というのは全体で幾らくらいあります。大体どのくらいの人数が対象になりますか。

○説明員(森岡敬君) 先ほど申しましたようにほとんど免税点以下になっているので、三百円なり四百円という程度で、ほとんど税金はかかっていない、こういうふうには見ておるわけでございます。それであれば、先ほどお話のように、三百円を四百円に上げる理由はどこにあるのか、こういうことにならうかと思いますが、三百円にきめられたのがたしか四十一年でございまして、その後諸物価の値上がり等によりまして、若干こういう食堂の定価等も上がってまいっておりますので、そういうのを考慮いたしまして、さらに免税の徹底を期する意味で四百円に上げて、ほとんどのものがかからないようにしたい、こういうことにしたわけでございます。

○竹田四郎君 どうも、その説明聞いてもやっぱりサラリーマンの昼めしにも税金をかけるという感じはぬぐえないわけですね。一つのものがたとえ五百円だとなれば、それはかかるわけですね。チケット制の場合には五百円でもかからないんですか。免税点をそれじゃ四百円にするという具体的な効果というのにはどうですか。

○説明員(森岡敬君) 先ほど申し上げました、たとえばこういう指定されてない店ですと、八百円をこえる飲食をいたしますと、申し上げるまでもなく課税されます。こういう指定されている店で、チケット食堂で三百円の品を四品飲食した、あるいは四百円の品を三品飲食したという場合には、ともに千二百円になります、それは飲料税

は課税されないと、こういう仕組みになっておるというところでございます。

○竹田四郎君 どうもその辺はあまりよくわからないんですが、そうすると、一品四百円をこせばこれは当然かけられるわけですね。そういうものを三品でも四品でもとるような食堂というのは、こういうことをやっているわけですか。

○政府委員(松島五郎君) たいへんややこしい制度でございますが、要するに入口でチケットを買って食事をする、その料金が三百円なり四百円なり以下のところは、いわばそこは免税食堂だ。したがって、チケットを買うときに二つ買って八百円になっても、一々それを二枚チケット買ったんだからおまへは八百円だというふうなことでとらずに、そこは免税にしようというのがこの制度の趣旨であるというふうな考えであります。したがって、原則としては一品の値段が、今度四百円でございますが、従来は三百円以下のところをそういう食堂として指定をするというところでございますが、しかし中には五百円のもの食べられる方もあるわけでございます。そういう場合にはおそろくチケット外で食事をされるんだと思ひますけれども、そういう場合には、一般の免税点は適用になるというところでございます。

○竹田四郎君 わかつたようなわからないような話でございますけれども、どうも非常に複雑であるし、それから税収の面からいってもたいした実効がない、こういうふうな考え方であれば、むしろこれは除いたほうがいい、こういうふうには私に思ひます。むしろそれならば、一般的に八百円なり八百円、八百円が私にはいいと思ひますけれども、千円なら千円という形にしたほうが私はむしろいいのではないかと。少しづつこういうふうな形でやっていくのは、印象だけは非常に悪い、こういうふうな言わざるを得ないと思ひます。

それからもう一つは、千六百円にきめた根拠といたのはどういふわけですか。おそろく千六百円で旅館に泊まろうとしても、察とか何とかならば泊まれると思ひますが、一般の旅館で、千六百円くらいで泊めてくれる旅館というのはおそろく私にはあまりないんじゃないかと思うんですが、千六百円というのはどういう基準で定められたんですか。

○説明員(森岡敬君) 御承知のように、改正前は千二百円でございます。この免税点は昭和四十四年にきまつたのでございますが、交通公社の料金などの実態を調べてみますと、三十九年から四十二年までの三年間で料金が約三三%ばかり上がっております。こういう料金の値上がり率をこの千二百円に乘じまして千六百円というふうな引き上げを考えたというところでございます。

それから飲食のほうの免税点につきましては、千二百円当時六百円の免税点でございます。ちょうど半額であるわけでございます。半額がいいかどうかという問題はいろいろございまして、いろいろ一応そういう形でいままで推移してまいっておりますので、千六百円の半分の八百円程度というのがバランスがとれておる、こういう考えでございます。

○竹田四郎君 もちろん千六百円というのは、二食食べて宿泊をすることだろと思ひますが、千六百円で泊まれる旅館というのは、具体的に交通公社の協定旅館で何軒ぐらいあります。私はどうも千六百円ぐらいで、食事をしてまあビールを一本ぐらいつけて泊まるとしても、千六百円では泊めてくれるところはあまりないと思ひます。どうですか。

○説明員(森岡敬君) これは地域によりましてかなり差がございます。東京や大阪という大都会でございまして、確かにいま御指摘のようなことがございまして、地方にまいりますと、かなり奥まったところへまいりますと、それは相当低いのです。千六百円を下回った旅館というものはかなりあります。減収額も私も一応計算しております。そういうことを頭に置きながら計算しております。

それから、先ほど少し申し忘れましたが、国家公務員の旅費の計算を見ますと、千六百円というものが、これが一番低いところでございますけれども、なっております。そういうものも頭に置きながらこれをきめた、こういうことではないか。

○竹田四郎君 実はひとつ自治省の御案内で、千六百円の旅館をひとつ地方行政委員会視察したいと思ひますけれども、おそろく千六百円では、都会では少なくとも、ない。せいぜい公務員のおれが千六百円というのですが、公務員の方はあつちこつちにいるんな形で察がかなりありますから、そういうところを利用してゐる場合がかなり多からうと思ひます。現実問題としては、だから、千六百円で、年一回か二回のレクリエーションに行くのに税金がかかるということ、は、どうもあまり現在のそういう実態を知らない者のつくつたことだと、まあこういうふうには言わざるを得ないと思ひますが、私は飲食の八百円にしてもそうだと思うのです。ビール一本か二本つけたら、おそろく今日八百円ということはいきめて少ないだらうと思ひます。そういう意味で、私はこれは非常に、片一方では、三千円以上ものについては一五%から一〇%と引き下げており、片方のほうでは、免税点は上げたけれども、実際はわれわれの、勤労者の日常のレクリエーションにも、年に一回か二回がせいぜい、そのレクリエーションでやつと泊まった旅館についても税金が追つかけてくる、幾ら地方財政が苦しいとはいへ、こういうことはちよつと公平を欠くんじやないかと思ひますが、どうですか。自治大臣、その辺これについてどう思ひますか。

○国務大臣(野田武夫君) まあ今度の税制案をつくつたのですが、これはいろいろ実態的にいへば必ずしも万全ではないと私は思ひます。免税点のお話でございます。黙って聞いておりましたが、私もこの法案を出す前にいろいろレクリエーションをいたしまして、またこの問題についても相当関心がありましたから、話しました。まあチケットの三百円、四百円、これはまあ竹田さんのおっしゃる通りに、一ぺんにこんなものは八百円

なら八百円で、免税全部すればいいじゃないかという御意見でございますが、これは非常に頭をひねって、まあチケット大体三百円、四百円というところが、一応星めしならば、どんなに物価が上がつても一応の線だ、百円上げたことは、実はよくやつたと私は言っているのですが、まあ大体五百円、六百元という星めしは、これはいまの収入ではなかなか——これは星ですから、晩は別ですから。三百円が四百円になってきたところに免税点、もうほとんどチケットは免税だろう、こう思っております。しかし、これは見方の問題で、確かに思い切って八百円とやってもいいんじゃないかという御議論よくわかりますが、別にさからうわけじゃありませんが、チケットのやつはほとんど免税になっているだろうと思う。それから八百円がどうか。これは八百円というのは、お話しのとおり、これは実態としてどこまで一般の方に均てんするかということ。私は、これはいま竹田さんの意見に反対の意見じゃないのです。まあ実情を申し上げますと、この間、おでん屋あたりに行つて、八百円なら、私どもはかんばん一本ついても八百円以下になるからという、そういう意見もあります。また同じし屋にしましても、これは高いところと安いところがありまして、これはお話しのとおり八百円がいいなということ、私は私は思っております、思っておりますが、いままでより多少、二百円上げていきますと、やっぱり多少影響がある。それから宿泊料の千円でありますが、お話しのとおり、都会地では大体千六百円という旅館があるかどうかわかりませんが、このあたり今度一応やってみましたので、事務的にいろいろの考えてやつた結果でございます、もう少し実態を見まして、これは実態によつては、この免税点というものはこのまま何年も続けるべきじゃないという感じが私はいたしております。だから、いま竹田さんのおっしゃるのに反論するとか、何もそういう意味じゃありませんが、そう言われますと、それはなるほどそうかと思うんです。しかし、多少はこれは喜んでもらう方もあるだろう

うという程度でございまして、これが非常に、この免税点の引き上げは実に合理的であつてどうだかというやうな固まつたお答えじやございせんかから、実際の経過をたどりまして——ことし一年ではございせんから、これはもう将来ずっとこういう問題は検討しなきやなりませんから、実態を踏まえましてやはり検討を加える必要がある、こう思つております。

○竹田四郎君 私は、ほかのほうをいじらないでこの免税点を引き上げていくということであれば、これはある程度わかりますよ。片っ方は、三千元以上については一五％は一五％だ。しかし、實際物価のいろいろな上昇を反映して免税点をそれぞれ引き上げる、こういうなら、それなりに私は筋が通っていると思う。高級飲食のほうはわざわざ下げて、それで下のほうはたいして底上げをしない。こういうところに、料飲税に対する私は政府のものの考え方が逆転しているんじゃないということを私は聞きたいわけです。その辺が、片っ方の高級なところは下げておる。まるで高級料理店の何といえますか、もうけ仕事を手伝ってやる、こういうような形に私はなと思うんですね。だから、そういう二つの問題があるから、私は特にこの問題を問題にしているわけなんです。片っ方は一五％をたとえ二〇％に上げていく、だから君たちも、千六百円で泊まれる旅館はいなかへ行かなきゃいけないでも、まあひとつかんべんしてくれというなら、それは喜んで大衆も、国民も応ずるだろうと思うんです。片っ方の高級飲食のほうは下げておいて、下のほうはわずかしかなか底上げしない。こういう政府の態度は国民のますます不信を買うし、料飲税に対する国民の非難というものがこれはますます高まっていくなじやないかと、こういう点で、私は自治大臣の日ごろのいろいろおっしゃっていることに對しては非常に敬意を払っているわけでありまして、非常に國民のことがよくわかる、わかっていただける自治大臣だというふうに思っておりますが、こういうものが出てくると、がっつんとこざるを得ないわけ

あります。その点ひとつ、どうなんでしょうか、もう少し免税点を考えて見直すというおつもりはいいまのところございませんか。

○國務大臣(野田武夫君) いま申しましたとおり、私は重ねて申し上げますが、竹田さんの御意見に全く反論じやないのです、よくわかつております、御趣旨も。そこで高級飲食と申しますか、三千円の問題も、これは実態を聞いてみますと、公給領収証というのは実にわけがわからぬ。そして、一人が三千円とか二人が三千円とか……。実は私は、これは弁解じやございませんが、何か簡素化してやらぬとまことに不明瞭な、まあ悪い税のがれの方法、こういうことが実際実態でございまして、だからひとつ、上げるほうがいいということもあるでしょうけれども、まあ税金はできるだ

け下げるがいい。別に高級飲食店のために下げたのじゃない、統一してやるというにはどうしても下げてやったほうが、徴収義務者といえますか、こういう特別の徴収義務者のほうもいままでより少し良心的になりやせぬか。これは竹田さんも御存じで、私はあまり知りませんけれども、竹田さんもそう深く御存じかどうか知りませんが、たいへんなものです。公給領収証、これはどういふうになつてゐるのか、別に踏み込んで調査もやつておりませんが、そういうところにあつたことも――別にこれは弁解じやございませんが、簡素化ということを進んでやろうということになつてくれるだろうということもございしますが、これは重大な理由じやございませんが、感じの一つの中にそういうこともあつたということを御了解願いたいと思ひます。

そこで、いまの問題の免税点のことでございますが、これは御指摘のとおりでございます。それが実態にどこまで沿っているかということも、いまのお話を承りましても私は確信はございません。したがって、当然これらは、本年度は一応こういう措置になりましたけれども、漸次これらにつきましては、やはり注意深く実態を把握いたしまして、漸次いいほうに、免税点を引き上げる必

要があるものは引き上げる方向に検討していく、これは当然じゃないかと考えております。

○竹田四郎君　もう一つ大臣にお聞きしたいので

すが、三千円以上の高級飲食がある。税率もわかないから一五%から一〇%に下げた。こういうことをあえて通すというなら、もっと庶民がやるどころの飲食なり宿泊を、たとえば二千五百円、千円に上げるとか、もう少しどっちかでこう譲らなければ、この問題に対する国民の疑惑というのは私ははもともとと高まるだろうと思います。そういう意味で、税率を一五%から一〇%にお下げになったら、このあたりでひとつ出直していただかないで、どうですか、免税点をもう少し実情に合うように上げていく、こういうふうにお手直しになる気はございませんか。

○國務大臣(野田武夫君) ただいまもお答えしましたとおり、こゝまで一応宿泊料も免稅点を四百円上げたわけですよ。それから、その他手直しをいたしておりますから、一応ひとつ大体実施後の情勢を見まして、その実態を把握いたしましたして、私は次の段階に入りたい。今日の場合、一応このの御提案申し上げたことを御審議願つて、それでこの問題は、私はいまたびたび申し上げますとおり、よくいまの御意見は拝聴いたしておりますが、私自身もいろいろ痛感することもございまして、しかし本年、つまり四十四年度は、一応この立案に基づいて御審議をいただきまして、将来必ずこれは再検討の必要がある、こう思っておりますから、その点をひとつ御了承を願いたいと、こう思っております。

○委員長(内藤普三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔午後三時十五分速記中止〕
〔午後四時十一分速記開始〕
○委員長(内藤實三郎君) 速記を起こして。
○竹田四郎君 途中で何か議論が切れてしまった
ようにございますが、まあ先ほど申し上げました
ように、どうも高級飲食等のほうは一五%から
一〇%に下げて、そして大衆のほうはどうも下げ

幅が少ない、こういうところに問題点があるという
ことであまり論議の性質が欠けている。こうい
うことでは、国会が審議をしても、やはり料飲税
というものが正しく取られるものではないんだと
いう印象を私は強く国民にむしろ与えてしま
う。計算するほうも何が何だかわけのわ
からぬような公給徴収証を出す。その結果が一体
一人幾らになるのか。どのくらいになるのかわ
かぬというふうな、納税徴収義務者ですか、そう
いう方面にも、私は料飲税というものはどうい
ふふうになるものなんだ、こういう印象を強く与
えていると思うんです。今回これを一〇%にいた
しにしても、第一、論議の一貫性が無いというこ
とになりますと、やはり料飲税の徴収というの
は、まあ県税の中でも一番徴収率が低い税金だ
と思うんです。まあ、そういうようなことが今後起
きてくるであろうと思いますが、先ほど大臣が、
今後こうした矛盾というものはひとつ考えてい
こう、まあこういうことでありますので、私も
それをひとつ大いに期待をしたいと思います
が、ただ大臣、これはどうなるかわかりません
けれども、そうした形を自治省の考え方として長
く自治省の中に残して置きたいということをも
つお願いをしたいと思うんですが。

次に、料飲税というのは、税金を取る、これは
県民の税金でありますから、県のほうは盛んにこ
れで税金を取るわけですが、実はこういう
宿泊旅館、まあ飲食店、こういうものから出てく
るところのいろいろなごみとかその他の問題、こ
ういうものを整理するのは、これは大体市町村の
清掃事業というところにかぶせられてくるわけ
です。あるいは指定都市なり政令都市というのは、
具体的に各地において食品衛生のたいへん重大な
仕事をしておりまして、これも実際は、今日の状
態ではむしろ、そういう衛生検査、食品検査の人
数が足りないということ、おそらく食品検査等
についてもなかなかその回数を多くやっていくこ
とはできないのじゃないかという実態が、今日の

衛生検査員の仕事であると思うのです。そうい
うふうな考えてみますと、料飲税のほうは県のほ
うに入るけれども、それに伴う実際の仕事という
のは、市町村の仕事がたいへんふえる。たとえ
料飲税等のごみの処理を見ますと、いま一般的に
ごみ処理というのは週二回くらいやるのが普通だ
ろうと思うのですが、こういう料飲税の場合です
と、ほとんど毎日集めにいかないと処理ができな
い、あるいはそれだけ処理をしても非常に危険で
ある、やはり衛生上の立場から見しても非常に危険で
ある、こういうことであると思うのですが、そ
ういう意味では、むしろ実際の仕事をやっている
市町村に料飲税の一部というものを何らか譲与し
ていくというのが、料飲税自体がそういう目的税
ではなからうと思えますけれども、むしろその
ほうが適切ではなからうか、こういうふうな思
うわけです。そういう観点で、県がやる仕事といえ
ば、指定、政令都市においてはせいぜい米飯提供
者のしるしを渡したり、警察の営業取り締まり、
そのくらいの程度にすぎないだろうと思うので
す。そういう意味では、こういう料飲税の一部と
いうものを、特に政令都市とか指定都市とかとい
う実際の保健衛生の仕事あるいは清掃の仕事
をやっているところに持って行って、ある程度渡
していくということがないと、どうもお金のほう
では県に入り、実際の仕事をやるところにはそれ
に見返りになるところのお金が回ってこないの
で、たいへん御苦労な仕事をされる、こういうこ
とになってくると思うのですが、その辺、ひとつ
何か自治省のほうではもう少しこの税金が実態に
なじむような形にお考えをいただきたいと思う
のですが、そういう点の御意思があるかどうか、伺
いたいと思います。

○政府委員(松島五郎君) 特定の税目を府県なり
市町村なりあるいは国なりの間でどう配分する
という問題は、御指摘のような利益と負担
という関係においてとらえるというふうな行き方
も確かに一つの考え方であると思いますが、し
かしそのほかに、またいろいろな角度から検討し

なければならぬ問題もあると思います。現在
の税制は、御承知のとおりシャープ勧告によりま
して、市町村税制はできるだけ安定的な税制であ
ることが第一に必要であり、第二には、住所
中心とした直接税制であることが望ましいとい
う考え方からできているものと考えられるので
ございます。市町村が基礎的な地方団体でありま
すから、できるだけ地域住民が直接市町村に税を
負担するというような、その地域に住んでいる人
が直接税を市町村に負担するという住所主義と
申しますか、と同時に直接税主義というものがた
てまえとして今日組み立てられていることは御承
知のとおりでございます。一方、府県のほうはそ
れよりも広域の団体であるからということで、主
として間接税を中心にして組み立てられているの
がシャープ勧告の考え方であると思えます。市
町村税のほうは、大体今日もシャープ勧告の考
え方を基本として構成をされていますことは御承知
のとおりでございますけれども、府県税制は必ずし
も間接税中心に、その後の改正でなっていない面
もございいます。

そこで、料飲税のような間接税を市町村税とす
ることが適当であるかどうかという問題は、そう
いった市町村と住民とのつながりといった面も考
えて検討をされなければならぬ面もあると思
います。御指摘のように受益と負担という関係、も
ちろんこれも一つの考え方でございますけれども
も、他面においては、いま申し上げたようなこと
も考慮されなければならぬ。それと、市町村
を通ずる、あるいは国、市町村、府県を通ずる税
源の配分のしかたというものを総合的に考えま
す。料飲税を市町村に移せば、そのあとを府県
としてはどうしていくのかという問題も同時に起
こってくるわけでございます。それらの問題を
今後総合的に検討する必要があるというふうに考
えているのでございまして、前回も申し上げまし
たように、今日の税制はシャープ勧告以来すでに
二十年余も経過しようとしておりますので、そう
いった税制全体の問題として、今後検討の対象に

していきたいと思っております。

○竹田四郎君 大体その点はわかりましたけれど
も、具体的に市民の目に映る状況というのは、こ
れはかなり違うわけですね。たとえば料飲税の
みがぐさくしてしようがないというので、市役所
なり何なりへ電話かけるわけですが、考えてみれ
ば、ああいうのもうけたというのか、そういうも
のによつて得られた税金は県のほうで使うのだと
いうことは、確かに住民から見るとちよつと何か
ちぐはぐなものをやはり感ずると思うのです。そ
ういう点で、この点はひとつ御考慮を十分いた
だいて、もう少し市民にも直観的にわかるような
という形に直すことのほうが、税金も納めやす
いということになるのではなからうかと、こうい
うふうに思うわけで、十分御検討をひとついた
だきたいと思います。

その次には、土地税制が今度国のほうで改正に
なりまして、その譲渡益が分離課税になってくる
ということになりまして、かなり減収というよう
なこともあり得るのではなからうか、それがまた
地方税に影響をしてくるというふうなこともあ
ると思いますが、その分離課税による地方税への影
響というものを一体どのくらいに見ておられま
すか。

○政府委員(松島五郎君) 御承知のとおり、分離
課税によりましては、長期譲渡所得につきまして
は軽減をいたしますので、その分はある程度減収
が行なわれというふうになるわけでございますが、
短期譲渡所得のほうは逆に増収をいたしますの
で、増収になる、こういうことにもなると思
います。ただ増収、減収の問題はそれだけでなく
て、長期譲渡所得の場合は逆に税を安くすること
によつて、譲渡件数を増加させると申しますか、
土地の供給を多くしていくというところでござ
いますから、その面から言えば、土地の供給が多
くなれば譲渡件数が多くなり、譲渡所得がある程
度多くなつてくれば、税率は下がつても税収はふ
えるという面もございいます。逆に短期譲渡所得
の場合は増収をするわけでございますけれども、増

をするねらいは、投機売買のような短期譲渡をできるだけ制約をしていこうということでございいますから、その目的が達せられれば件数が少なくなっていくということになれば、税率は上がりましても、収収全体としてはむしろ下がってくるという感じがいはば期待されている、こういうふうな相互に関連をいたしておりますので、この税制改正の効果はどちらのほうにどれだけ働くかということは、今日の段階でなかなか予測できませんので、正確にどれだけこれによって減収ができ、増収ができるという計算はできませんが、大体現在の程度は、いま申し上げましたようなことからあまり変わらない状態ではなからうかというふうに考えております。

○竹田四郎君 この土地税制の改正というのは、私おそろく土地の供給というようにものが多くなるといふことを期待して、より土地を宅地にしやすいとする、こういうことが一番根本の大きな問題ではなからうかと思うのですが、いまのお話ですと、何かいいかげんにやってみる、やってみてその結果を見ようというところで、この税金を設けた趣旨はわかりますけれども、具体的にこういうことをすればどのくらい土地が出てくるのだというふうな、何かやっぱ試算なり何かそういうものをやって、こういう税制を私はつくりに上げたのだらうと思うのですけれども、何らかそういうものはないわけですか。なしに、ただこういう税制をやってみてその結果を見ようという、そういう観点だけでこの税制を始めたのですか。どうなんですか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘の問題、確かにそういう問題があるわけでございますけれども、この税制は、いわば将来に向かって土地の供給をできるだけ促進しよう、そこには心理的な効果もかなり含まれてくると思っておりますので、正確にこの税制をとればいままでの土地供給の何倍になる、あるいはどのくらいふえるという計算はなかなかできたい問題でございますので、いま申し上げましたように、収収の面からいえば増収、減収そ

れぞれに、短期譲渡あるいは長期譲渡それぞれについて、増収になる面も減収になる面もあって、収収全体としてはあまり変わらないという見込みをいたしておるわけでございます。

○竹田四郎君 実際これだけの措置をするのですから、私は具体的に、それじゃ心理的な問題も加味して、一体どのくらい土地がこれによって宅地化されるのが促進されるのか、その辺ある程度考えておられるわけでしょう。そういうものを考えなしに、ただ当てずっぽうに、心理的にこうすればこうなるのだという、そういう形でこのものができたわけじゃない。これはもちろん大蔵省が中心でしょうから、大蔵省のはね返りということだろうと思うのですけれども、この点が、われわれとしてはこれだけの措置をするのですから、それによってどのくらい出てくるかということとはかなり大きい関心事にならうと思えますね。実際これによって一番問題になってくるのは、大きな企業や大きな地主というのは、わりあい買いかえの特例措置もあるわけですから、そんなにえらく負担が出てくるというわけではなしに、むしろ一番問題になるのは個人の売買、そういうものが一番大きい問題になってくる可能性が私はあると思えます。個人にそれだけの犠牲をしいてやるといふことであれば、一体どのくらい、いままでもより割合でどのくらい土地が出てくるのかということとは、当然ある程度——それは一番初めでありますから、また心理的なものも当然加わるわけでありまして、必ずしもそれは科学的な数字ではないにいたしましても、大体どのくらいを予想しているというものがあつてしかるべきだと思うんですけれども、それはどうなんですか。

○政府委員(松島五郎君) その点につきましては国税も同様の制度をとるわけでございますので、国税のほうともいろいろ打ち合わせをいたしたわけでございますけれども、現段階では、増収、減収はば見合ひののではないかとこの程度の推計しかできていないということでございます。

○竹田四郎君 私が聞いているのは、増収、減収

でとんとんになるとかどうとかということじゃなくて、具体的にそれによって土地がどのくらい出てくるのか、どのくらい供給が多くなってくるのか、そのことをお聞きしているわけです。

○政府委員(松島五郎君) まことにむづかしい問題でございます。先ほども申し上げましたように心理的な要素がかなり働く問題でもございまして、土地の値上がりというものが税の軽減との間でどういふふうにかみ合っているかという問題もなかなかむづかしい面がございまして、かりに税を多少安くいたしましても、土地の値上がりのほうがより激しいという状態が続きますならば、結局税の安くなる分も値上がりでもってカバーできるというふうな面も出てまいりますので、実はその正確な推計はできていないというのが現状でございます。

○竹田四郎君 そうしますと、この税金というのはは出たとこ勝負の税金ということになるわけですね。もしこれで効果があれば、なるほどやってみようかということになるんですが、効果がもし思つたほどあがらないということになった場合は、一体そういう根拠もなしでこれをやるということになれば、一体どうするんですか。それで、あれですね、根拠がないわけですか。基準がないからこれでよく効率があつたとか、なかったとかいう判断、そういうものを具体的にどうされて、この効果がなないと、一般的にいままでもより土地がそれによって移動がむしろふえなかった、何ら変わりはなかったといった場合には、一体この税制をどうするのですか。

○政府委員(松島五郎君) 土地の供給の問題はたいへんむづかしい問題でございます。単に税制でこれだけのことをしたから、すぐにそれだけで効果が発揮されるというわけにはなかなかいかないう面があるかと思ひます。単にこれだけの問題でなくて、土地の供給全体をふやすような方策としてほかに何かあるかとか、あるいはまた土地の価格を抑制する方法としてどういふような方法があるかというふうな、土地対策全体と関連して進めな

ければなりませんので、土地税制につきましても長期譲渡所得の分離比例課税をとって軽減をしたから、直ちにそれだけでも土地対策の目的が達せられるというわけにはなかなかいかな問題であるかと思ひます。したがって、いまお話のありましたように、これで効果がなかったらどうかというお話でございますが、もちろん効果がなければ、ないものについてはそのあり方について再検討し、改善すべきものは改善していかなければならぬと思ひますけれども、ただ、これだけでも土地対策はすべて解決をするというわけにはいかないう面もあろうかと考えております。

○竹田四郎君 ちょっと横路にそれるかもしれませんが、この土地税制をつくった限りでは、それに対応するほかの手段も、いまおっしゃられたようにあるわけですね。この税制というものは、一体どういふふうな今後土地の移動というものをやってみて、土地を高くしないですべていこう、一連の何というんですか、一つの環としてこれをきめていくと、こういうお考えのようになっています。それ全体としての、一環としての政府の土地税制をめぐる土地政策というふうなものは一体どういふことなんですか、御説明いたしたい。

○政府委員(松島五郎君) 土地対策の問題は、各省でそれぞれ担当いたしましたいろいろな進め方とところでございまして、たとえば今回建設省で考えております地価の公示制度というふうなものもその一つであらうかと思ひます。もちろん地価公示をしたからといって直ちに地価抑制ができるというわけのものでもなく、これもやはり全体の対策の一環という役割りしか持たないと思ひますけれども、そういうふうなものも考えられております。また都市計画法等によりまして土地の利用計画を定めていくというふうなことも、やはり一つの土地対策の一環をなすのではなからうかというふうにも考えられます。さらには、地方公共団体等が土地基金というふうなものを持って、できるだけ公共用地をあらかじめ確保しておくというふうな

やり方も一つの方法であらうと思ひます。これらの方法は、どれもそれ一つだけでは決定的なきめ手になると思われませんけれども、そういうものを総合的に推進することによつて土地問題の解決をはかつていこうというのが今日の政府の考え方であるというふうに考へておられます。

○竹田四郎君 どうもお聞きして、この土地税制がほんとうに土地問題の解決になるというふうなことでないかと、いろいろの面を並べ立てていくにすぎないような感じが強くするわけですが。しかしこの問題、いまここで決着をつけるということもお互いにおそらく材料がないというものでありますので、またこの成果というものが来年にあらわれてくるであらうと思ひますから、それによつて見ていきたいと思ひます。

宅地開発税であります。今回新しくそういうものができまして、市街化区域において各市町村の条例によつてその地域をきめ、そしてそこで農地あるいはその他の種類の土地を宅地に変換をする際に宅地開発税を取るといふようなことのようにございまして、大体自治省では、これは各自治体がお互いにきめることでありまして、自治省として直接に幾らにしろと言ふわけにはいきませんと思ひますが、大体自治省の考え方では、どのくらいの割合で取るのが適當であると判断されておられるか、その金額を、きまつておりましたらひとつお示しを願ひたい。

○政府委員(松島五郎君) ただいまのお尋ねの点は、税率の点でございましょうか。税率は、宅地開発に伴ひまして必要になります公共施設の費用、受益の程度を参照して条例で定めるといふことになっておりますけれども、具体的には、当分の間、新税のことでもありますので、自治大臣に届け出を求めて、負担の過重にならないよう指導をしていきたいと思つております。私も東京近郊の都市と申しますか、市町村で調べましたところによりますと、道路と排水溝と児童公園程度のものを整備するといつたしまして、場所によつてかなりの違いがございまして、と申しますのは、

いま申し上げましたようなものほとんど大部分が土地に關係をしておりまして、土地代が大部分でございまして、地価によつてかなり違ひますが、平均をしてみますと、大体一平米当たり千五百円程度になっております。そこで、一平米千五百円を税負担として求めることはいかに大きな税負担になるというふうにも考えられますので、その三分の一程度というところで、五百円程度を限度として、指導をいたしたいというふうに考へております。

○竹田四郎君 そうしますと、実際には平米当たり千五百円ぐらいかかるんだけれども、実際に負担してもらふのは平米当たり五百円。そうしますと、そこに千円ぐらいの差が出てくるわけですが、結局この千円というのは、その市町村の持ち出しになるということになるんではなからうかと思ひますけれども、これは、かえつてそういう税金を出したために、逆に、そこを宅地化した人は、当然その人が自分の回りの道路を、少なくとも平米二千円近くはおそらくかかるだろうと思ひますが、そうしますと、逆に住民のほうからは、これだけの税金を出したんだから、当然市町村としてその地域にそうしたものをつくれ、こういう要求は必ず出ると思ふのです。そうすると、その宅地化した分の面積だけそれをやるという、この分でも千円持ち出しになります。おそらくそうなりますと、そこへ行く道路というやうなものがかかなり長いものがあれば、それまでも舗装をさせられるというやうなことで、かえつてこういうやうなものをつくることによつて、むしろその地域がそうした整備が逆に進まない、そういうやうな心配はございせんか。

○政府委員(松島五郎君) いまの御心配の点は私も二通りに考へられると思つております。一つは、いまお話のございましたように、五百円程度の負担を求めて、千円過ぎ足して仕事をしなければならぬ。市町村の財政がたいへんなんで、なかなか整備がかえつて進まないという問題、これが一つあると思ひます。もう一つは、市町村が税

金だけ取つて、整備を、金がないからということでおくらすというやうな問題、こういう問題も出てくるのではなからうかという心配もございまして。そこで、この法律では、市街化区域のうちで公共施設の整備を必要とする区域を条例で定めるということにいたしました。税金だけ納めていたでいて施設の整備をしないというやうな形にならないように、地域を限定をして仕事をしたいといふ、要するに地域の整備計画というものと税負担というものを相関連して考へて、この税を起こしていただく、こういうふうに進めることによつて、いまのような心配を防いでいきたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○竹田四郎君 比較的大きな団地をつくる場合には、具体的に、金を取らないで現物で寄付するといふことになるかと思ふのです。そういう地域の場合は、これは非常に簡単といふますが、やはりいふやうに思ふのですけれども、個人の個人を考へますと、ここは将来駅の北側であつて市街地化する区域だと、しかしまだそこには何らできていないし、区画整理をやるにいたしました、自分の間意見がまとまらないという場合が非常に多からうと思ひます。しかし区画整理を将来やるというところでありますと、当然そこには住宅が、農地から宅地になるとか、山林から宅地になるとか、いろいろ変更が行なわれる、そういういたしますと、そこには、宅地化される地域だけれども家は軒しかなければ、そこで税金をその分だけ、百坪ならおそろしく十五万円程度余分に払わなくちゃならぬ。なけなしのところで土地を買つて、その上十五万円も払ふというなら、これは当然ひとつおれのところへ、長ぐつをはいていかなくても行けるぐらいの道をつくるのは当然じゃないかと、こういう意見が出てまいりますと、おそらく、私は、そういう税金を納めた金で市町村がかなり長い区間に道路が舗装になると、とても負ひ切れない、こういうふうになる心配のほうがおしやつていられるやうと思ひます。あなたがおしやつていられる宅地化される地域というのは、こういうものを適

用する地域というのは具体的にどんなことを、どんな状況を予想してこの税率を適用されようとしておられるのか、その点を承りたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 私どもは、市街化区域の中でさらに区域をきめるといふやうな考え方をとりましたのは先ほど申し上げたとおりでございしますが、市街化区域は、御承知のとおり、都市計画法では十年程度の間に優先的に市街化するべき地域というやうな考え方になっております。しかし十年も先に市街地になるかもしれないといふところで公共施設の整備をしていくということも、現実の問題としては御指摘のとおりむずかしい問題がございまして、また施設の整備がおくれるということになりますと、たまたま一軒なり二軒なり家ができました場合に、税金だけ取られたが、十年先ぐらにならなければ道路もできないということでは、納税者の方に満足していただけない。そこで私もとしては、そういう市街化区域の中でも、現に市街化、宅地化が進行しつつある地域、または一兩年中にここが市街化と申しますか、宅地化することが見通される地域というふうに限定して条例で指定するといふふうにするべきではなからうか、かように考へておるわけでございます。

○竹田四郎君 一、二年で宅地化される地域というのは、特に大規模な宅地開発でなしに個々に家をつくつていくといふことにしますと、もう大体半分以上は家が建つてしまつてゐる、そういう地域になつてしまふのじゃないですか。

○政府委員(松島五郎君) 現在こういう税金がありまので、すでに半分以上と申しますか、宅地化している地域、宅地化しつつある地域もあると思ひます。ただ、こういう税を新たに起こして、市町村としても計画的に町づくりをしていく、そのためには、市町村みずからも相当の経費を負担をしていかなければならぬ、その経費負担をしながら町づくりを依然としてしていく必要というのは今日非常に強くなつてきておるのじゃないか、かような考え方をとつておりますので、現時点においてすでにある程度宅地化してい

るところももちろんございまいしょうが、これからやはりさらにそれが伸びる、その宅地化が伸びるであろう地域、あるいは、新しくこの辺が宅地化するであろう地域というのは、それぞれの市町村で大体見当はつくはずでございまして、自分の町の問題でございまして、そこで、そういう地域を指定して整備をしていこう、こういう考え方でございまして。

○竹田四郎君 そうしますと、私は非常に矛盾が起きてくるんじゃないかと思ひますよ。たとえば、いまあちらこちらに若干こうばらばらと家ができてきた、そういう人たちはそういうものを払う必要はないわけですが、すでに建てたものから新しく来たものはそれだけの金を納めてやらなくちゃいかぬ。しかし実際問題、道をつくる、あるいは小公園をつくるということになりますと、既存の人も利益を受けるわけですが、そうすると、今度変わつてきてそこに家をつくるという人たちが納めて、ほかの人は納めないで公共の施設の恩恵に浴する、そうしますと、一つの町の中で、あるものは取られる、あるものは出さないでその恩恵を受けた、こういうことになりまして、おそらくその、まあ結局一つの町内会程度のものになろうかと思ひますけれども、中で、私はむしろお互いの反目、お互いの気分、日常の生活において感情的な面もつれ、そういうようなものをむしろ醸成をしていく、みんなが気持ちよく話し合つて、それじゃひとつ今度は市にお願いしてこの道路を舗装してもらおうとか、ここへ児童公園をつくってもらおうとか、側溝をやらうとか、そういうようなことに対してむしろ私は非常に大きな障害、これを起こしまして、なんだあいつは金出してやるものだからいばりやがつて側溝のことを言うのだけれども、じゃそのほかの出してないものは、私のほうは関係ないのだということになりまして、同じ側溝をつくるにしても、これは側溝をそこへつくつただけでは実際上は水は流れないわけですが、つくるとすれば全体につくらなければならぬ、こうなつてきますと、私はかなりむしろ

その部落の調和、人間の調和といひますが、そういうようなものをむしろ害する、そういうようなものをこの税金によつて持ち込むのじゃないか、そういう点はどうか。

○政府委員(松島五郎君) まあ地域の定め方によつてございまして、御心配のような問題も私は絶無ではないと思ひますけれども、逆に現在私どもの聞いておりますところでは、大きな団地等がたとえ住宅公園等によつて建設された場合には、それ相当の施設が整備をされていく、そこで、就つてその付近に住宅ができていく、そうしてできた住宅は、住宅公園なら住宅公園のような大きな団地にできた公共施設を利用して、何と申しますか有利を目当てにして、そういうものができていくという話も聞いております。そういう場合は、むしろいまお話しとは逆のような形になるわけではございまして、私はまあそういうところは、結局地域の指定をどういうふうにして御心配のような点を防いでいくかという問題ではなからうかというふうに考えております。

○竹田四郎君 いま局長おっしゃつたように、たとえば団地のまわりはそうなるのだ。団地のまわりはなるほどよくなる。それをはずれて個人の住宅がこつこつとられていくと、そういう地域はいつまでたつても道が直らない。あの地域に宅地をつくつた人は、あれは金を出しているじゃないか、金を出しているから向こうを優先するんだ、こつちのほうは一軒だけぽつんとあるんだから、金は出してこればできないんだということになりまして、かえつて逆に、ある一定の地域、いまおっしゃつたような公団ができた、あるいは集団住宅ができた、この地域はよくなるけれども、そのほかのところは逆に開放されてしまう。いつまでたつてもどろんどろん道だ。少しも公共施設はできていない。あるいは市のほうも積極的にその地域を、個人の住宅があらちちらにぽつぽつできる地域は指定をしない。公団のまわりだけを指定すれば、公団を通過するその道路分だけは市の負担は

軽くなるわけだから、やらない。そういうような区別を地域の中によけい持ち込むことになるというふうに私は思ふのですが、どうですか。

○政府委員(松島五郎君) これは非常にむずかしい問題でございまして、ぼちぼちできた、そこで税金を納めていたでして、公共施設を整備するといふことも、実際問題として、納められる方は五人であるのかかわらず、二千人なら二千人の町ができるものとして、直ちに市町村として仕事にかかるといふことは実際問題としてむずかしいと思ひます。したがひまして、そういう地域をかりに指定をいたしまして、税金だけその五人の方に納めていたでして、もう千人ぐらゐになるまでは待つてもらいたいということであつて、なかなか仕事が進まぬといふことでは、かえつてその方々に迷惑をかけるという問題にもなると思ひます。そこで、ある程度宅地化が近いうちに進むであろう地域に限つて、施設の整備もする、税金も納めていただくといふことを並行的にやつていくといふことが必要ではないか、このように考えているわけではございまして。

○竹田四郎君 たいへん、頭の中で考えるとあんなのおっしゃるようになります。ところが、現実の問題はそうなつていかないのです。たとえば、あなたがいま、五人の方はそこで宅地にするにとつて、五人の方が税金を納めた、たとえばそれが百万円なら百万円納めた、そうしますと、そこに施設をつくるなり、側溝をつくるなり、道路を舗装していくということになりますと、結局はそのほかの五人以外の人にも、あなたたちも金を出してくれなければ、市のほうで舗装しない。あるいは側溝をつくらない。だからあなたたちも、私たちが土地に対して出したと同じ割合で出してくれ、こういう形で税外負担の問題が必ず起きると思ふのです。そういう問題考えたことはございせんか。

○政府委員(松島五郎君) 私どもは税外負担の問題が当然起きるというふうには考えておりませんが、現在の大都市近郊の町の姿を見てまいりますと、やはり市町村が、将来にわたつて自分の町をどうするかという考え方をもち、家をつくられる方にも、できるだけ環境を整備しながら住宅を建てていただくという方向に誘導していく必要が今日あるのではないかと。そういう点から申しますと、やはり一定の地域を指定して、ここに公共施設の整備をし、また負担もしていただくながら町づくりをしていくと、こういう考え方をもちつていくことが今日には必要ではないか、こういうふうに考えているわけではございまして。

○竹田四郎君 どうも局長の意見は、私は机の上の議論にすぎないような気がいたします。おそらくこういう宅地開発税といふものをつくつても、私はむしろ地方の持ち出しになる。非常に過大な持ち出しになる。いままでであるならば、都市計画税はこれは出す。その上にこれだけの税金をかければ、住民としては当然おれのところを優先して舗装しろと、またその地域の人がそういう運動を強く市のほうに進めていくことはもう明らかであります。そういうことになりまして、結局私は、むしろ市のほうで、そんなに金がかかるのならお断りをする、その地域をはずしてしまふ。それになければ、先ほど申しましたように、ほかの、すでに宅地化してそこに住んでいる人たちに応分の寄附を求めて、それでやつていく。そのどつちか以外には、私はおそらく個人から金を取るというこのやり方はおそらく成功しないだらうと思ふ。必ず、そういう点で私は、この宅地開発税といふものは、むしろ都市計画税の二重取りになりますし、そういう形で地域に混乱を巻き起こし、同時に、そういうものが税外負担をふやすか、あるいは市町村は特にそのためにより多くの予算をさかなくちやならない、あるいはそれによつて市街化区域があつちこちへといふことで、計画的なものよりも、むしろスプロール化の方向に逃げてしまふ。そんなところで十五万円の出すなら、そんならほかの非該当の区域へ行ってそこでやろ、そのほうが十五万円得をする。そうすれば取得税ぐらゐの金は出てくるじゃないか、こういう

考え方が私は当然出てくると思う。むしろそういう意味では、こういう宅地開発税なんかというような税金はつくらないで、むしろその他の都市の財源、都市の税源を強化して、全体として市の考えるような都市計画を進めていく、あるいは付近の生活基盤の整備をやっていく、そうしたことのほうが、私はずっと都市づくりがうまくいくんじゃないか、こういうふうに思うのですが、あなたは確信ありますか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘の点、確かにそ

知のとおり、最近大都市近郊の市町村では、宅地開発要綱というようなものをつくりまして、宅地開発を行なう方にいろいろな負担を求めているのが現状でございます。それらの負担は、結局は宅地開発業者が一応は負担するわけでございますけれども、最終的には、結局土地を購入されて、そこに家を建てられる方に転嫁されていることも、またこれは容易に想像できるところでございます。そういった事態を考えてまいりますと、やはり公共施設の整備を必要とする以上は、どこかに財源を求めなければならぬ。公共施設の整備を必要としないということでございますならば問題は別でございますけれども、どうしても家ができていけば公共施設の整備が必要になってくる。この宅地開発税で考えておりますのは、その公共施設の整備のうちでも、全部をこれでもってやろうとというわけではございません。そのほかに、学校でございましてとか、あるいは市役所の出張所というようなものも必要になりますでしようし、あるいはそのほかに、消防施設とかいろいろのものが必必要になってまいりますでしようが、そういったものを全部この宅地開発税でまかなおうというのじゃなくて、宅地開発に伴って必要最小限度の、いわば身の回りの、道路とか、排水溝とか、児童公園程度のものは、一部を負担していただいて、整備をしようという考え方でございます。そういう考え方をとりまします以上は、やはり宅地化が進み、公共施設が最小限度必要となれば、それに

幾ばくかの負担を求めて施設を整備していくということが、やはり今後の町づくりの上では必要なことではなかろうかと、かように考えております。

○竹田四郎君 おそらく局長は、上のほうから、

テーブルの上でものを書いて、そうして眺めているから、おそらくそういう発想しか私はできないのだらうと思う。現実には地域を回って、そういう問題の相談を受けるということになりますと、そう簡単にはいかないんですよ。たとえ側溝一つ入れるにしたって、そう簡単に側溝が入るわけじゃないです。でありますから、私はむしろこういうことをするなら、むしろほかのほうで都市税源の強化をして、そうして一定の計画に従って、直接にこういう形で負担をさせることなしにやってみよう、こういうことでなければ、私は、むしろなるべく、こういうことが都市の発展のじやまになる、こういうふうに言っても言い過ぎじゃないと思いますけれども、まああなたがいたいへん自信があるから、ようでございますから、具体的にそういうことで――まあ困地をつくるのは別ですよ、困地をつくる場合には、もう土地を具体的に出す、側溝を具体的に入れるということが宅地造成事業法等できまっておりますから、これは別です、そういうものは、そういうものから各人が買うのに、幾らか負担がかかっていくというのは、これは別です。個人から宅地開発税を取って、そしてうまくいっている地域はどこですか、見せてください。

○政府委員(松島五郎君) うまくいっているところ

ろはどこかというお話でございませうけれども、まだ宅地開発税をつくっておりませんので、そういう意味の御質問でしたら、これからの問題でございませう。

○竹田四郎君　しかし、具体的に宅地開発税をや

るといふのは、あちらこちらで似たようなことをやっていると見て、そしてあちらこちらであまりにも統一的なものがないのはぐあいが悪い、こういうことで、ある程度市町村が現実に行なっている、そういう基礎の上に立って初めてこれが発

想されたわけでしょう。全然初めてのわけじゃないわけでしょう。そうすれば、宅地開発税という名前ではないけれども、具体的には何らかの形で負担をもちっているわけですね。この発想に似たような発想でやっているわけですね。そういう地域はどこか、いいところがあるなら教えていた দিয়ে、非常によく知っていると言うなら、私どもも見てみたいし、その市の実際の財政状況あるいはその地域における超過負担の問題、あるいはそこに住んでいる人たちのお互いの日常の融和の問題、こうした問題を十分研究してもらいたいと思うのですが、具体的にそういうことがあったら実は見せてもらいたいと思うのです。

○政府委員(松島五郎君) 現在宅地開発要綱とい

うものを定めて、いろいろな形で負担を求めている市町村が五十二ばかりございます。で、その内容は非常にまちまちでございまして、宅地内の道路用地は全部提供する、あるいは側溝をつけて提供をする、あるいは学校用地として一区画につき何万円か負担をする、あるいは、極端なものは駐在所までつくって出せというようなことをきめているところもございます。私どもこれがすべてうまくいっているというふうには考えておりません。そういうふうには考えて区々であります。その負担の程度もあまりにも差があります。ことは適當ではないのではないかと、現実にはそういう負担を求めている限り、またその求めることが必要であるから求めているんだと思いますけれども、それにはやはりある程度の、何と申しますか、調整が必要ではないか、しかも現在求められ

ています負担は、宅地開発要綱というような、ま

あどういう根拠のあるものかはよく明瞭でないような形で、実際には話し合いのような形で求めている。おられますけれども、やはりそれは宅地開発税というような形によって、一つの明確な基準を立てて、

しかもそれを起こすについては市町村の議会の議

決というようなものも経るといふことによつて、十分審議を尽くして求められるべきではないか、かように考へておるわけであります。

校の用地とか、そういうものは個人で出せるはず

ないんですよ。そんなものは、宅地開発要綱の中にあつても、大体団地の開発か、区画整理なんかでやる以外に手はないんですよ。いまおっしゃっているのは、おそらくそういう団地業者が宅地をつくつてやつている場合だと思ふのですよ。あちらこちらばらばらできる家、こういう宅地の場合には、私はおそらくいまおっしゃられたところの中に入つていないと思うのです。それで政府のほうは何かというと、宅地を、団地をつくるというのは国のほうでつくるわけじゃありませんので、各自、自力建設というのが主体でございますから、各人がつくるということが以外にいま家を持つ方法はないわけでありまして。具体的にそういう個人から——団地じゃございませんよ、団地じゃなしに、個々にそういうことをやつてうまくいっているところ、ひとつ具体的に示してください。

○政府委員（松島五郎君） 個々に負担金のような

形のものをとっているという事例、いまちよつと記憶がございませんが、ただ、団地の場合とはとてもいいということになりますと、結局団地に入る人から見れば、宅地開発業者が負担をしようとも、宅地開発業者が全部それを自分の負担にするわけじゃなくて、結局そこへ入ってくる方の負担に転嫁するわけでございますから、負担をする側から見れば、一人一人であるうと、団地の中に入る場合であるうと、同じではないだろうかというふうに考えております。

○竹田四郎君 私は各人の負担がどうのこうのと

いうことを言っているのじゃないのですよ。確かに団地で買った場合には、もうその買う値段に、それだけのものは吸収されていますから、具体的には出てきませんよ。しかし個々でやった場合には

は、具体的に取るわけですよ。たとえば自分が土

建屋を頼んでそこを整地して、大工さんに頼んで家をつくるという場合には、具体的にこれは宅地開発税ですよ、出さなくちゃならぬでしょう。違

いますか。そうでしょう。そういうことを私は言っているのですよ。そういう地域でうまい地域があるのか、そういうふうなことになるか、片方は団地の地域、片方は個人の地域、非常に不均衡が出てくるのじゃないか。必然的に団地のまわりだけよくなって、ほかのほうはだめになっちゃうのじゃないか、いつまでもそこは取り残される、こういうことになると思う。そういう意味で、どこかいいところないか、示せというふうにお願いをしているわけです。

○政府委員(松島五郎君) どうも私、御質問の御趣旨をあるいは取り違えているかも知れませんが、団地ならばよくなり、個々の方から税金を取るとのことならよくならぬというふうにおっしゃったと思いますけれども、そのところが、どうしてそうなるのかよと私のみ込めませんので、もう一度教えていただきたいと思ひます。

○竹田四郎君 団地をつくった場合には、この宅地開発税の場合にも、そこでできた道路とか、あるいは下水とか、あるいは公園とか、そういうものは、その人の話し合いで大体寄付をするわけですね。その場合には、具体的に宅地開発税は納めてもいい。しかし、実際にそれだけ寄付をしていくわけですから、税金としてやっていくわけじゃないけれども、寄付をしているわけですから、それに相応する分は宅地価格に入っているわけですね。だから、具体的に幾ら幾ら宅地開発税を取られたという、そういう感じというものはないわけです。そうでしょう。実際には取られていても、税金という形で納まっているわけじゃないでしょう。現物で、公園なり道路なり下水という形でそこに寄付されているのだから、税金という概念は入ってこないわけです。実際には、ところが、個々にばらばらに自分で宅地をつくって、そこで家を建てる場合には、宅地開発税という形で徴税令書が来るわけでしょう。そうすると、そこに住む人は、おれは自分の周囲をよくしよう観念になるでしょう。そうなるわけでは

う。そうすると、当然に、直せ、おれはこれだけの税金は払っているじゃないか、直せという要求になってくるでしょう。そうすると、ほかの人と、いままでもおった人と、それからそこに近くくる人と当然相違が出てきますよ。そうすると、勢い同じものをつくったにしても、片方には百坪十五万円なら十五万円を出した、片方は何も出さないでよくなった、こういうことになるわけでしょう。たとえ一つの道路が、こっちは農地だ、こっちは宅地だ、こっちはすでに家ができてちゃっている、こっちはいままでもたんだであつた、これが宅地に転化するのだから、宅地開発税を出さなくちゃならぬですね、この地域が指定されたら。そうしたら、この人の税金でこの道は直つたわけですよ。舗装されるわけです。そういうときに、それじゃこの負担の關係というのはいまよくいかどうか。うまくいかないでしょう。どうですか。

○政府委員(松島五郎君) いま御指摘のことは、団地として道路の整備なり何なりが行なわれた場合に、そこに住んでおられる方と、家を一軒なり二軒なりつくられた方との均衡問題、もう一つは、団地以外で、その地域ですでに住宅をつくつておられた、宅地開発税以前につくつておられた方と、新しくそこへ宅地をつくられた方の均衡の問題、この二つの点の御指摘ではなからうかと思ひます。前の場合は、なるほどストリートに税の形はとつてはおりませんけれども、実質的に税相当の負担というものはされているわけではございませんから、その人の方から見れば、新しく家をつくられた方が何も負担もしないで道路ができたということについて、割り切れない気持ちを持たれるという面があるのではないかと。今度は逆に、新しく一軒なり二軒なりつくられた方と、従来税ができて前にすでに団地外で家をつくつておられた方の間では、新しく家をつくられた方は、自分では税金納めて道路を整備をされたんだけれども、前の人は何ら税を納めずに恩恵を得たではないか、こういう気持ちというのがあると。したがいまし

て、どつちから見ていくかによつて、それぞれの立場があるのではないかと思ひますけれども、しかし、新しい税金をつくり出す以上は、前に住んでいた人にさかのぼって適用するというわけにもいきませんので、経過的な問題といたしましては、御指摘のような問題もあるかと思ひますけれども、そこはやはり全体の町づくりをどうしていくかという大きな見地から御理解をいただくよりほかにないのではないかと思ひます。

○竹田四郎君 どうも局長と議論していても、机の上と實際とで議論しているようなことで、ちつとも話が合わないでどうもしようがないわけですね。自治大臣は、これは川崎の郊外なんかの事情もかつて非常に詳しく御存じだろうと思ひます。あるいは都市の周辺のそういう事情もすつかり御承知でいらつしやうと思ひますが、いま私と税務局長との話、これを聞いてどういうふうにお感じになりましたか。

○国務大臣(野田武夫君) いま宅地開発税というものをつくつた大體発想の根拠を局長が御説明申し上げておりましたが、竹田さんの御指摘の点も、いろいろ複雑でございまして、私も感じがしておりますのは、私はいま特に御指摘になった川崎とか湘南地方ですから、団地が多いんですね、実を言つと、御承知のとおり。そこで、さつき税務局長が説明しましたとおり、實際何百円出せとか、学校敷地を寄付せよとか、相当要求しているようです。これは従来、御承知のとおり。それでいま御指摘の点は、ぼちぼち建つた場合に税金を取る、取つたけれども、かりに三軒、四軒にやつたて、なかなか自治体では費用がかかつて一ぺんにやれないし、おれたちは税金を出して一向によくない。単独でいろいろ宅地造成やられた方、相当やつぱり不均衡は出てくると思ひます。それからいまお話の、出したものと出さないもの、しかしこの実情はいろいろ私はあると思ひておりますが、従来いろいろ、ことに都市周辺の農地あたりがどんどん宅地になつていく場合は、かつてにいまあちこち家をつくられた場合に

道もない、排水溝もつかないという、どつちかという建てたほうが悪いのか、これを世話しないのがいけないのか、まあおのおの言い方があると思ひます。しかし、そうかといって、一々建てられたからといって、道をつくつてあげたり、子供の遊び場をつくつてあげるといふことはけつこうだが、財政上の理由もあるし、そうできないし、大局から申しますと、財政が豊富ならば、まあある程度家ができた周辺は、つまり住むことができるような条件まで持つていつてやるといふのがほんとしてしようが、それは理屈でありまして、なかなか財政上の理由がございまして、そうまいりません。しかし、今度いま御指摘の点を、私いろいろ實際も多少知つておりますし、聞いておりますが、宅地開発税というものを、いままでも地域によつていろいろ負担を造成者にかけておる場合に、あまり過当なことをやりますと、そのお返しは、土地を買つた人、家を建てる人にはね返りがきて、相当負担が重くなるから、大きな意味の住宅政策としては、団地なんかの造成業者はあまり損はいかぬし、かえつて、もうけるわけじゃないでしようけれども、損がいかないから何も利害がないんですね。しかし、土地を買つて家をつくる人には相当これが影響してくるというところ、まあ税務局として考えましたことは、なるべくそういう不当な、家をつくる人に負担がかかるように、一応宅地開発税というもので規制して、そうして土地価格というものを上げないようになしたい。同時に、自治体においても、相当これは金がかかることだから、ある適当なめどのつく財源は、やはり都市計画、町づくりのために、必要財源の全部はできなくても、相当部分は、自治体も、それからして造成者、結局は家をつくる方に負担してもらふということ、これは私は宅地開発税ができたからうまくすべいくとはいひませんが、いまままでのこぼのこぼのあつた、いろいろ条件の違つたものを一応地ならしをしていくという目標には相当効果的じゃないかと、こう考へております。しかし實際問題として、そう

いう不公平と申ししますか、不均衡と申ししますか、またいろいろ注文も出てきましよう、不平も出てきましようが、これはこの宅地開発税をつくらからそれが全部なくなると、これは私も考えませんが、一応私どもの考えておることは、まあいろんな要求をいたしますと、いま申しました駐在所まで、交番までつくれと、このはね返りが全部家を建てる人の地代、土地代にかかってくるというのを防ぐと、非常にこれは、一々具体的に実例をおあげになりますと、なかなか複雑な問題があります、一応の宅地開発税に対する発想の根拠はひとつ御理解願えれば非常に私どもはしあわせだと思っております。だから私の答弁は、決して御満足のごい答弁ができないことは、複雑でございますから、一々の事情がなかなか、個々の事情を取り入れて、この場合はどうするか、どうするといふことは、あまりにも複雑過ぎるほど、たとえば山のてっぺんまでできているものがあります、場所によりますと。とてもそんなところを道をつくらせてやるということも、一軒や二軒ですと町までつくるといふことはたいへんです。御承知のとおり、どこへ行っても、えらいがけの横につくったり、山の裏につくってみたり、たくさんありますから、実例をどうだと御指摘になれば、なかなか明快な回答というが、御納得のいく回答はできません。しかし、この税制をつくった発想の根拠といふのは、これはそういうところにあるといふことをひとつ御理解になつて、幾分でも、結論は、最後は家をつくる人に不当に土地の価格がつり上がることを防ぐ。一面自治体の財政に多少でもこれを繰り入れて、そういう地域づくりに役立たせたい、そういうことだといふ意味はひとつ御理解いただきたい。まことにあいまいでありまして、的確な答弁ができませんけれども、実際はそうでございますから、ひとつ御理解願いたい、こう思っております。

○竹田四郎君 これ以上私は議論するつもりはありませんけれども、おそらくその宅地開発税というものは、市町村長を非常に苦境に私は追い込

む、そういうものにきつとなるのではないかと思ひます。それからさらに、ある地域においては、おそらく税外負担を解消しろという国民の要求にもかかわらず、税外負担をさらにふやしていく。あるいは逆に整備をすべき地域がいつまでも整備をされないで残る。いまおっしゃった山の状況といふのは、まさにそんなところに金をかけるわけはありませんか、おそらくかけない。そうすると、十年も十五年もほうっておかれてしまふ、こういうような結果に私はおそれると思ひます。ただ、大きな団地の場合は、これは当然利益の幾分かを出して、いまもうかっているわけじゃございませんから、大体もうかっているわけですから、そういう形でサービスをすることは、これは当然団地をつくらした人の私は責任だと思ひます。その分が若干買入りのところに負担がかかってくるのは、これはある程度であればこれはしかたがない。そういう意味で、個人からこういう宅地開発税を取るといふことは、私は地方自治あるいは住民の自治という立場から見ますと、まあ地域には必ずトラブルを起すし、市町村長さんはいふほど、こんなものをつくっても成果が上らないといふことを私は非常に心配をするわけです。だから、おそらくこういうものをこれだけ力を入れておつくりになるというものであれば、具体的に私はそういうことでうまくいっている、そういう地域をおそらく検討された上に、この宅地開発税を出す。特に、さつき言ったばらばらにつくられて、そういうものが実際あるだろう、そういう根拠に基づいてこの宅地開発税といふものをおつくりになったのだらうといふので、さつきもそういう地域があつたら見せてくれといふことを私は強くお願いをしたわけでありまして、これにないとも具体的にどこがどうだ、モデル的なところとしてお示しはいただけない。こういうことになりまふと、私は、この法律といふのはあまりつくつても実効のあがらない法律になつてしまふ。ただやっかいな法律になつてしまふといふようなことになつてお思ひますが、たとえばこの宅地開発税ですね。おそらく、自分のわきに畑がある、その畑はひとつ次男坊のために土地を、家を建てるときに分けてやる、そういうときにでも、やはり宅地開発税といふのはかかるわけですから、そういうふうになつてしまふと、私は非常に大きなトラブルを将来生ずるものだと思うのです。そう考えますと、どうも名ばかりであつて、あまり実効性の少ない、むしろそれは各市町村長に、私はこういう法律をつくらないで、個々にまかされて、その地域の実情に合うような形で町づくりを進めていく。その他の地域については、まあ大

体都市でありまふから、都市的な税源をほかのほうで与えることによつて、こういうものを取りなないでひとつやつていく。こういうことにはしたほうが、より計画的な町づくり、よりまとまりのある地域づくりといふようなものが、私は必ずそのほうが効果があるだろう、わざわざ、まあこれは初年度でありまふから、一億四千万ばかりを当てにしてそういうことをやるといふのは、私はあまり効果のあるやり方ではないのではないかと、こういうふうにお思ひなす。それから、まあこれはそれ以上議論をいたしません。将来を見る以外にはなからうと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 過去三年間の間に滞納処分といふようなものを受けたことがないといふ事実、並びに延期された納期限までに税を納付することが資産その他の状況から見て確実と認められるものといふに限定したてて考えております。

○竹田四郎君 そういたしますと、大体この軽油

引取税の場合に、おそらく特別徴収義務者が担保を提供しなくてもいいといふ場合が非常に多くなつてくるだろうと思ひますが、どうですか。

○政府委員(松島五郎君) これはいま申し上げましたように、実は従来も徴収猶予の制度はあつたわけでございますけれども、徴収猶予制度の場合には必ず担保を提供しなければならぬといふことになつておりますために、その担保として人的保証を求めるとか、そういうようなことが行なわれてきたわけでございます。ところが、結局保証料を取る――取られるといふことになりまふと、金を借りて納めたのと実態的には変わらないといふことになるわけでございます。御承知のとおり全部現金売買でございますと、税と代金とが一緒に入つてくるということでございます。徴収猶予の必要もないわけでございますけれども、現在では大体相当程度が売り掛けになつております関係上、どうしても税金が納期日までに――税金と申しますか、代金が入つてこないといふことから、徴収猶予を求める者がかなり多いわけでございます。ところが徴収猶予を認めまふと、いま申し上げましたように担保、保証といふようなことになりまふと、結局金利がそれだけかさんで、金を借りて納めるのと同じことになつてしまふといふようなことから、少なくとも従来きちんきんと納めた者に対しては、そういうことは酷ではないかといふ問題がございましたので、こういう措置を講ずることになつたわけでございますが、これはどこまでも徴収の確保といふことがなされなければならぬので、その運営は、いま申し上げましたように単に滞納の事実がなかったといふことではなくて、納期限までに納められるといふことを、資産あるいは信用の状況その他から確実に把握できる場合に限るといふふうにしてまいりたいと思つております。

○竹田四郎君 こんなに簡単にしていのかと実は私は思つておるわけですが。現実に数年前、これは神奈川県あるいは東京都の一部に、前には税金を非常によく納めていた。ところがあつたとき突然

に納めなくなったということで、これは金額にいたしました。かなり大きい金額になります。こういう特約業者あるいは元売り業者から軽油を引き取ってほかの小売りへ流す業者は、現実に電話一本、机一つあればできることです。こういうもののがかなり大きな税金を納めておるわけです。これは私の経験でも、非常にこのことによつて県税収収に散らばつておる。山の上までさがさなければならぬ、関係府県にそれを依頼しても、自分のところではございませんから実際にはなかなか困難ということで、非常にそれを清算するのにたいへん苦勞している。そういう県がたしかその当時二、三県この関東地域でもあった。あの処理が完全にはまだついていないだろう。こういうことをいえますと、よけい私は問題が出てくるんじゃないかと、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のような心配は、私ども実はいたして、いろいろ検討をいたしましたのでございます。ただ、御指摘のような問題は、最近はこちらと例を聞きませんが、二、三年前にそういう問題がございました。これはいわば計画的にそういうことをやったのではなからうかというふうにも、詳しい話いま忘れましたけれど

も、その当時調べましたところがありましたが、東京でもって仕事をやっていて、東京では二カ月なり三カ月なりきちんと納めておる、次の一カ月あるいは二カ月は半分くらい納めて待つてくれとという形をとり、三カ月目くらいになるとボタンと倒れてしまったというようなことで、それが倒れたと思ったら看板を変えて別の県へ行って仕事をやっておる。実は相互の間に連絡がないのだと思つておりましたら、あとになっていろいろ調べてみましたところ、どうも同じ業者ではないかと思はれる節があるという事例もございましたので、それ以来、私どもは関係府県間の連絡をとつて、そういう業種があれば相互に府県間の連絡をしよう

という措置も講じております。

また担保と申ししましても、いま御指摘のございましたように、まことに形式的な担保と申しますが、調べに行ったら北海道の山の中に何とかいう山林があった、処分しようと思つたけれどもそんなものは処分のしようもないというものもある。そこで、単に担保を取つたから安心だというのじゃなくて、特に物的担保の場合には、その担保価値というものをなかなか十分に調査することではできませんのですから、担保を取つたからといって安心しては問題は解決しない。むしろ徴収猶予といったもう少し実態を把握した上でやるという措置のほうがいいのではないか。そういうことにかか申しますと、「一方においては担保の取り方等につきましても十分注意をしていかなければならないと同時に、従来から過去何年間にわたつて税金をきちんと納めており、かつ資産の状況その他を調べてもまずだいいじょうぶだ、かりに滞納処分をするとしても資産は十分あり得るというようなものの場合までも、どうしても担保を出さなければ待つてあげませんというのは、あまりにも過酷ではないかというふうに考えて、今回こういう改正を考えておるわけでございまして、その具体的な措置は知事が結局認定をすることになりますので、その辺の指導には遺憾のないように配慮をしていきたいと思つております。

○竹田四郎君　これでごまかされますと、金額が非常に大きいわけです。大体四、五億から、十億に近いものもたまにあるわけです。そういう意味で、担保を取らないでいいということで、たいへん寛大なやり方なんです。私はそういうことを経験しているだけに、非常にこれは心配なわけです。だから、もう少し何か具体的な指導なり、具體的なことがきめられないと、そういうのにひっかかってくるわけです。おそらく非常にそういうことをやる場合に計画的にやるだろうと思う。前のほうはびちっぴちと納めて非常に安心させておいて、それからやるわけでありませう。そういう点、私は非常にこれゆるくなったという点、むしろ

ろ心配しているのであります。まあ各府県連絡を密にするということですが、人の県に入る税金関係でそれほど実質真剣になるかどうか、こういうことも非常に心配なわけなんです、具体的に各府県のそういう連絡だけで処理できますか。

○政府委員(松島五郎君) 各府県の連絡だけで処理できるとは考えておりませんけれども、大体私ども前の事例等を見てまいりますと、各府県と申しまして、ある県で二月月税金を納めると一ヵ月月滞納をして、三ヵ月目につぶれて、四ヵ月目にはまた別な県へ行つて会社をつくつて、二月月税金を納めて、三ヵ月目に滞納して、四ヵ月目につぶれる、こういうような形のが見受けられるわけでございまして、これはもうそれぞれの県のむしろ問題で、隣の県の問題ではないというふうに考えられます、それ以来そういうものにつきましては相互に連絡を合つて、滞納の事実がちよつとでもあれば、すぐにこういう会社がこういう滞納をしているということとを連絡し合うように指導をいたしております。したがしまして、まあ何か隣の県の問題だということでございますと、御指摘のとおり、なかなか連絡も思うようにいかないという問題がございますけれども、いまのような実例を見ますと、それぞれの県の問題でもあるわけでございますので、その点は、現在でも連絡をよくとつておりますし、今後とも遺漏のないようにしていきたいと思つております。

それかなお、徴収猶予につきまして担保を徴しないことができることにいたしましたけれども、これは絶対に徴しないというわけではございませんので、その実態は十分見きわめた上で担保を取らないか取るかということをきめていくように指導をしていきたいと思います。

○竹田四郎君　どうも私は、各府県でそういうふうには十分な連絡ができるかどうか。まあ実際、私はおそらくなかなかできないと思うのです。やるほうは計画的にやりますから、それでは次のところへ行って同じ名義でやるかというところ、おそらく同じ名義ではやらない。名前を連えてくるとか、

あるいは代表者の氏名を違えてくるとか、おそらくそう簡単に見つけられるような形ではおそらくこの問題はやらないと思います。私は現実にもうこの問題を経験しただけに、非常にこの点が、いま局長の言ったような形でうまくいかどうか心配であります。ひとつその点は、計画的にそういうことをできないような連絡と指導というものを特別にお願いをしておきたいと思えます。

それから、時間も参りましたので、いよいよこの辺で、まだ問題あるわけですが終わりたいと思うのですが、去年の秋ごろですか、基地交付金金について税務局長は、ことしこそは完全に取つてみせると、そういう努力をするのだと、こういうふうに行政委員会でおっしゃれたと思うのですが、現実には四十二億の要求に対して二十六億しか確保できなかったということでありまして、基地を持てはいる市町村としてはたいへんこの点については大きな期待を実は持っていたわけです。基地を持てているというただそれだけのことで、非常に大きな犠牲がある上に、しかも基地交付金もとにかく満足に取れない。その他いろいろな施設においては、防衛施設整備法というようなものがあるかと思いますが、そういう点で、ことしは——その税務局長の意見は、たいへんあの当時勇ましく、われわれも力強く思ったわけですが、二十六億ということとは、非常に残念だと思うのですけれども、その点局長はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、基地交付金と俗称しております国有提供施設等所在市町村助成交付金は、私どもは固定資産税にかわるものというふうに考えて四十二億円を要求をいたしまして、その実現に努力をいたしたのでございまして。ただ、予算の最終段階におきまして二十六億円にとどまったことは、私どももまことに残念に考えております。ただ、まあ従来から見ますと多少前進しておりますので、今後とも引き続きこのペースを維持しながら前進をはかっていきたいのと、かように考えております。

○竹田四郎君 非常に私も残念だと思つてのすが、そこで、これは神奈川県の大和の例でございませうけれども、日本に駐留する米軍の軍人軍属については住民税はかかっておりませんでね。そういうしますと、おそらく米軍であれ、車は道路を飛ばしていきまじ、ごみは出しますし、そういう意味では、まあ具体的に大和市では、清掃もやらなければならぬし、し尿の問題もやらなければならぬし、道路の整備もやらなくちゃならないし、水道の供給もやらなくちゃならない、こういうふうな一般市民以上にむしろいろいろなサービスをしなくてはならない。現実にはその人たちは、日米の地位協定ですが、日米関係の協定によつて住民税は免除されておる。そういったまですと、それでなくてもそのほかの基地公害というものがあるに、なかかわらず、その町村としては税収というものはないわけだ。そういういたしますと、むしろこういう米軍軍人軍属の場合には、おそらく日本人よりも給料は高いであらうし、それから住宅などにいたしましても日本の住宅よりもおそらく広い住宅になっている。その分を考へますと、大和市の市長の話ですと、年間一億四千万の減収だ、これ若干のはつたりがあるかもしれない。そういう形で、基地交付金が少ない上に、しかもそういう住民税が徴収できない。二重の意味で減収になっているわけですが、そういう減収分について何かお考え方はないだろうか。私思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 日米行政協定でございませう。――によつて、駐留軍の所得に対しては課税をしないということになっていますので、住民税も課税されておらないという事は、御指摘のとおりでございますが、その場合にその分に相当するものをどうするかという問題は、私も大和のお話もいろいろ承つておりますけれども、いま御指摘になりましたごみの処理などはやはり税金を取つていいのではないかと、ううううに考へております。まあごみの分をかりに税金を取つたからといって、それで問題が片づくわけではございませう。しかし、一面において学校とかなんとは市町村が直接経営するわけではございませうから、その経費はかかるまいという事になるわけではございませう。その辺をどう判断をして調整していくかという問題はいへんむずかしい問題でございませうが、どちらかといえば、それは税制というよりは当該市町村の財政問題としてどう処理するかという事ではないかというふうに考へられます。もちろん、交付税の計算の場合、税金を取つておりませんから、その分は基準財政収入に含まれませんが、それかといつて米軍がおります分は人口として基準財政需要額の算入に入つてゐるわけではございませうから、それは相互に問題外にされておるといふことで、必ずしもそのことが地方交付税上財政措置がされてゐるといふうにはなりません。なりませんが、いま申し上げましたように、税制の問題というよりは、やはり大和市に対する財政全体の問題としてどう政策を講じていくかということとして考へていく以外にはないのじやないかというふうに考へております。

○竹田四郎君 これは税金問題じやないから、むしろ税務局長に聞くのがおかしいかと思つてゐるが、基地交付金が足りない上に、ううううな形だ、だから少なくとも基地交付金ぐらゐ私は満足に取つてやる義務が税務局長にはある、こういうふうに思ふんですよ。具体的に、そういう米軍の駐留軍人軍属の住民税の非課税分を何かほかの形で補給をされてゐる、交付税なり何なりで補われてゐるといふならば、基地交付金のほうも若干がまんしようという事はできると思ふのです。基地交付金のほうはとにかく六割か七割ぐらゐいしかくれない、米軍の軍人軍属はあつちでこつちで大騒ぎしてゐるのに、そのほうは税金がかからない、それをそのままに見捨ててゐる、こゝういふことでは、まさに踏んだりけつたりだと、こゝういふふうに思ふんですけれども、これはむしろ大臣のほうにお聞きしたいと思ひますが、そういう点で大臣として何かそういう手段を考へるお氣持があるのかどうか、伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(野田武夫君) 基地交付金は必ずしも満足すべきものじやございませうが、四十三年度からやや伸びております。これは実はいろんな私折衝いたしましたが、基地を持つてゐる市町村長の方にもお集まり願ひましていろいろお話ししたのですが、まあこれでもつて決して満足すべき金額でなかつたのは、要求が四十二億でしたか、これはお話のとおりですが、去年に比べるとまああといふところ、まあ満足はされなければいけません。了解していただいたんですが、それは別として、大和市のごとき事情はお話のとおりだと思ひます。そこで、これは税制上どう措置するかという事はむずかしい問題でございませう。しかし、そうかといつて、財政上の措置で対処しなくちゃならないと思ひます。私は、そういう地域については、どういふ方法でやるか知りませんが、ある程度自治省としては財政的にめんどろを見るという方針で、それからこれは財政局とも事務的に相談しなければならぬと思ひますが、それはやむを得ないといつてはうておくことではない。事情がわかりますれば、やはり一応内情を調べまして、どういふ対策ができるか、やむを得ないといつて引つ込むわけにいかぬ、事情によつては何かの措置を、満足すべき点までいかぬか、これは別として、できるだけのことは措置すべきことではないかと思ひます。この間も実は二、三大和以外のほうからもいろいろ事情を聞いてゐるといふこともございませう。大和のお話も聞いたことはございませう、実を言つて。そこで、いまこの基地交付金と税制の関係で税務当局がこれこれ言つていふこと、これはむずかしいことではございませう。一応また私のほうも財政上の操作がどういふふうに行けるかといふ話を聞いてみたいと思つております。いまの話は聞いたことございませうが、私は内容を詳しく存じませんが、たいへん困つておられるといふことはこの前も聞いたことがございませうが、一ぺんそのことについて実情をもう少し詳しくお聞きしたいほうがいいと思ひます。これは、私だけでなくて、事務的にも詳しくお話を願つておいたほうがいいと、こゝろ思つております。

○竹田四郎君 この問題は、実は、去年の十一月ごろだと思ふのですが、野田さんの前の自治大臣赤澤さんの大臣のころ、衆議院の地方行政委員会がこの問題が出まして、当時の赤澤自治大臣は、これについては前向きで善処しようといふことを確約をされておられるわけなんです。いまお話を聞く、検討しようといふことで、問題があまり進んでおらないようでありませうが、これはどうなんですか、そういう点についての引き継ぎといひますか、そういうものがおありでなかつたわけでしょうか。

○国務大臣(野田武夫君) 実は、率直に申しますと、いろいろ、事務的な引き継ぎの中にもたたくさありませうが、私こゝういふ委員会に困る困るというお話を聞きますが、あまり実態を直接お聞きしてないんです、打ち明けると。だから、私はいかげんなことを申し上げるのではございませうが、実態についてどうするかといふことになれば、これは検討すべきことだと思ふんですが、どなたがどういふことではないんですけれども、私になつて直接こういふことだといふ具体的な内容が――実は私は困つておるといふことだけは聞いておりますけれども、まあ困つておるといふだけでは措置もできぬことですが、最近はどうかといふと、やはり困つておられるだらうと思ひますが、もう少し実情を私実はお聞きをしておればもう少しお返事ができると思ひます。だから、私は実情を少し検討して何か方法がありやせぬかと、こゝろお答えしたのです。

○竹田四郎君 これは基地交付金に関連してのお尋ねで、たとえば財政局長さんあたりがお見えいただければたいへんよかったのですが、お見えいただけないから、いまのようなお話になると思ひますが、この点はひとつ引き続き御検討をいただきます、少なくとも基地交付金が満足にいつていけば、片一方はかんべんしろ、こゝういふふうに

言えるわけですが、こつちも満足にいかない、こつちもくれない、そうして基地のある町だけがそれによってそれだけ収入が少なく、こういうことであつては、まことに、安条約の是非は別といたしまして、そこだけに集中的に犠牲を強要するということ、私はよくないことだと思つたのです。そういう点で、ひとつ今後御検討をいただきます、また何かの機会にひとつ御答弁をいただければ幸いだと思います。

たいへん長くなりましたが、以上で一応終わりたいと思います。

○委員長(内藤三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内藤三郎君) 速記を起こしてください。

○和田静夫君 竹田委員の議論の中にもあつたのでありますが、個人住民税が高過ぎるということが、私はいまや常識になつてゐる、そう思つて、新聞論調も例外ではありません。三月三日の日本経済新聞の社説は、「望まれる住民税の大幅減税」と題して次のように実を言つております。

「二百九十億円の国への財源貸し付け分が、国家予算のなかで減税なり歳出なりに有効に使われる限り、いちがいに悪いとはいえないが、それだけのゆとりがあるのなら、なぜこの際もつと思ひ切つて住民税の軽減に力を入れなかつたのか。個人の住民税の課税最低限は国の所得税のそれよりもあまりに低過ぎる。税率引き下げの場合、所得税減税よりも住民税減税のほうが低所得者対策としても効果が大きいのみならず、さらに課税最低限を引き上げれば、税圧に悩む一般住民に大きな福音をもたらすことになる。」——この常識化していることが、私はどうも通用しないのは自治省だけらしいという感じを持たざるを得ません。自治省の方々が、四十四年度税制改正を目前にして、個人の住民税の課税最低限は国の所得税のそれよりもあまりに低過ぎるといわれることに對する弁護論として、住民税の負担分任ということを持ち出

されました。それゆゑに、住民税は所得税と基本的に性格が違ふのだということを強調する理由に負担分任が使われているわけです。たとえば雑誌「地方財務」四十三年十一月号に岡田参事官の論文、雑誌「地方税」やはり四十三年十一月号の高橋市町村税課長の論文、そして四十四年三月号の森岡府県税課長の論文が、そういう説明のしかたをしています。

実はこれらの一つ一つについて質問を用意しておりましたが、まあ議事運営の關係上取りやめざるを得ません。したがつて、概括的に私はまず税務局長に教えていただきたいと思つたのですが、住民税の負担分任ということとは一体だれが打ち立てた原則でありますか。どのような税の歴史の中で確証をされ、なおかつこの原則が日本の税制の中にどのような形で生かされてきたのか、私のような初心者にもわかるように教えてください。

○政府委員(松島五郎君) 税につきましても、いろいろの原則があるといわれております。いま御指摘になりました地方税につきましても、負担分任の原則でありますとか、あるいは利益の原則でありますとか、いろいろの原則があげられております。これはどこからそういうものが出てきたかということをごさいますけれども、やはりそれには地方自治ということと密接な関連を持つてゐるのではないかと私は考えております。地域社会の費用を地域住民がみんな負担し合つていくんだと、そして自治体を構成していく、こういう考え方がいわゆる負担分任の原則といわれるようなものと考え方はなからうかというふうに考えております。これにつきましても、住民税について御指摘がございましたが、税制調査会の答申におきましても、「住民税は所得税と同じく所得に對して課する税であるが、所得税と異なり地域社会の費用をその住民がその能力に応じて広く負担する性格をもつてゐる税である。したがつて、住民税は、所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かちあうべき性格のものであるの」で、その課税最低限は、所得税の課税最低限と一

致させる必要はないと認められる」というふうに述べられておまして、現実の住民税の課税最低限が妥当であるかどうかにつきましては、いろいろ御議論もあるかと思ひますけれども、所得税と同じでなければならないというふうには税制調査会でも言つておられないことをごさいます。

○和田静夫君 時間がないのでやりにくいのですが、大臣ね、私いま聞きをしたのですけれども、住民税の負担分任という論理を貫徹させたら、私は、均等割りを上げるといふ結論は出てきても、課税最低限の低さを説明する理屈づけにはならないと思つたのです。この間の竹田さんとのやりとりを聞いておりました。課税最低限というものは、むしろ住民税の負担分任という論理がストリートに貫徹させられなくなつてくる。地方税の面でも社会政策的な観点というものを導入しなければならなくなつたからこゝろ私には出てきた概念だと、少なくともそう思ひます。そういう意味では、この柴田事務次官が述べているのですが、この「自治から言えば、税金が高いからこそ、今度は自分が払つた税金を何に使うのかといつて住民が目を見せろ。払つても痛くもかゆくもないような税金なら関心をもちたない。たつた百円かそこらの均等割りだけなら、くれてやつたようなつもりでいるから、一向に関心がなない。それではもっと均等割りを上げる、こういうことになる」という発言のほうが、現実味はなくても、論理は一貫すると思つたのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 負担分任と申しましても、その負担分任を税の上でどれだけのウェイトを持つて考えていくかという問題であるかと思ひます。負担分任といふことが許されるならば、いかなる場合もそれだけで問題が解決するかと申しますと、私はやはりそうではないと考えます。そこで、均等割りといふところである程度負担分任を求めるといふ点は、これはまあ所得の大小にかかわらずという形で求める限界を一応均等割りという形で考えている。しかしながら、さらに所

得割りという段階において負担分任と応能負担といふことをどう調整していくかということが、所得割りのあり方であり、同時に課税最低限のあり方ではないかと考えるのでございませう。所得割りのほうには全部応能負担に徹底すべきだといふ考え方をとりましますならば、所得税と同じような、あるいはそれ以上の累進課税をするということも考えられます。しかし、住民税の性格からいつて、所得割りにおいてもある程度の負担分任ということも念頭に置きながら税率を考へるということになれば、課税最低限なり税率なりといふものは現在のよりな姿でも合理的ではなからうか。さらにもう一歩進めるならば、所得に應じて負担をするといふこの負担のしかたは、累進課税のみが所得に應ずる負担のしかたであるといふわけでは必ずしも、これは考え方の問題でございませうけれども、ない。たとえば比例税率によつても、十万人の人は一〇%ならば一千万円であり、二十万人の人ならば同じく一〇%で二千万円納めていただく、これもやはり所得に應ずる負担のあり方であると同時に、一面においては負担分任的な要素が強く入れられてゐるといふふうにも考えられると思つたのでございまして、要するに、負担分任といつたら、それだけでもつて地方税が割り切れるものでもなく、また応能負担であれば負担分任は全然考えなくともいいというものでもなく、やはりその辺の調和をどこに求めるかという問題ではなからうかというふうにごさいます。

○和田静夫君 柴田事務次官がさっきのあれと一緒に、第四回の都道府県出納職員研修会における講演で、「現在の住民負担は重いのか軽いのか。なるほど、住民税については、課税最低限が低い、高いという主張がある。所得税についても、所得百万円までは負けてやりたいという議論がある。自治といふものの本来の思想からいふならば、自分たちが自分たちの財布で、自分たちの頭を使つてやるといふことなのです。仕事をしたければ、そして金があれば自分たちが出し合ふのがあたりまえだ、こういうことになる。そうする

と、住民税は少々高くてもかまわないじゃないかということになる。住民税を払ったら、めしも食えずに、首をくくって死ななければならぬという場合は別でありますが、生きておられる程度なら、住民税を払ってもおかしくないじゃないかというきびしい議論になって出てくる。」

〔委員長退席、理事熊谷太三郎君着席〕

大臣、柴田さんが言う、首をくくって死ななければならぬという場合は別だが、生きていられる程度ならば住民税を払ってもおかしくないという議論を、一体だれがしているのですか。野田自治大臣、あなたを含めて自治省がやっていますしやるのですか、それとも他のだれかがこういう議論をやっているのですか、よけいな理屈は要らない、この質問そのものにずばりと答えていただきたい。

○国務大臣(野田武夫君) いまの住民税に対する自治省の見解ということでしたが、私はそれは初めて聞いたのでして、自治省全体は、そういう考えは私責任者として毛頭ございません。しかし、個々の理論的な、体系的といえますが、理屈は、これはあります。これは私は、個人個人の議論は自由にやってもいい。いやしくも私がいま責任をとっている自治省としては、そういう考え方は持っておりません。

○和田静夫君 じゃ委員長、これでやめます。

いま言われたように、柴田事務次官にしてもそうです、これ一々全部持つてきているのです。が、これらの中に書かれている皆さんの論文が、実は自治の概念を私は逆手にとって住民税の軽減にブレーキをかけていらつしやる。少なくとも大臣は住民税は高過ぎるという常識を持っていられつしやる、いまの答弁の中からそのことをくみ取って私の質問をやめます。

○阿部憲一君 四十四年度の地方税財政政策についての答申の中に、「日本国有鉄道については、財政再建期間中、国鉄納付金を大幅に軽減すべきである」との意見もあるが、国鉄納付金については、その公共性を考慮し、すでに負担軽減について

て配慮がなされており、現行制度以上の軽減措置を講ずることは、市町村財政に与える影響、同種資産の固定資産税負担との均衡等からみて妥当でない」、こういうふうな結論づけておられますが、大臣はこの答申をどのように解釈しておられますか。

○政府委員(松島五郎君) 先に私から一応お答えをさせていただきます。地方税財政政策についての答申の中には、御指摘のありましたようなことが指摘されております。この問題につきましては、御承知のとおり、他面国鉄当局からは軽減をして全廃をしてもいいという要望が昨年年度ございました。また、去年の暮れごろからは、国鉄再建推進会議の意見書等もございまして、大幅な軽減をしてもいいという御要請がございました。これらの事情を考えながら、一方では市町村財政の状況ということも念頭に置きながら、一方においては国鉄の現在置かれている財政事情というものを考慮しながら、どこに調整点を認めるかということ、実は今回提案申し上げているような軽減措置をとったわけでございまして、地方制度調査会ではこれ以上考える必要なしと言っておられますけれども、いま申し上げましたような諸般の事情を考慮した上での決定でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○阿部憲一君 結局、結論はいま二十五億円の減額になったわけですが、国鉄にとりまして、二十五億円の減額されたということだけで、再建計画に対してはあまり影響もないわけでございますけれども、この辺はどういうふうにお考えですか。

それからもう一つ、いま私の質問申し上げた中で、「同種資産の固定資産税負担との均衡等からみて」、すなわち同種の専売や電電公社との均衡ということについてお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 二十五億円が国鉄財政にどれだけ寄与しているかという問題でございますが、先ほど竹田委員からも御指摘がございまして

たように、今年度だけの措置でなくて、昭和四十七年度三月三十一日まで建設された資産につきまして、あるものはその後五年間、さらにあるものはその後さらに五年間というふうな軽減をいたしますので、国鉄にとりましてはほぼ再建期間に見合う期間軽減の適用を受けるわけでございまして、その総額もかなりのものになりますので、累積をいたしましたならば、やはり国鉄にとつても相当の軽減になり、国鉄財政の再建にも寄与する面が大きいんじゃないかというふうに考えております。

それからなお、御指摘のございました同種資産との均衡の問題でございまして、これは御指摘のように、専売公社、電電公社との比較をとりましますならば、問題があるところでございます。従来私どももそういう観点から、国鉄納付金について軽減をはかることは必ずしも適当でないという見解を持つてまいりました。しかし、国鉄の財政事情が御承知のような状態になってまいりましたので、軽減措置を講ずることとしたわけでございしますが、その場合におきましても、ただ国鉄が困りになっているから軽減をするというのではなくて、現在私鉄等についてとられております固定資産税の軽減措置との均衡ということも考慮し、すなわち同種の固定資産で最も近い固定資産でございします私鉄との均衡ということも念頭に置いて今回の措置を講じている次第でございます。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕

○阿部憲一君 そうしますと、結局今度の二十五億円の措置というのは、来年度以降もずっとこの軽減問題が起こるわけでございしますか、継続するわけですか、そういうふうな解釈してよろしいですか。

○政府委員(松島五郎君) 先ほど申し上げましたように、今年度は二十五億円でございしますけれども、来年は二十九億程度になる見込みでございます。さらに昭和四十六年度には三十三億程度になる見込みでございます。自後こういう形で推移していくところでございます。

○阿部憲一君 都市税制についてでございますが、特に最近は大都市すべて交付税の交付団体になり下がってしまったが、これは税制のひずみに起因していると考えますが、この点どういうふうにお考えですか。

○政府委員(松島五郎君) 大都市がすべて交付税の交付団体になってまいりましたことは、結局は財政需要の著しい増高に対処するための税収入の伸びが相対的に少なくなったというところに原因があるわけでございまして、そういう点から申しますと、御指摘のとおり、税制の問題があるということは言えると思ひます。ただ、それでは税制のどこに問題があるかというところになります。これは分析のしかたによつていろいろ議論ができますと思ひます。御承知のとおり、市町村税は市町村税収全体のうちの四割が市町村民税でございします。あとの四割が固定資産税であったのでございしますけれども、固定資産税の伸びが御承知のとおり非常に停滞をしているということから、最近市町村税の中におきまします固定資産税のシェアというものがだんだん低下をしてきている実情にございします。こういったこともやはり、大都市のみならず、市町村の税収入が伸び悩んできているという大きな原因ではなからうかと考えております。

○阿部憲一君 大都市は人口や生産、消費すべてが集中しておりますので、税の負担能力から見て、一番比較的富裕であることは明白なわけですが、しかるに、富裕であるべき大都市が、国からの交付税を受けなややつていけないということの理由ですね。これは、いまお話がありましたけれども、結局税制のひずみという問題だと思ひますが、またさらに現在の市町村税制の仕組みにも原因があるし、これらについてもう少しお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 先ほど竹田委員の御質問にお答えをいたしましたように、現在の市町村税制は、市町村が地方団体のうちでは基礎的な団体であるという考えから、市町村の住民が税制の上においても直接市町村に納める税金、もう

一つは市町村の中に住居を有する方が市町村に納める税金、こういうような税制で構成することが適当であるという考え方から、市町村民税と固定資産税を中心として現在の市町村税制が組み立てられていることは、御承知のとおりでございます。ところが、最近の大都市等の状況を見てまいりますと、単に大都市の財政需要がそこに住んでいる方だけによって起こるんでなくて、近隣の市町村から通勤をされる方によって昼間の人口が非常にふえる、その人たちが働かれる場所あるいはその人たちの働きによっていろいろな財政需要が起きてきているというのが現状でございます。そういうふうに住居を離れた市町村において生ずる財政需要というものが対応するためにはどういう税制がなければならぬかという問題が、最近の問題として新たに起こってきているのではないかと申しましたように、住んでいる人が住んでいる町に税金を納めるというのを中心にして考えられておられますけれども、今日の様に昼夜間の人口の移動が激しいという状態では、必ずしもそういう税制だけでは事態に対処できないという面が出てまいっております。そういう問題を含めまして、今後市町村税制のあり方を検討していきたいと考えておるのでございます。

○阿部憲一君 この都市税制について、税制調査会の長期答申の中にも、都道府県に比して市町村の歳入中に占める税収入の構成比は年々低下しているという実情をあげて、市町村、特に都市税制の充実を指摘しております。政府もこれを十分認識していると思いますが、改正法案を見ますと、住民税減税が中心であるとはいえず、結果的には減税の犠牲を市町村に多くしお寄せし、何ら市町村税制の充実を考慮していないというふうに見受けられます。四十四年度の地財計画を見まして、市町村税の伸び一七％に比して、都道府県税のほうは二三・一％と、依然その格差が続いておりますが、いまこそ国と地方を通ずる税制の配分が必要と考えられますが、この点をどう考えられますか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、最近府県税の伸びに比しまして市町村税の伸びが相対的に落ちてきております。これを何とか改善をいたしたいということを私もかねがね考えてまいっております。昨年度自動車取得税を創設をいたしていただきましたが、その自動車取得税を市町村税としまして起こしましたけれども、いま申しましたような市町村税の事情から、その三分の二は府県から市町村に交付するということで、市町村財源の充実をできるだけはかっているというふうな配慮を加えてまいっております。ただいまお示しになりました昭和四十四年度におきまして府県税の伸び、市町村税の伸びは、御指摘のとおり、府県は二三・一％、市町村は一七％でございますが、いま御説明申し上げました自動車取得税の市町村に交付されまして分を含めまして伸び率を計算いたしますと、府県税は二％に下がり、市町村税は一八・四％に若干上がってくるという状況でございます。私どももいたしまして、できる限り今日の市町村税の状況を考えまして、できるだけ市町村税の充実をはかる方向に持っていきたい。今回提案をいたしております道路譲与税の配分方法の改正等も、そういう点から、大都市へできるだけ道路財源の充実をはかりたいというところで提案を申し上げている次第でございます。

○阿部憲一君 昨年の五十八国会におきまして、地方税改正の審議にあたって、「大都市について、その財政の実態に鑑み、税源の充実を検討して明年度において具体化に努めること。」——この本委員会の附帯決議がつけられました。この決議をどのように尊重してこの法案に反映させておられますか。また、これで十分であるとお考えになりますか。

○政府委員(松島五郎君) 大都市財政の問題につきましては、しばしば附帯決議もいたしております。私も、税制調査会にはかりまして、御検討をいただいていたところでございまして、税制調査会の答申におきましては、一つには

都市計画税の税率の引き上げ、もう一つは地方道路譲与税の配分方法の変更という、二つの点を具体的にあげて答申をされておられるのでございまして、そのうちの都市計画税の税率の引き上げにつきましては、御承知のとおり、現在、都市計画税、固定資産税につきましては、負担調整措置というふうなことが行なわれておりまして、毎年新評価に近づくと若干ずつ税負担が上がってきている現状でございますので、その際にさらに税率を引き上げることが住民負担の上からいってどうだろうかということ、税率の引き上げのほうは見送りにいたした次第でございますが、道路譲与税の配分の方法は、答申にもございましたので、今回譲与税法の改正として提案を申し上げているわけでございます。

○阿部憲一君 いまお話をいたしました地方道路譲与税の譲与基準の改正は、道路実態からして当然の措置だと考えられますが、指定都市すべて交付税の交付団体である現状からいいますと、当面は実質上の財源強化にはならないのではないかと、こういうふうにご考慮されますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(松島五郎君) 大都市財源の強化の方法をどういうふうにご考えるかという問題でございますが、交付税と差し引きになるから充実にならないということになりますと、かりに一般の税がふえまして、やはりその分だけ交付税が減ってまいりますから、それは充実にならぬということにもなるわけでございまして、大都市側としましては、やはり国から交付される交付税でなく、自主財源としての、できるだけみずから調達する財源の充実が望ましい。その第二の問題としては、少なくとも譲与税のような税の形のもの

ましいということを言っておられるわけでございまして、御指摘のとおり、交付税と差し引きをしないでいくことになりまして、どんな税金でもそれだけふえた分だけは交付税が減っていくというふうになりますので、問題はございまして、けれども、やはり自主財源ないしはそれにできるだけ近いものを増強していくという意味ではお役に立っているのではないかと考えております。

○阿部憲一君 この地方道路譲与税の譲与基準の合理化は、具体的にどのような配分方法を行なうのか。たとえば横浜市とかあるいは大阪市についてどのくらい増額になるのか、示していただきたい。

○政府委員(松島五郎君) 現在は、都道府県道及び指定都市が管理をしております国道、都道府県道の面積と延長とに単純に案分をいたしております。で、今度はそれを補正することができるよういたしました。その補正の方法といたしましては、国道、地方道の区分に応ずる補正、砂利道、舗装道の区分に応ずる補正、橋梁の補正、橋梁は経費がよいからありますので、その辺を考慮するための橋梁の補正、それからやはり、五大都市と申しますか、指定都市におきまして道路の財政需要というものを考えてみますと、交通量が絶対的に多いという問題でございます。そこで、交通量の多い状況をどう配分基準に反映させるかということで、私もいろいろ調査をいたしておりますが、交通量は結局自動車台数に比例し、自動車台数は結局人口に比例するというのが今日の状況でございますので、道路面積当たりの人口、いわば道路に対する人口密度と申しますか、そういうものを基準にして、それを補正するというふうによつて大都市の道路交通の実態を反映させるようにしてまいりたいと考えているわけでござい

ます。なお、個別の市についてどの程度かけるかというお尋ねでございましたが、いま個別の市の資料を持ち合わせておりませんが、今回の配分方法の改正によりまして、現在道路譲与税がこれらの

け国なり。府県から市町村に税源を移譲して、大都市税源をふやしていくという考え方であろうと思います。で、前者につきましては、やはり今日の国民負担の現状から申しまして、できるだけ国民負担の軽減が要請されております。現段階において

調査会では答申していきますが、法人課税の充実についてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員（松島五郎君） 先ほども申し上げましたように、今日の大都市の財政需要というものの、起こって来ります原因を考えてみますと、一つ

う議論もございます。そういった場合に、課税の基本的な問題について、現在税制調査会でいろいろの角度から検討が行なわれております。私どもは、その一環として、法人課税のあり方と、その法人課税を国、府県、市町村間でどう配分するか

なお、料飲税のことについてもお触れになりましたけれども、料飲税の減税はいろいろな御意見もあろうと思いますが、税率の引き上げに
 の措置とイコールであるというわけにはいかない
 ことを御了解いただきたいと思います。

よって生じます減収は今年度十三億円程度でございまして、これをやらなかったら大幅な住民税の減税がなおできるほどの額ではないというふうに考えております。

○阿部憲一君 この所得税の納税義務者と住民税の納税義務者との納税人口の比較はどうなっていますか、ちょっと説明をいただきたい。

○政府委員(松島五郎君) 住民税の所得割りの納税義務者が昭和四十三年の実績見込みで二千四百六十九万六千人でございまして、これに對しまして、このうち所得税を納められておる方が千八百五十三万八千人でございまして、なお、国税の統計によりますと、所得税の納税義務者はもとたしか数が多くなっているかと記憶いたしておりましたけれども、これは所得税の場合は、たとえば給与で納められた方が同時にほかの所得があつて納税義務を別な所得で出しますとそれぞれ一人に数えられていた統計上の問題ではなからうかと思つております。

○阿部憲一君 その住民税が重いと常に言われていますのは、所得税との格差があり過ぎるということと、それからもう一つは標準税率を越えて課税している超過課税であると思ひます。この交付税では地方団体間の行政水準の格差をなくしてというところと種々配慮して各種の補正を行なつておりますが、一方では依然として超過課税が行なわれております。自治省はこの住民負担の過重について基本的にはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(松島五郎君) 制限税率の制度に従ひまして、標準税率を越えて制限税率まで課税できるといふいわゆる超過課税の制度は、地方団体が自治団体であるということから、何か特別の財政事情があつた場合はそれなりに住民に負担を求めることができるような道を開いておこうという考え方が、現実の運用を見てみますと、特別の財政事情——もちろん財政事情があるからではございまいしうけれども、何か特別のことがあつたからというよりか、一たんこの超過課税をいたしま

すと、ことばは適當でないかもしれませんが、慢性的あるいは固定的になりがちだというのが現状でございまして、そこで、私もそれはやはり現在の制度の趣旨からいっても適當ではないと考えておりますので、この解消あるいは軽減と、極力その方向で進めるように、市町村に對しても指導をいたしております。ことに入りましても、昭和四十四年にはぜひ計画を立てて、こゝに、三年のうちにそういつた問題を解消するようにという指導を續けてきております。現在までの市町村のほうからの報告によりますと、来年度から——来年度と申しますか、もう新しい年度に入りまして、昭和四十四年度から現在やつております超過課税の税率の軽減ないしは解消ということを計画しております市町村が三百三十二市町村という報告をいただいております。かなり市町村のほうも熱意を持つて私どものほうの要請にもこたえていただいております。今後においても引き続きその方向で努力をしてまいりたいと思つております。

○阿部憲一君 いま自治省から、超過課税を解消するようにという指導並びに通牒を各市町村に出されていると承りましたけれども、これはもしほんとくに超過課税の不合理というものをなくしようとするならば、むしろこのようない行政措置を通じての引き下げでなく、税法そのものを改正して、制限税率を引き下げるとか、また標準税率に戻すとか、こういうことはなさらないのですか。

○政府委員(松島五郎君) これはまあ地方税制の基本的な考え方の問題でございまして、やはり自治団体として、財政の自主権と申しますか、自主性を持つてという面からいへば、たとえば何十年に一回か村で学校をつくるというようなときには、ある程度の負担を求めることができる道を開いておくというところが、やはり税制としても一つの考え方であるからうかと考えております。したがうて、制度それ自体を全部この際廃止してしまふというよりは、私どもとしては現段階では考へておりませんが、ただその運用につきまして

は、やはりその制度が設けられております趣旨に沿うように弾力的に運用すべきである。したがうて、固定的になり慢性的になるといふような運用のしかたというものは、ぜひ私どもは改善していきたいということ而努力をいたしておるわけでございます。

○阿部憲一君 自治省はこれらの超過課税を行なつてゐる市町村に通達を出したにたつたものですけれども、これは時期がおそかつたために、市町村の定例議会に間に合はず、次の五月とか六月の定例議会までに解消してほしい、このように指導なさつてと聞きますが、超過課税の解消は、いまでもお答えになつたように、非常に遠く、なかなかむずかしい問題でありますし、これらの市町村がしかも過疎地帯の市町村であり、税収は少なく、行政水準も低く、その向上をはかるための特別の財政事情であつて、この背に腹はかえられないわけでございます。やむにやまれず超過課税を行なつてゐるのが実情だと思ひます。ですから、もしも国の言うとおりに超過課税をやめると、町村の財政に大穴があくというのが実情じやないかと思ひます。ですから、これはただ指導とか通達だけで片づくような簡単な問題ではなくて、むしろ根本的な国のあたたかい財政援助がなければ解決できないのじやないかと、こういうふうにお考えでございます。特に住民税に對する不満は、ただ高過ぎるというだけでなく、居住地によつて税額が違ふという点もございまして、同じ県内でありながら、隣の町より税金が高いとか、また東京や大阪のような大都市への通勤者で、居住地は遠くだけというサラリーマンが、会社の同僚よりも相当たくさん住民税を払つてゐる例が幾つもあります。しかも、税率の高いところほど財政事情も悪く、道路、下水など住民の生活環境もおくれ、住民サービスの向上は早急に期待できない、これが実情だと思ひます。しかも、よそより高い税金を取りながらというふうな住民の不満の声も高まつてゐるわけでございます。したがうて、この超過課税の問題については、結局国

があたたく解決してやろうということではなればならない、これが実際の政治じやないかと思ひますが、大臣のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のとおり、超過課税を行なつております市町村は、財源が少なうために、そういう住民の方にも大きな負担を求めなければならぬという実情にあるものというふうには、そういう市町村の財源充実ということを、はかつていくということが必要であると思ひます。自治省といたしましては、交付税の基準財政需要額の計算にあたりまして、できるだけ財政の貧弱な市町村に對する交付税交付が傾斜的に増額されるような配慮を行なつてきてゐるわけでございますけれども、ただ実際の状況を見ますと、そういう一般的な配慮のみではなかなか問題が解決していかぬというのが実情でございます。そこで、私どもも、そういうことをすることは是非についてはいろいろ議論もございましたけれども、ただ単に超過課税を解消しないというだけでは問題が解決しませんので、超過課税の解消を計画的にやるところについては特別交付税の配分にあつてもその減収分については相当程度の配慮をしていくという用意を持っておりますことを関係市町村にも通知をいたしまして、できるだけその方向に進んでもらう、そういうことにいたしましたわけでございます。

○国務大臣(野田武夫君) 非常に大事なところで、私から御答弁いたします。いま税務局長からお答えいたしましたとおりの考え方、四十四年度の地方財政に当たりたい。そこで、できますれば、この超過課税というものは、これはまことに、地方住民としてきつめてこれは負担の重いお気の毒なことでございますから、まあ一べんに、一年間ですぐ解消するということ、これはなかなか率直に申してむずかしい。少なくとも三年ぐらひかかるのではないか。実際の効果があるようにしたい。それには、いま局

長が申しましたとおり、地方交付税、特にこの特別交付税においてひとつ十分配慮しよう、こういう方針を、四十四年度の財政計画の討議を省で大体打ち合わせておりました、それを実行いたしたい、こう思っております。

○阿部憲一君 専従者控除につきまして、青色申告者の専従者控除は、所得税と同じく完全給与制をとり、白色申告者の控除を今回四万四引き上げられまして十五万円となったと思ひますが、青色、白色の差はまだ若干残っておりますが、専従者控除についてはもう青色と白色との差別をつける時代ではないように思ひますが、この点はどういふふうにお考えでしょうか、また一体いつまでこの差をなくするお考えか、承りたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 青色申告者につきましては完全給与制といたしましたのは、やはり帳簿書類の整備が行なわれておりました。したがって、給与として真実に支払われたものが幾らであるかという確認の方法がある。しかしながら、白色申告の場合には、そういった帳簿等の整備を義務づけられていないわけでもないで、特に事業専従者と申しますと家族に対する給与の支払いでございますから、実際に幾ら支払われたかということを確認する方法がないというようなことから、現在、片方は定額制による限度が設けられ、片方は完全給与制と言われる限度なしになったわけでございます。そういう基本的な相違と申しますか、でございますので、いま直ちに私どもとしてこれを一致させるということにはちよつとなかなか踏み切れない問題があると思ひます。しかしながら、これはいずれにいたしましても、今回国税と合わせましたのは、国税、地方税を通ずる共通の問題でございますので、今後引き続き国税と合わせまして私どもも検討してまいりたいと思っております。

○阿部憲一君 最後に一言質問を申し上げます。例の固定資産税の評価がえをやるように新聞には出ておりますが、三十九年度から調整措置を

やった。その調整措置の終わらないところもあります。その状況をひとつ伺ひたい。

それから、宅地におきましてはどのくらい評価額が高くなるのか、いままで調整措置が終わらないところはどうか、その時点でやるのはいいのかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

それからお、この固定資産税の評価がえというのは、結局大衆課税というふうにもなると思ひますが、結局そうしますと、この借地料、借家料の高騰というふうなこともね返ってくるような気がいたします。そうすると、結局いま問題の物価、特に土地に関する物価騰貴というもののにも大きな影響を及ぼすのではないかと思ひますが、その辺御返答を承りたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) 昭和三十三年に固定資産の評価がえをいたしました結果、土地は全国平均四・二四倍に上がったわけでございます。そのうち宅地は約六・三倍まで平均いたしました上がりました。平均で六・三倍でございますから、したがひまして上のものは十倍にも十五倍にもなったものもあるわけでございます。そこで、急激な税負担の増加を求めることは負担の面からいって適当でないということで、負担の調整措置を講じてまいつたわけであります。負担調整措置は、昭和三十三年の課税のときには一律に二割増しまでというところでございましたが、四十一年から評価の倍率に應じまして一割、二割、三割増しでもって負担の調整をいたしてきております。現在までに負担調整が済みまして地籍の割合を申し上げますと、昭和四十三年で全国では八・一％程度でございます。四十四年度で済みまして九・七％、約一〇％程度がようやく負担調整手続が済んで新評価に移行している、こういうことでございます。御指摘のとおり、この上にさらに新しい評価を積み上げるといふことになりまして、かなりそれをどう調整していくかという問題が残るわけでございます。現行法のままでございますと、評価がえをいたしましても、その負担は現在の負担調整措置が先に延びていくというふうな形になるわけ

でございます。たとえば、現在三倍半になっておるものが、評価がえをいたしました結果三十八年度に比べて五倍になったと、現在の評価の一・何倍かになって、さらに三倍のものが五倍になったといひまして、二割なら二割増しのままでずっと先へ延びていく、こういう形になるわけでござい

ます。しかし、評価がえをして、現在でもまだ全体的地籍の八％、今年度が終わりました一〇％程度しか新評価に移れないという状態で、さらに評価がえをして新評価への移行が先に延びるということがはたして適当かどうか、こういう問題が別にごさいます。特に最近土地税制の問題として、土地の有効利用が進まないのは固定資産税が安過ぎるからではないかという御批判もかなり強いものがござい

ます。そういう面から、この問題をどう考えるかというところは、当然年度の問題として考えていかなきゃならぬところだと思ひます。しかしながら、固定資産税は単に土地対策の面だけから考えて問題が済むものではないとせん。おおよそ住むところあれば土地があるわけでございまして、すべての人がやはり税負担をしていかなければならぬという面を考えますと、土地対策の面からだけ固定資産税は幾ら上がったものでいいというわけにはまいりません。その辺の調整をどうするかという問題も残ろうかと思ひます。私どももいたしましては、そういう問題の、評価が一体どの程度上がるかという問題と関連させながら、明年度の課題として検討を進めていきたいというふうな考えでございまして、現在評価がどの程度上がるかという点につきましては、市町村にいろいろと売買実例の調査とか、そういう基礎資料の収集をお願いをしておる段階でございまして、いまの段階で、全国的にどの程度上がるかという点について、何と申しますか、ここではつきりしたことを申し上げるほどの資料を持ちあわせておりませんが、ただ、不動産研究所とか、そういうところの間接的な資料は持っておりますけれども、これも部分的なものでござい

ますので、これをもって全体を推すということとはなかなか

かむずかしいと思ひます。特に大都市周辺あたりでは非常に倍率で上がっておりますけれども、またいなかへ行けばそれほどでもないところもござい

ます。そういう問題も考えあわせながら、もう少し市町村における調査が進んだ段階で、評価の上がり方と税負担の調整のしかたという問題について慎重に検討しなければならぬというふうな考えでござい

ます。○阿部憲一君 そうしますと、結局四十五年度に評価がえするということは、何といひますか、確定的というわけじゃないのでござい

ますか。これも情勢を見てから四十五年度、来年度にやりたいというふうなお考えでしょうか。○政府委員(松島五郎君) 四十五年度、御承知のとおり、固定資産税は三年ごとに評価がえをする、こういうことに法律上きまつてお

から伸びていきます。これは非常に大きい伸びだと思ふんです。大臣、局長は事務的なお答えですから、大臣にお伺いしたいと思ふんですが、四千七百三十億くらい、約二〇・三%、もうたいへんな伸びをしている。このときにあつて、減税八百七十億で少ないんじゃないか。もっと手厚い手当てをしてもよかつたんじゃないのか。政治的判断の問題ですが、それと、もう時間があつてから何でも言つちやいますけれども、住民税の減税ですね。住民税の課税限度額については、もっともともう課税限度額を引き上げるべきだと強い御発言、皆さんだれもあるわけですから、これはあまりにも今回の課税最低限度額の引き上げが少な過ぎないか、もっとふやすべきだ、こう私は思ふんですが、大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(野田武夫君) 御指摘のとおり、地方税の伸びが、非常に、四十三年度と比較して、相当の額に達しております。これに比較して、四十三年度における税制改革の結果の減税が八百七十億、少ないんじゃないか、自治省八百七十億もやつたというんで、何だかいい気持ちになつてゐるんじゃないか。まあ八百七十億という減税額、決して非常な得意というわけではございませんが、まあ端的に申しますと、地方財政がやや好転のきざしはございます。しかし行政的な需要というものが非常に多くて、これももうすでに原田さん十分御存じでございますから、あれこれ申しませんが、そこでなるべくこの際地方財政を充実したいという考えで、まず基本的には、率直に申し上げます、第一は地方財政の確立をやりたいというのが、一番基本的に考えたことでございます。しかしながら、住民税その他当然減税すべき、負担の軽減をはかるべきことも、これは大きな使命でございまして、これは手をつけなければいけません。そういうことでございまして、まず第一段の御質問の、これだけの昨年と比べて大きな増収があつた

から、それに比較して八百七十億というのは少ないんじゃないかという御批判は、私は、これも一つのやはり御批判として、また御意見として、無理からぬ、決してこれは違つておりますとは申し上げられませんが、これでもつて八百七十億が相当、何と申しますか、妥当だと、これ以上は減税の余地ございせんというふうな心がまえではございせん。いろいろ御批判があるのはごもっともだという感じを私はいたしております。同時に、住民税の課税の最低額をもう少し引き上げるのがほんとうじゃないか。これはしばしば私もお答え申し上げておりましたが、いま四十三年度で十万円ばかり引き上げました。今度または御審議願つていただき上げが、それに近いものをしてゐるわけでございます。順次住民税の軽減をはかつていくことはお認め願ふと思つております。そこで、これがよくいわれることは、所得税との関連からのお示しの数字の基礎がございまして、これも私は、御意見としては尊重すべき御意見だと思つております。そこで、私の気持ちをざつとばらんに申し上げますと、所得税と住民税の課税最低限度というものが相当格差がある、これはやっばり少し格差があり過ぎる、これは何とか追いつくような方法を講じなくちゃならぬと、これは率直に私感じておりますが、一度ではなかなか、これは地方財政の現状からいいますと、まあ昨年、今年二年続けてこれだけの減税に入りましたのでございまして、いまの皆さんの各方面、各党からの尊重すべき御意見だと私思つて今日もおりますので、今後できるだけやはり住民税は軽減するような措置をとりたい。しかし、所得税と何年ぐらひで一致していくのだというところは、やはり地方財政は地方財政の自主的な立場から考える必要がございまして、これは明言できませんが、いまの御指摘のように、できるだけ住民税は今後もやはり軽減する方向にいくべきだ、来年度の税制問題につきましてはやはりそういう意味でひとつ検討に当たりたい、こう考えております。

○原田立君 昭和四十四年度の増収の伸びはかつてないほど非常によいと、これは新聞報道等でも盛んにいわれておりますが、その中で大臣にお聞きしたいのは、先ほどから何度も議論がありましたが、電気ガス税の問題にしても、あるいはまたた料理飲食等消費税の問題にしても、あるいはまた電気ガス税の問題にしても、特に電気ガス税については、悪税であるというところは総理も言つておられ、野田大臣もまたあまりよくない税金だから、早くなくしたいというふうな御意向もあつたし、それで、地方財政をもっと充実しなけりやないかというところは、これはまあ大臣も異論はないだらうと思ふので、そういういわゆる大衆課税的な税金を、増収を含めて地方財政を充実するといふのは、これは少し考え方がおかしいんじゃないか、そういう大衆課税的なものは取り払つて、なおかつ国税の中においての地方財政の健全化といふものをもつとどうたつていかなきゃいけないのじゃないか。地方財政の位置づけですね。これをもう一つはつきりしていかなければいけないのじゃないか、そういうような面からいって、大衆課税的なものは漸次除去していく。あるいはもうほくら考えていけば即時もう廃止しろと、このくらい強い考えがあるのですけれども、そういう地方財政の今後の位置づけといふものをどういう方針でお考えになつておりますか。この点はいかがですか。

○国務大臣(野田武夫君) 今後、やはり来年度も、もう四十五年に入つてまいりますが、〔委員長退席、理事熊谷三郎君着席〕今後の、まあ四十五年を基本としての財政計画、税制の計画を立てなくちゃならぬ。まあこの御審議を願ひまして、四十四年度の税制についての結論を得ますれば、直ちにそういう手配をいたします。今国会で特にやはり御指摘をこう取りましたのは、いまお話しになりました大衆課税と申しますが、これは電気ガス税その他でございますが、これは私もたびたびお答えいたしておりますが、これに電気ガスといふものは、つまり、地域住民の必需品といふか、生活の絶対のものでございまして、この負担をできるだけ軽くするというのは、これは当然考えなくてはならないこととございまして。しかし御存じのとおり、これが実は大きな財源になつておりますので、この財源をどうして補てんしていくかといふのがやはり財政当局、税制当局の非常な悩みのところだと思ひます。そしてだんだん今日の日本の全体の経済がこういうカーブで進んでまいりますれば、やはり将来の増収の伸びというものは相当期待ができる、そういう意味におきまして、ただ増収がこれだけふえたといふので、これはこれとし、住民の、しかも大衆の負担といふものはそれはそのままにしていくというふうな安易な気持ちで地方財政を処するものではないという原則があることは私もよく存じております。特にお示しになりました電気ガス税は、今度の減税と申しましても、これは免税点をやや引き上げたのでございまして、相当電気ガス税には手をつけましたといふことを言えるほどの内容でないと私自身も痛感いたしております。これはひとつさらに積極的に考える。しかし、ただお断りいたしておきますが、これを全廃する、電気ガス税は数年うちに全部廃止します、どうもそこまでは私は言い切れません、また実情申し上げますと、そこまで到達することは困難だと思つております。電気ガス税はできるだけの軽減をはかるのが当然のことじゃないかといふことを、ことにこの国会を通じて痛感いたしております。

○原田立君 電気の話もしたので、この関係でも申し上げたいと思ふんですが、今回十億二千九百万円減額になる、こういうことなんです、やはり電気ガスの需要が伸びたために、実際問題としては九十三億九千五百万円増収になつてゐるんですね。そうして四十三年度からみれば一三・一%伸びてゐる。じゃ一体昭和四十四年度で電気ガス税の収入は幾らかといへば、約八百十億、これだけが収入としてあるわけですが、それも先ほど指摘した四千七百三十億からの増収に比べてみれば、全部全廃しろといつてもそれはなかなかでき

ないような向きがたとえあったにしても、税収の伸びが非常に多いというその観点からいけば、いま大臣自身も言ったように、あまりにも乏しいやり方だ、この私指摘せざるを得ない。

それと大臣、この免税点制度ですけれども、これはひとつ改めるお考えありませんか。たとえば基礎控除制にするとか、あるいはまた税率をもっとぐんと下げるとかいうことは考えないですか。

○国務大臣(野田武夫君) まだ実は役所といたしまして、税務当局もそこまでは懇談いたしておりませんが、私の考え方は、これもお答えしたと思えますが、免税点の問題と同時に、やはり税率のことも考えなければ、なかなか電気ガス税の軽減というものはむずかしいんじゃないか。これはこの前もお答えしたつもりでありますが、これも一つ検討の資料として、私は役所内において相談したいと、こう思っております。

○原田立君 検討を約すということで一応納得する形にいたしますけれども、かりに、電気の場合五百円、これは免税点である。極端な話が四百九十円までは、免税点が五百円ですから、税金はかかる。ところが五百五十円使ったらどうなる。五百五十円全部に対してはひつかかってくるわけですね。そういう形は料飲税においても同じことが言えるわけです。今回少しずつ免税点が引き上げになったけれども、かりにたとえば飲食店で食事をすると、いままで六百円だったのが、これが八百円に引き上がった、七百九十円まで飲んだり食ったりする、これは税金はかからない。八百五十円かかったらどうなる。八十五円かかる、一〇%ですからね。こういう免税点制度は、ある意味でいえば、それは役所のほうは非常に税金はとりやすいのだからと思うけれども、これは一種のごまかしみたいな感じがするのです。免税点の引き上げという、確かに減税になったのかなあという感じはだれも持つ。だけれども、実際にはそれを超過したならば、超過分だけ課税されるのじやなくして、全部に課税されるのですから、これはインチキだと言われてもいたしかたないの

じやないか。徴税の方法の一つだろうと思いますけれども、これはもつと納得のいく形にすべきではないかと、こうぼくは思うのですけれども、当局の局長はどうですか。

○政府委員(松島五郎君) 基礎控除制度と免税点制度の問題でございますが、基礎控除という制度は、ある人に帰属します所得等を総合的に判断して、その中のどれだけを課税対象にすべきかという配慮をしていくという趣旨から設けられていたものと考えるのでございまして、そういう意味で、従来から基礎控除制度というのは、まあ人税と申しますか、そういうものにはなじむものであるけれども、消費税あるいは物税のようなものにはなじまないといわれているのでございまして。そういう議論は別にいたしまして、ある程度の少額消費を免税にするということ、基礎控除というものは、かなり意味が違ってくるかと考えられるのでございまして、いま境目のところで話してございまして、なるほど境目のところでは御指摘のような問題もございまして、また逆に言えば非常なお金持ちが電気を使われてもやはり何百円かは引かれるということは、減税による何と申しますか減収というものと、減税を受けた効果と申しますか、そういうものとが必ずしも一致しない面が出てくるのではないかと、本来そういうたくさん電気を使われるようなお金持ちに対してはもつと取ったほうがいいという考え方もあるような場合でも、やはり定額だけは控除されるということはおかしいのではないかと、議論もあるわけでございます。そういう点がございますので、こういう電気ガス税でありますとか、あるいはその他の物税に、免税点制度以外にさらに基礎控除制度を導入するということについては、私も非常に疑問があるのではないかと、いうふうに考えております。

○原田立君 いまよくが境目のところを例に出したといふあなた言うけれども、実際の庶民のところはそれだけせちがらいというのか、いろいろ

考え考えやっているのですよ。もちろんうんとお金持ちのところはごっそり取るのは、これはかまわれないじやないですか。うんと使ったのは取るのはかまわれないでしよう。だけれども、そういう議論をしていて、そうしてそういう免税点制度のおかしな面をカバーするお考えは、局長、ちよつとそれは受けませんか。

○政府委員(松島五郎君) いま申し上げたとおりでございます。免税点制度というのは、やはり一定額の消費以下の方を免税する。一定の消費以下という趣旨で、結局担税力が少ない方を免除をするという趣旨であると思えます。基礎控除制度になりますと、その消費金額が幾らであらうとも一定額を控除するわけでありまして、消費金額の非常に多い人にもやはり一定の減税の恩恵が与えられるということになるわけでございます。もちろん税金、減税財源全体がそれを許す段階になれば、そういうことも一つの考え方かと思えますけれども、限られた減税財源を有効に配分するということになれば、やはり一定金額以下の消費者を中心にして減税をするというこのほうがより合理的ではないかと、いうふうに考えております。

○原田立君 そうすると、あなたは、局長は、いまのやり方のほうが一番合理的だから、電気ガス税の基礎控除の導入とか、あるいは税率の緩和はやらぬ、こういうことですか。

○政府委員(松島五郎君) 税率の緩和の問題につきましては、先ほど大臣から、それらを含めて検討を將來したいというお話がございましたので、私がやるとかやらぬとか申し上げる限りではないと思ひますが、基礎控除の問題につきましては、税制上の体系といたしまして、私はこれを導入することは適当ではないのじやないかというふうに考えております。

○原田立君 何度も言うようですけれども、これはそういう導入のしかたを考えない、基礎控除の考え方はしない、当局はそういうふうにとつと今後考えるんだということ、じや、受け取って

いいわけですね。

○政府委員(松島五郎君) 現在はそう考えております。

○原田立君 大臣、当局はいまのようなお答えなんですが、これは何も私だけの議論ではなくて、基礎控除制度を導入しろということは、多くの学者なんかも、あるいは新聞論調なんかにも出ている問題です。それを全然考慮しないのだということのような局長の答弁なんだけれども、それはあまりにか過ぎるのじやないですか、いかがでしようか、その点について。

○国務大臣(野田武夫君) 私は先ほど申しましたとおり、電気ガス税はもつと積極的に減税の方針に沿って検討すべきものだと思ひます。その減税の、技術的といひますか、方法といひますか、これらにつきましては、ここで何に手をつけ、どのくらいするということまでまだはつきり私からお答えする段階ではないけれども、總体的に考えまして、大衆課税であるし、ことにこれが米のめしと同じような必需品でございますから、これをひとつ軽くするということは好ましいこととすし、またすべきじやないかと、こう考えております。一々どの税にどう手をつけるかということにつきましては、これはやはり技術上のこともございまして、ひとつわれわれとして検討いたしました、いま直接基礎控除はどうだと一々言われまして、私もちよつとお答えしにくいのでございまして、全体の考え方として、できるだけひとつ電気ガス税の軽減については意見をまとめたといふ、こう考えております。

○原田立君 住民税が、標準税率をこえ、制限税率ぎりぎりにしておる市町村が多いのは局長も御存じのとおりです。これは地方財政の貧困を補うために地方住民に押しつけられた悪税の考え方だと、私はそう思います。全国三千二百九十市町村のうち、最高制限税率をかけている市町村が四百十六、標準税率をこえているものが約六百で、合計千六百もある。したがって標準家族で百万円の収入の人は、標準の場合では一万八百二十四円私

うのが、制限税率一ぱいでやっている場合には一万六千二百三十六円、すなわち五千四百十二円もよけい払うという姿がある。それで、この地方の財政を少しは補うというふうな意味でこういうような法律があるのだらうと思いますが、制限税率制度はやめるべきではないか、こういうふうな思いがありますか、いかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 先ほども阿部先生の御質問にお答えをいたしましたとおり、制限税率あるいは標準税率の制度は、地方団体の財政支出の自主性というものを考えまして設けられているものでございまして、市町村等が特別の財政需要があり得るような場合には、やはりその負担をある程度求め得る道を開いておこうという制度でございまして、したがって私どももいたしましては、こういう制度そのものを否定するということには適當でないと考えておりますが、ただ現実の運営は、先ほども申し上げましたように、とかく固定化し、慢性化しておるという事態にございまして、これはぜひ改めていきたいということで、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、三年ぐらゐの間にこれをできるだけ解消したいということ、現在各市町村にもそういう方向で努力をされるようにお願いをいたしておる、また私どももそういう方向で努力しておるということでございます。

○山田勇君 長時間の審議でございますし、各委員が質問しましたので、私がいまから質問するのは、若干重複しているところがございますので、それは割愛させていただきます、質問に入らせていただきます。

まず大臣にお尋ねしたいんですが、税制改革の問題について少しお伺いいたします。国、都道府県、市町村の全般にわたっての税制に対する抜本的改革の時期がきていられると聞いています、そういう中で、最近府県税はほとんど伸びており、特に事業税の伸びが著しい。一方市町村税の柱である固定資産税の伸びが低い、市町村税ははなはだしく低下しています。昭和二十九年

から三十年の地方税制の大改正では、府県税千四百七十一億、市町村税が二千三百四十四億であったものが、昭和四十一年には府県税が九千百十二億、市町村税が八千五百七十四億と、逆転しております。地域住民にとつては市町村が身近な存在であります。このような状態は、市町村が地方団体の基礎的なものであるという認識からすればおかしいと思ひますが、その点いかがでしようか。

○国務大臣(野田武夫君) いま山田さんの御意見、われわれもそのとおり痛感いたしております。先ほどから御質問がこの点にも相当ございまして、どうすればこの調整ができるか、今日の市町村税と府県税との関係というものは、いまお話しのとおり状態でございます。何とかこれは調整しなければならぬと、こう考えております。また具体的には、税務局長からお答えいたします。

○政府委員(松島五郎君) ただいま府県税と市町村税との伸びのアンバランスについて御指摘がございましたが、府県税は、御指摘のとおり市町村税に比べて最近伸びておりまして、地方税全体に占めますシェアも、かつては市町村税六に對して府県税が四ぐらゐの割合でございましたけれども、現在は五五対四五ぐらゐの割合で、府県税のほうが多くなつてきているというところでございまして、その原因でございまして、府県税が伸びているから、それでは府県税の府県税の歳入中に占めるシェアが非常に大きくなつてきているかと申しますと、必ずしもそうではございません。交付税あるいはその他の収入の全体の中で、府県税の割合というのはここ十年ばかり三〇%という線を一%ぐらゐの幅で上下しているという程度でございまして、歳入の全体の増加というところが歳出の規模の増加とパレルであるといふことが歳出の増、結局府県税のほうは大体歳出規模の増加に追いついていないけれども、市町村税のほうは追いついていないというところにむづかる問題があるのではないかとこのように考えております。その原

因はいろいろございしますが、一つには、やはり先ほども御指摘がございましたが、固定資産税の伸びが悪いというひとつの大きな原因であると思ひます。さらに税目の構成を見てまいりますと、府県税では法人事業税というものがかなりのウェイトを占めておりまして、府県税全体の収入のうちの五〇%ぐらゐが法人事業税でございまして、これの伸びが最近の景気の好調に伴ひましてかなり伸びているというところに、府県税が伸びている原因の一つがあるわけでござい

ます。なお、府県税は、御承知のとおり最初のシャウプ勧告ではあまり有力な税源というものは与えられていなかったわけでございまして、その後の改正でつけ加えられたものが伸びてくるようになったとか、あるいはまた、前回竹田委員の御質問にお答えいたしましたように、自動車税というふうな、シャウプ勧告当時では自転車、荷車税の半分ぐらゐしかなかった税源が、現在では千億をこえるぐらゐの大きな税源に成長してきています。これをいふようなこと、たまたま府県税として設けられたものが今日の景気の上昇にうまく乗り得たという面があるかと思ひます。そういうことでございまして、今後の問題としては、やはり市町村に何か伸びのある税金を見出していくということが必要でございまして、これは先ほども申し上げましたように、府県、市町村を通ずる税源の再配分の問題もございまして、また、事情が許しますならば新しい税金を起こしていただくということも考えられますが、その一つの例としたしましては、昨年つくられていた自働車取得税というふうなものは、やはり今後のモータリゼーションを考えますと、かなり市町村の財源として伸びていく税ではなからうかというふう

に考えております、今後とも市町村税の税率については、私どもいろいろな角度から検討し、努力をしていきたいと思つております。

○山田勇君 私は、住民税というものは市町村住民税が主体であつて、府県民税は従つてすべきであると思ひます。そういう点から、府県民税のうち所得税割り、法人税割り分について、大幅に市町村税に移譲すべきだと思ひますが、そういう点について検討されておりますかどうか。

○政府委員(松島五郎君) 御指摘のように、住民税は昭和二十五年に現在のようになり、府県民税は昭和二十九年の改正の際に、やはり府県も自治体である以上は、ある程度府県民である住民から税を納めていただくような体制が必要だということ、府県民税ができたわけでございまして、その後、府県民税を見てまいりますと、府県民税につきましては、昭和三十一年に国税の所得税から府県民税の、一部税金の移譲が行なわれましたこと等もありまして、かなり市町村税に比しまして伸びが大きいというのが現状でございまして、そこで、いまお話しがございました府県民税の一部をさらに市町村に移しかえるという問題でございまして、こういう問題も、私は将来の問題としては検討していくべきものだと思いますが、これは根本的には、やはり府県と市町村との税源の配分を、先ほど竹田委員から御指摘のありました料飲税をどうするか、府県民税をどうするか、あるいは現在の法人税割りの配分方法を、配分と申しますか、税率が県の税率と市町村の税率との間で均衡がとれているかどうか、こういう問題、全般的に考えましても、どれか一つをどっちかへ移すという、それ自体は可能でありまして、そのあとをどうするかという問題が次に起きてまいりますので、やはりこういう問題は総合的に検討していくべきものというふうな考えでおります。

○山田勇君 それから国税と地方税の関係ですが、非常にアンバランスになつておりますが、この点について根本的に再検討すべき時期にきていると思ひますが、いかがでしようか。すなわち、地方税に関する参考計数資料によりますと、租税総額は、四十二年度は六兆五千四百六十三億、そのうち国税が四兆三千九百六十八億、地方税が二兆一千四百九十五億と、その割合は、国税が六七・二%、地方税が三二・八%となつていますが、

○國務大臣(野田武夫君) まあ常識的に申しますと、私もこれを何年目にどうするということをと、明言できませんが、御存じのとおり四十三年度には十萬円の課税最低限を引き上げ、四十四年度も大体これに近いものを引き上げております。そういう段階でいま進んでおります。また同時に、所得税のほうは、また来年も当然これは課税最低限限を引き上げるといふことで、また同じやはり格差になります、まあ大体一度で、四十五年度ですべて解消するといふことは、口では申しましてなかなかこれは困難だ、やはりそういう姿勢で、いままで自治省が持っております住民税の軽減の姿勢というのは大体おわかりだと思います。まあ段階にできるだけその年度を縮小する気持ちで当たりたい。何年目にどうといふことは、きょうちよつとお答えができません。

○山田勇君 それでは個人事業税についてお伺いいたします。この税は零細な個人事業者にとつては非常に重税感強いと思いますが、まあ所得税を納めている企業者については軽減すべきであると思います。特に事業主控除現行二十七万円として、引き上げる考えはございませんか。

○政府委員(松島五郎君) 個人事業税の軽減の問題につきましては、今年度の改正で専従者控除の大幅な引き上げをいたしておりますので、実質負担はかなり軽減されるものと考えております。なお、事業主控除につきましては、今年度はそのままの手が及びませんでしたが、明年度以降の問題といたしましては、やはりできるだけ引き上げをはかっていくという方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

○山田勇君 これで最後の質問とさせていただきますが、先ほども各委員が質問しておりました料理飲食等消費税についてお尋ねいたします。本日も実はたくさんのお客が来ております。福島県の南温泉旅館組合からの請願書が送られてきたが、内容は、一般大衆旅館における低廉な客層に料理飲食の消費税を課するには忍びないので、免税点、基礎控除を引き上げてくれるように訴えたものでございます。私も常日ごろ庶民のささやかなレクリエーション、レジャーとしての旅行には税金のかからないようにすべきだと思います。また、家族連れがたまに夕食を外でとつても、勘定書きに税金のついていることほど感じの悪いこととはございません。今回の改正案でもいずれも低過ぎると思います。現在の実情から考えて、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を二千元に、また基礎控除を千五百円に引き上げること、飲食店等における飲食の免税点を千円に引き上げ、これを私は提案したいと思っております。庶民に關係のない高級料亭への減税についての配慮よりも、ささやかな庶民の楽しみにプラスになるような改正が望ましいと思っております。特にこれは大臣から答弁していただきたいと思っております。大臣は

党の出でございしますから、非常に答弁の中にもあたたか味があり、私はたいへん好感を持っております。私は各地いろいろなところへ講演に行きましても、大臣の評判は、ほんとうによく言っております。そういう意味で、ぼくは別に官僚だけかどうかの言うわけじゃないと思いますが、大臣のほんとうの腹を割って、これについてはこうだというところ、これはことしはしかたがないけれども、来年はこうするのだということをせめて確約を私にいただきたいと思っております。

○国務大臣(野田武夫君) 山田さんから非常に好感をお持ちいただきまして感謝いたします。私はあまりむずかしい事務はわからぬ野人ですから、いろいろな理論的なお話が出るとこつちが弱っちゃいます。まあ私の経験からいたしまして、先ほどお尋ねがございましてお答えいたしましたのとおり、まあ飲料税の三千円以上の一五%を一〇%に改正した、いろいろ理由を申し上げましたが、それを今度は免税点の問題でございしますが、これはいまの山田さんの御要求どおり来年これはやれるかどうかわかりません。これは、そう申しませんと、ただその場限りの軽い答弁ということでは私は好まれません、よくそういうことはありますけれども、だから、私は何かしらごちない点がございします。ですから、私が自分で発言しましたら、やはりその線でもって役所の事務当局には伝え、検討を指示することを私は常にやっております。いまの飲料税の免税点でございしますが、チケットの問題も先ほどいろいろ論議がありまして、私もいろいろお話ししたのですが、六百円が八百円、実は私はおでん屋、そば屋、すし屋さんのあたりも聞いてみたんです。さつき、よつと言ったんですが、実を言うと、あれはまだ少し足りないというのが相当あった。しかし一応は八百円だ、大体おでん屋なんか餃子一本ぐらい飲めますよと言ふ人もあるし、なかなかむずかしい、このところは、それで、一人千円にせよというの

何の効果がないということは思っております。相当の人に喜んでいただいております。しかし、できればいま山田さんのおっしゃったとおりもう少し上げてもらいたい。しかし、これでも非常においでになるお客さんに気持ちのサービスができる。つまりすれすれでいきますよ、こういうことを言っていました。実質的に免税になりますというお客さんは相当多いですよと言っております。これは決してかけ引きでない。

そこで、前口上は長過ぎますが、御質問の点は、先ほどもいろいろ山田さんと同じ御質問が出ておりますし、私も十分これを体しまして、次の税制改革に飲料税の問題にあたりましては、私とその御意見を相当自分の心にかまえて、ひとつ税制改革のときに当たつてみたい。ここではつきり山田さんの提案どおりやりますということをお答えできないのは残念ですけれども、そういう意義を、これはもう常識です。決してあなたの御意見とついでではありません。意を体して、ひとつ十分事務当局とも相談をいたしてみたい、こういうお答えをいたしておきます。

○松澤兼人君 最後になりました。簡単に御質問申し上げますが、国会におきましては衆参両院とも、都市、特に大都市あるいは指定市の税財源の確立ということは数次にわたつて附帯決議をつけられているわけでありまして、四十年度では道路譲与税の計算の基礎の是正ということとはよくわかりますけれども、そのほか控除の引き上げ等の関係で相当苦しくなるんじゃないかと、この感じがするんですが、四十四年度におきまして、特に大都市の税財源の拡充という点で考えられていることはほかにございしますか。

○政府委員(松島五郎君) 大都市税制の問題につきましては、先ほど来お答えをいたしておりますように、昨年、自動車取得税を創設させていただきまして、これは昨年は三百九十五億円の程度の収入でございまして、昭和四十四年度は六百五十億円の程度の収入になると見込んでおります。か

なりこれがふえてまいりましたので、この税財源は御承知のとおり一般の市町村には三分の二交付いたしますが、大都市には、さらに府県分の三分の一のうちそれぞれ道路の延長面積、指定都市が管理します国道、県道の面積延長に応じて再配分をいたします。その分もかなりふえますので、その面の増加もかなりあるのではないかと、うふうに考えております。

それから、いまお話のございました、道路譲与税の配分方法を変更することによつて大都市の配分額がかなりふえるというふうに考えております。それ以外の税制上の措置としては、特別、大都市にこれだという形のものはないと思います。○松澤兼人君 地方税の減税等によつて歳入欠陥が生ずるおそれもあるわけでありまして、差し引きどういふ結果になるか。まあいろいろ資料によりまして、六六市はもうほとんど軒並み実質赤字を出しているという状態ですけれども、大都市は国の経済的あるいは文化的な重要な部分のな

い手であるわけでありまして、したがって、これは単に市町村の大きいものというだけでなくて、特別に考えてやるべき性質の制度ではないかと思つて、何かこれを是正するような方法をお考えになつていらっしゃるのですか。

○政府委員(松島五郎君) 大都市の赤字の問題でございしますが、大都市の赤字の原因ということにつきましてはいろいろあるかと思つて、財政需要が急激に伸びておりますことに対応する税収入の伸びが少くないということもその大きな原因ではあるかと思つております。現在のように交付税が交付されております段階では、単にそれだけでなくて、大都市に対する交付税を交付することの是非の問題がございしますが、交付するといふ前提に立つてなおそれが十分であるかどうかという問題もあるかと思つております。大都市の赤字でございすけれども、私も大都市からいただいております資料では、四十二年の決算では指定都市全体

で——自治省の統計では三十二億円でござい
ますが、大都市側の統計では百三億円だと言っており
ますが、そのうちでも特に大阪が約半分を占めて
おりまして、大阪の赤字が非常に大きいというこ
とが問題であるというふうな考えをしております
が、いま申し上げましたように、これらに対する
対策をいたしましては、大都市におきまして財政需
要の増高の一番大きい原因の一つに、おもに道路
関係の整備費が非常にふえてきておるといこと
でございまして、税制の面では道路関係の財源
の充実ということを中心に対策を講じていると、
こういうことでございまして。

○松澤兼人君 いま御指摘のありました四十二年
の自治省の決算統計によりまして、大阪と神戸が
赤字になっている。しかし、いわゆる指定都市方
面の資料によりまして、軒並み赤字になってお
る。こういう違いというものは一体どこからくる
のですか。

○政府委員(松島五郎君) 大都市側で言われてお
ります赤字というのはどういう内容が詳細に知
れておりませんが、自治省の決算統計におきま
して、一応、歳入歳出を見まして、その場合にそ
れが赤字であるか赤字であるかということが第一
でございまして。さらに歳入歳出のうちで、税収
は別であります。未収入の債権等が当該年度に
収入されるべきもので収入されてないというもの
がある。たとえば国庫補助金等の交付が、おくれ
たというふうなものはプラスに立っています。逆に地方
団体が当該年度内に支払うべきもので支払いを繰
り延べたというふうなものがあります。ならば、そ
れはマイナスに立っています。そういう要するにほん
たの意味の一応の決算上の差し引き赤字黒字の
ほかに、未収債権、未収債務と申しますか、そう
いったものも加除いたしまして実質収支というも
のを示しておるのであります。大体これがほん
たの意味の実質的収支に当たるのではなからう
かと、こういうふうな考えをしております。

○松澤兼人君 金がないために仕事の繰り延べ、
延伸というふうなことをやっておるところがた
く

さんあります。それで、大都市側はそういうもの
は実質赤字と計算をしておる。あなたのほうは、
そういうこまかいものを知らないわけではないけ
れども、しかし、帳じりだけを考えていると思
うのです。ですからほんとうに金が不足のために仕
事の延伸をしたというふうなことが、大都市側と
しては当然それが赤字だということに計算してい
ると思うのです。そういう問題は、自治省として
は決算のいわゆる帳じりだけを考えて、それで黒
字である、あるいは赤字であるというふうにお考
えなんでしょうか。

○政府委員(松島五郎君) 先ほども申し上げまし
たように、一応、歳入歳出の差し引き、いわゆる
決算上の帳じりをまず押えまして、それに支払う
べくして支払っていない額、これは赤字要因
として加え、それからまた収入されるべくして収入
されなかった金額、たとえば国庫補助金の年度内
交付が、おくれたというものは黒字要因として加
える。それから事業繰り越し等が行なわれます場
合には、その事業繰り越しに伴う財源は当然必要
な財源として、もしもそれが決算上出していない
ば、それは赤字要因として加えるという操作をし
て実質収支というものをしているわけございま
す。

○松澤兼人君 自治省側とそれから大都市側との
間で相当の開きがある。先ほど局長が言われま
したように、自治省側では、四十二年を取り上げ
てみますと、赤字が三十二億、しかし大都市側は百
三億、あまりにこれは隔たりが大き過ぎる。計算
の基礎として、自治省が計算されることもそれは
正しい計算の方法かと思ひます。また、大都市側
が計算して百三億という赤字が出るということも
これも決して架空の数字じゃないと思ひます。し
たが、この両者を合わせて適当なあるいは適切
な黒字、赤字ということとを断定する方法という
のはありそうなものだと思ひますが、この点は
いかがですか。

○政府委員(松島五郎君) 自治省が計算しており
ます昭和四十二年度、大都市全体を通じて三

十二億の赤字というのは、この計算方法は何も大
都市だけに對して特殊な計算方法をしておるわけ
ではございません。自治省が毎年国会に御報告し
ております決算統計も同じ考え方、調製をいたし
ておりますので、ただ大都市側が百三億円と言
っておりますので、これについて、私、詳細に知
りておられますので、これについて、これが間違
っているとか、間違っていないとかいうことは申
上げることはできませんが、またそういうことを
申し上げるつもりはございませんが、自治省側の
出しているのは、大都市分だけを何も特別な計
算方法でやっているわけではないということをお
承りいただきたいと思ひます。

○松澤兼人君 あまりに開きがあるという場合、
これは自治省としては、自分は三十二億だと思
うけれども、あとの百三億というのはおかしいじ
やないかというふうな数字を突き合わせるという
うなことは当然なことだと思ひます。大都市側
の百三億というものは全然私としては知らないの
だというふうなことはちよつとおかしいのじや
ないですか。

○政府委員(松島五郎君) この決算統計のほかに
大都市側の赤字が多いという要因として考えられ
ますことは、自治省の決算統計では、それぞれの
団体で特別会計の動き方もいろいろございま
すけれども、その特別会計のうち、いわゆる一般
計的なものは全部統計いたして統計をとるわけ
でございますが、そのほかに公営企業特別会計、
あるいは国民健康保険特別会計のようなものは別
々にいたしておられますので、おそろしく国民健
康保険特別会計の赤字等も、大都市側ではこ
で合算をしておられるのではなからうか、詳細に
承知してございせんこと、まことに申しわけな
いと思ひます。

○松澤兼人君 それで、たび重なる衆参両院の附
帯決議で、四十四年度ではあまりにたいした大
都市税財源の問題について対策がなかつた、そこ
でやはり今後この問題については、自治省として
真剣に取り組んでいくべきじゃないかと思ひま
す

けれども、それで一方、地方制度調査会等にお
きましては、大都市の問題だとか、市町村の問題
だとか、あるいは府県制の問題だとかいうよう
なことをいろいろ検討しているわけでありま
す。そこで、もし大都市というものが国家的な一
つの職分を持つていて、このことになれば、やは
り税制改革の点でも大都市に對する税制の改革
というのは当然考えていかなければならない結
果になるんじゃないかと思ひます。引き続いて、
大都市税財源の問題について検討されるという
お考えがあるかどうか、もしあるとすれば、ど
ういう点に重点を置いてお考えになるかという
問題。

○政府委員(松島五郎君) これも先ほど来お
答えをいたしておりますけれども、四十四年度に
地方道路譲与税の配分方法を変えまして、大
都市の道路財源の増加をはかったことだけで、
私は大都市税制の問題が片をついていないとい
うふうに考えておりません。引き続き、やはり
検討を続けていかなければならぬ問題だと思
つております。ただ、大都市に限らず、市町村
であれ、県であれ、税源を充実するというこ
とは、結局それどこから持ってくるかという
ことになるわけでございます。先ほども阿部
委員の御質問にお答えをいたしましたように、
持ってくる道は、国民にさうに負担を求め
るという形で持つてくるか、あるいは現在
国なり都道府県なりが持つております税
源を再配分するか、その二つのうちの一つ
を選ぶほかはないわけでございます。もち
ろん今日の税負担の状況から申しますと、
国民に負担をこれ以上増加させることが
軽々な行なわれるべきものではないとい
うふうに考えられます。もちろんものに
よつて、さらに負担を求めることが合理的
なものもあるいは出てくるかも知れませ
んけれども、原則的には現在の国民の税
負担の範囲内において、できるだけ財源
再配分という形をとっていくべきではな
からうかというふうに考えます。そう
なりまして、結局、県の税収入を市
町村に移すとか、あるいは国から移す
とかいう問題になるわけでございます。県の
税収入を市町

村に移すという考え方ももちろんあり得ると思ひますけれども、しからば、そのあたりに申します。かは、県はもう十分足りているのだから、埋める必要があるのかという問題も同時に考えなければなりません。そうなりますと、先ほどもお答えをいたしましたように、府県歳入中に占めます収入の割合というものは、必ずしも県が上がつてゐるわけではございませんので、いま県に余裕ありとて市町村に移すばなしというわけにもまいらないと思ひます。そういうことになりまして、やはり国と府県、市町村を通じて税の再配分をどういうふうにしていくかという問題を考えなければなりません。もちろんこれはそういうふうにして上げるのは、何と申しますか、抽象的には簡単なるようなことでございますけれども、実際問題となりますと、それぞれがそれぞれの税収のもとにおいて得られる収入を前提として財政運用を行なつてゐるわけでございますから、自分のところが余つてゐるから、いつ持つていかれても差しつかえないのだというふうな態勢にはございせんので、結局、税源の再配分という問題も、事務の再配分あるいは国庫補助金の整理という問題とあわせて考えていかなければ、なかなか結論が得られない問題でございます。そういうことをいろいろ申し上げますと、またやる気がないのかというおしかりもあるかと思ひますけれども、そういう点も十分考えながら、私どもとしては積極的にこの問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○松澤兼人君 税制調査会なり、地方制度調査会なりで、法人所得に対して大都市または市町村が課税するという点や、あるいは大都市の特例事務について、大都市として特例的な税収入を見るべきではないかという意見もあるわけでございまして、これはききょう直ちに税務局長から御答弁をいただくことを考えておりませんけれども、やはり今後の問題として考えていただきたいと思います。新税をつくるといふことはいろいろ問題があると思ひ

ますね。もうこういふ段階になって、新税は悪税だというふうなことをよく言われまされども、新しいものを幾らく考えても、どこかに抵抗があるとか、どこかに問題があるとかいうことになるのじゃないかと思ひます。そうすると、やはり国と地方とか、あるいは府県と市町村とかいふような再配分の問題になつてくると思ひます。先ほど竹田君もいろいろと料理飲食等消費税の問題について話がありました。いま局長の言われましたことは別にそのことを言つてゐるのじゃないと思ひますけれども、府県税と市町村税との間の移譲といふものを考えるべきじゃないか。これは料飲税の問題じゃないで、すけれども、そういう問題もやはり当然考えていかなければならない。いまからいろいろと御検討いただきまして、四十五年度では引き続き大都市の税財源の確立というところについて御努力をいただけるといふお答えがいただけてますか。

○政府委員(松島五郎君) 先ほど来申し上げましたように、私どもとしては引き続きこの問題について取り組んでまいりたいと思ひます。ただ、いまこの今日の段階で、四十五年度は必ず具体的にこうするといふことを答えるというつもりになりまして、私どももまあいろいろ問題がございまして、いま直ちにこの段階で来年度は必ずこうやりまうというお答えはできませんことをお許しをいただきたいと思ひます。

○松澤兼人君 最後に、特定の税を国から地方、あるいはまた府県から市町村というふうにしてもらいたくは考えておりませんが、やはり考えていただくといふことにしまして、大臣も地方制度調査会等におきましては、社会経済情勢の変動と地域社会の構造変化に対処するためということ、制度上の府県あるいは市町村というもののあり方についていまだ諸問をされてゐるわけですね。それがどういふ結論になるかわかりませんが、やはりどういふふうにして制度を変えましても、変わった制度に対して税財源をきちとつければ

いうことでなければ、どんなに制度を変えてみたところで何にもならないです。そこで新しい制度なり、あるいはまた大都市の特異性というものを考えるにたつてくださいますと、それで今後十分に都市あるいは大都市、そういう問題について検討するといふ決意の御表明をいただければ結構だと思ひます。

○国務大臣(野田武夫君) いま御指摘になりました大都市の財政、それから市町村と府県の関係、これは先ほどからいろいろの委員の各位からお尋ねもございまして、ただいま税務局長もお答えをいたしております。結局新たに税をつくつてやればこれはわりと案にいきましようけれども、結論としてなかなか新税はむずかしい、また自治省といたしまして、これに対処するに大都市の財政が悪いからこれに見合う新税をつくらう、いま現在のところそういう考えは持つておりません。それで、結論をいたしまして、それではどうするかといふことは、どうしても最後には国、地方を通する税源の再配分、そしてこれはいまの大都市税源の充実をはかるというのと、それから行政上の事務の配分というものの、これも非常に大事なことだと思ひます。やはりこの意味からい

たしまして今日の大都市財政と行政との関係を考慮する必要がある。また、御指摘になりました市町村と府県税、これは市町村のほうで非常に最近に府県に比べて税収その他においてアンバランスになつておりますが、これもやはりひとつ調整する必要がある。重ねて申し上げますが、これらのことをやりまうには、やはり税源を確保する必要がある。それで繰り返して申し上げます、国と地方を通する税源の再配分というものが重要なやはり検討すべきことでもあるし、行政上のこともやはりあわせて真剣に取り組んで、今日の国と地方との関係というものを再検討する段階である。四十五年度にあたりましては財政、税制を通じまして、これらにつきましても真剣にひとつ取り組むという姿勢を持つておることをはっきり申し上げておきます。

○委員長(内藤三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(内藤三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小枝一雄君及び小林武治君が委員を辞任され、その補欠として渡辺一太郎君及び鹿島俊雄君が選任されました。

○委員長(内藤三郎君) それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○竹田四郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、地方税法等の一部を改正する法律案に反対の討論をしようとするものであります。

反対の第一は、住民税の課税最低限についてであります。標準世帯の住民税の課税最低限は六十二万円余でありまして、国民の基準生計費を下回つております。また、所得税のそれと比較しても三十一万円余の格差があり、住民税の応益原則などがあるにいたしまして、はなはだしく均衡を失つるとともに、地方税の大衆負担を重くしている原因であります。課税最低限をすみやかに計画的に大幅に引き上げるべきであります。かかる点から課税最低限の額に反対するものであります。

反対の第二点は、地方税源、特に都市の税源の拡充強化が、数年来の附帯決議や地方制度調査会の答申等に違反してゐる点であります。経済構造の変化、企業の勢力の増大などからして、企業の所得はきわめて拡大しているにもかかわらず、特に市町村の自主税源として寄与の割合は少ないのであります。今日、地方財政の危機は、自主財源、特に自主的税源の乏しいところにあります。

今回の改正案によりますれば、地方道路譲与税等でわずかに都市的財源を補充しているにすぎないわけでありまして、地方自治の強化に役立っているとは思われません。われわれはかかる点において反対するものであります。政府はこの際、すみやかに自主財源の確保のための税制の再検討を行なうべきであります。

反対の第三点は、国の租税特別措置に基づく地方税の減収額が千八百九十九億、地方税における非課税措置が千三百三十二億、計二千二百二十一億円で、前年度に比し前者では百五十億、後者では二百二十五億の増加になっております。これらの恩恵を受けているものはおおむね企業でありまして、かかる措置は、税制調査会の答申においても整理し検討し廃止すべきものとしておりますし、また特に国の租税特別措置による地方税への影響を遮断すべきことを提起しておりますが、かかる措置があらわれてきていない点はまことに遺憾であり、地方税が企業に対して軽減、大衆に対して重い課税という不公平をあえてやっておるわけでありまして、かかる観点から反対するものであります。

反対の第四点は、電気ガス税であります。この点は従来から佐藤総理御自身が悪税だと述べておりますことは御承知のとおりであります。また、非課税措置で企業には低廉な大口消費者料金の点を考慮いたしますと、一千億に近い厚い減税が行なわれておりますのに、一般の庶民にはわずかにばかりの生活上必要不可欠な電気代にさえ課税していることは許すわけにはまいりません。税額総計といたしましては約八百十億程度であります。したがって、むしろ電気ガス税は廃止すべきものであります。

第五の反対点は、料理等飲食消費税であります。三千円以上の高級飲食に対する税率を五%引き下げたにもかかわらず、一般庶民の宿泊、飲食に對しての免税点はわずかに千六百円でありまして、今日千六百円で宿泊させてくれる旅館はほとんど絶無といつてよいと存じます。庶民の年一回

や二回のレクリエーションにまで料飲税を課税することは全くけしからぬ税金だと存じます。また、一般大衆の飲食に対する免税点は八百円でありますが、これも低過ぎます。千円以下の飲食はまさに普通の夕食程度のものであります。今回の税率改正免税点の引き上げの措置は、大衆の飲食、宿泊に相変わらず重い税金を課し、杜用族を奨励し、高級料理店をもうけさす選挙目当てのものではないかとさえ勘ぐられてもしかたがない改悪であろうと思ひます。高級飲食はむしろ二〇%に引き上げ、大衆の飲食については免税点を、宿泊については二千五百円、飲食については千円に引き上げるべきであると思ひます。

以上、主要な点についてのみ反対の理由を申し上げ、本地方税法改正案に反対するものであります。以上で終わります。

○藤谷太三郎君 私は自由民主党を代表して、本案に賛成の意を表するものであります。

本案は、地方財政の実情と地方税負担の現状を考慮し、国民の強い要望である住民税負担の大幅な軽減をはじめ、料理飲食等消費税、電気ガス税、自動車取得税等の負担を軽減し、また市町村の目的税として宅地開発税を創設して公共施設の整備を促進するとともに、地方道路譲与税の譲与基準を合理化して、大都市の財源の充実に資するなどの所要の改正をいたそうとするものであります。

これらの改正内容は、いずれも当面の事態に対応する適切な措置でありまして、私は本案に賛成する次第であります。

○原田立君 私は公明党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案に對し反対の意を表明し、討論を行なうものであります。

政府は、地方税法の一部を改正して減税を打ち出したのでありますが、私は、この法律案に對してはなほ不満であります。それは、見せかけ減税であるからであります。住民税所得割りの各基礎控除の引き上げはよいとしても、その他のものは免税点の引き上げであります。電気ガス税によつてこれを見ると、電気は五百円、ガスは千円

の免税点であります。かりに四百九十円使用したときは無税だが、五百十円の使用のときは課税される、五百円を超過した十円に對する課税と錯覚するのが一般の考えでありましよう。実際は五百十円全額に課税される、こういうやり方が免税点制度であります。こういうやり方も徴税方法の一つではあるが、欺瞞するものではないかと思ひます。これらは全廃するか、基礎控除制にするか、または税率の軽減をはかるべきであります。口では減税と言つても、実のところ電気ガス税は四十三年度から比べてみれば、九十三億九千九百九十九万の増収になっております。これは最近の電気ガスの需要が伸びているからであつて、今後も続くことでありましよう。これらのことを考えると、もっと減税ができたのではないかと思ひます。このような考えから、この案に賛成しがたいものであります。

二つには、八百七十億の減税をしたと自治省は自画自賛をしているが、では一体、四十三年度から比べてみると、どれだけの増収の増減があつたか、実に四千七百億からの増収になっているのであります。こんなに実収増があるのなら、どうして日ごろから熱望されている住民税の課税最低限度額をもっと引き上げようとならないのか、理解に苦しむものであります。あぐくの果ては、国へ六百九十億円の貸し付け、国鉄納付金を二十五億円も減額にする等、これらを行ない、住民税のほうにはほんのわずかな手をつけたとき態度はどうして容認しがたい点であります。

三つには、税制の簡素化を大義名分として、料理飲食消費税をすべて一〇%の課税としたこととあります。国では交際費にも課税すべしという態度をとつておるのにかかわらず、他方、高級料飲税軽減するがときは、矛盾もはなはだしと言わざるを得ません。

四つには、地方財政をどのように強化充実していくか、その位置づけが不明確な点であります。確かに四十四年度は地方団体にとつて増収になることは事実であつて、その限りでは自然増収によ

る地方財政の充実ということでありまして、他方、身がたつて過ぎるほど無計画な減税方法を政府は行なつております。そして、大目である地方財政を根本的に充実させ、住民サービスを向上せしめるいわゆる地方財政の位置づけが何ら加えられていないこととあります。最近までは三割自治といわれ、赤字財政に苦しめられていたのもついでにこの間までのこととあります。地方財政をどう位置づけるかは地方行政にとつて重要問題であります。これらが明確にされていないところに大きな不満を持つものであります。

五つには、わが党はかねてより次のような点を主張いたしております。それは、住民税の課税最低限度額を百万円まで引き上げよ。電気ガス税の全廃。大衆課税である料飲税の撤廃等でありま

す。昭和四十四年度こそ、税の伸びの著しいときはありません。このときこそ、これらの実現のチャンスであると確信いたしておりますが、そのような住民本位の施策は施されず、申しわけない減税を行なつていくことは断じて承服できない点であります。

以上、五項目を申し述べて反対討論いたします。

○委員長(内藤三郎君) 他に御意見もないようでございますが、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないを認めます。それでは、これより採決に入ります。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(内藤三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○熊谷太三郎君 私は、ただいま可決されました法律案に對し、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

趣旨説明を省略し、案文を朗読いたします。

地方自治体に働く臨時職員、非常勤職員の正規職員化等に関する請願(十五通)

請願者 香川県大川郡長尾町東 長谷菊太郎 外八百六十九名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一八三七号 昭和四十四年三月二十四日受理
地方自治体に働く臨時職員、非常勤職員の正規職員化等に関する請願(四十通)

請願者 長野県更埴市大字寂持一、一六五宮坂民男外千五百二十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一八二九号 昭和四十四年三月二十四日受理
料理飲食等消費税の減免改正に関する請願

請願者 福島県田村郡小野町大字谷津作宇小治郎八二福島県南温泉旅館業組合連合会内 二瓶章

紹介議員 石原幹市郎君
料理飲食等消費税の減免措置については、現状に即した改正を実施するよう、左記事項の実現を図りたい。

一、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を二千円(現行千二百円)に引き上げ、基礎控除を千五百円に引き上げること。

二、飲食店等における飲食の免税点を千円(現行六百円)に引き上げること。

理由
一、昭和三十年当時は、大衆一般の標準宿泊料は八百円であったが、現在は二千円となつてゐる。十四年の年月の間に、税制の改正はその実につなぐ、つねに、はるかに、あと追ひの形となつてゐる。

二、大衆旅館の利用客は、温泉療養者、家族慰安旅行者、会社外交員、青年男女の登山者、研修旅行者等であり、日帰り客は、おもに婦人団体を主とした一般庶民等であり、つねにその利用

行為の内容を承知してゐる関係上、これらの利用者による料理飲食の消費税を課することはまことに忍び難い。

三、すでに発表された、本税法の改正案は、高級料理店等にも適用される税率変更の試案であるが、それよりも一般大衆のための免税点引上げの改正措置を断行すべきである。

第二一四五号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 宮崎県延岡市片田町 加行泰三外百七十五名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一四六号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 宮崎県南那珂郡南郷町大字中村甲二、三三一 小玉イトエ外百三十三名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一四七号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字上富田七、六八四 原田一二外百十名

紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一四八号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 長野県岡谷市川岸町九、二一〇金原今朝敏外二百五十三名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一四九号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 長野県岡谷市川岸三沢町一、〇五〇 岡田さだみ外二百四十一名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五〇号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道十勝郡浦幌町住吉町 細越正志外四百八十七名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五一号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道浦河郡浦河町東町二九九吉田明外四百九十四名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五二号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道河西郡芽室町芽室南三線一八 佐藤久泰外五百十六名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五三号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道北見市公園町一五七 佐藤祐吉外四百五十五名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五四号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道空知郡奈井江町宮村二区 道中勝太郎外四百三十五名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五五号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道天塩郡豊富町 皆川公子外三百五十五名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五六号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道天塩郡天塩町山手裏通一一丁目 浜敏彦外三百八十七名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五七号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道網走郡津別町字幸町 高橋誠子外四百八十七名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二一五八号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案) 反対に関する請願

請願者 北海道函館市根崎町四三ノ二 村

田逸子外五百十六名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二五九号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 北海道稚内市大黒町五丁目 高橋
勝次外三百八十五名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六〇号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 愛媛県伊予三島市中央三ノ三ノ三
大西康治外四百四十五名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六一号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 愛媛県大洲市上順戒甲一、一三五
ノ二 池田幸徳外百十四名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六二号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 北海道中川郡美深町字敷島二六
五 千葉幸子外四百九十二名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六三号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 北海道中川郡美深町字敷島二六
五 千葉幸子外四百九十二名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

請願者 北海道斜里郡斜里町豊倉一三 前
原加代子外五百五十名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六四号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 北海道夕張郡栗山町一區 勝長弥
恵子外三百六十四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六五号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 北海道釧路市新富町六ノ一一 木
村吉基外三百十九名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六六号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 東京都中野区白鷺一ノ一五ノ六
杉本とし外二百六十一名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六七号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 千葉市花園町一、七九〇 小高富
蔵外二百三十二名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六八号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 東京都足立区神明町三一四 芦川
三郎外二百四十一名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

（案）反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区中央二ノ二二ノ
三 青木一郎外二百二名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二六九号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 埼玉県越谷市西方三、六八二 野
口孝治外二百七名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区平井四ノ一、五六
六 大川綱吉外二百七十四名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七一号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡八潮町大曾根三〇
七 冨川桑二外二百六十八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七二号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 東京都足立区神明町三一四 芦川
三郎外二百四十一名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七三号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 千葉県小倉台五ノ三 泉宮八ノ四〇
二 二村貞夫外二百三十四名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 千葉県小倉台五ノ三 泉宮八ノ四〇
二 二村貞夫外二百三十四名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七四号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 埼玉県越谷市西方二、三三六 那
須保夫外二百三十六名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七五号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区鹿骨町八九六 須
賀榮三郎外九十一名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七六号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 東京都足立区綾瀬四ノ三ノ四 近
藤松吾外二百十三名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七七号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 福岡県豊前市神明町 綾部敏子外
二百七十名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二七八号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）反対に関する請願
請願者 福岡県豊前市神明町 綾部敏子外
二百七十名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一七八号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 福岡市若久松ケ枝町二四 富田照
子外二百三十五名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一七九号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 福岡市馬出通町四一〇 高田善太
郎外二百九十六名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八〇号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 福岡市箱崎米山町三〇一 草場美
代子外四百五十名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八一号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 岡山県児島郡藤田村一三八 田中
康基外百三十八名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八二号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市保寿院前丁七 佐藤
節子外八十名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八三号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市堤通二二二 庄子勇外
百四十八名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八四号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 宮城県石巻市新車中里三五ノ一
野村重幸外百六十七名
紹介議員 成瀬 暢治君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八五号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 宮城県白石市長町九 高橋淑子外
百二十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八六号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘二ノ六ノ五
菅泉広治外百五十五名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八七号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市幸町四ノ五ノ七
佐々木紀恵子外百二十七名
紹介議員 羽生 三三君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八八号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡大瀬戸町瀬戸板
浦 平野五六外百二十八名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一八九号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市市古一ノ八ノ一
三 鈴木優子外百五十七名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九〇号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井 佐
々木弘志外二百二十一名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九一号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 鹿児島県川辺郡川辺町中山田一、
〇二八 羽幸いく子外三百五十九
名
紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九二号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 鹿児島県川内市中郷町六、五六
〇 末留幸哉外二百二十九名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九三号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 岩手県岩手郡葛巻町 城田定吉外
二百五十七名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九四号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 香川県観音寺市柞田町 栗井茂義
外百五十一名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九五号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 鹿児島県阿久根市波留五、〇四
一 大瀧千治外四百名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九六号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 大分県東国東郡安岐町吉松一、四
一九 渡辺忠夫外七十四名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九七号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案(定年制法案)
反対に関する請願
請願者 東京都北多摩郡大和田町奈良橋一、
一八五 田中史江外二百五十五名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九八号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）
反対に関する請願

請願者 千葉県八千代市高津一、五七九ノ三七 三輪千代外二百六十一名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二一九九号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）
反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区新小岩三ノ八ノ四 吉田くに子外二百九十三名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十四年三月二十七日受理
地方公務員法の一部を改正する法律案（定年制法案）
反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市三咲町四一一 阿部 文作外二百十五名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一二五九号と同じである。

昭和四十四年四月十八日印刷

昭和四十四年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局